

名取市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して

令和2年3月

名 取 市
社会福祉法人名取市社会福祉協議会

はじめに

昨今の地域社会を取り巻く状況は、核家族化の進行やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、家族との結びつきや地域でのつながりが希薄になりつつあります。同様に、地域福祉を取り巻く環境も大きく変容し、市民の生活課題やニーズは多様化・複雑化してきております。



このような状況の中、本市では、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方などを明らかにしていくものとして、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とする「名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を名取市社会福祉協議会と一体となって策定いたしました。

本計画は、「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して」を基本理念としています。

この基本理念は、市民の皆様方が身近な地域の主役として、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、市民、地域の関係団体や名取市社会福祉協議会などの福祉関係団体、本市が連携・協働しながら、市民の幸せを目的とした地域共生社会を実現するまちづくりを目指すものです。

地域福祉を進めていくためには、地域福祉活動への主体的な参加が不可欠となり、また、これまで関わったことのない方にも関心を持っていただくようお願いするものであります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました名取市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた、市民や関係団体の皆様に、深く感謝するとともに心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

名取市長 山田 司郎

はじめに



地域共生社会の実現が福祉現場の中で何かと話題になっておりますが、名取市内の多くの地域においても、さまざまな生活課題に対する包括的な支援体制の整備がすすめられております。

地域共生社会とは、制度の縦割りや「支え手・受け手」などといった関係を超えて、地域住民の皆さまや多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

近年、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などにより、人々の生活課題は、多分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

加えて、少子高齢化、人口減少により、社会の担い手不足に起因する地域の活力や持続性を脅かす課題も顕在化してきました。

このような状況の中で、「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現」を目指して「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を実践していく取り組みは、ますます重要になっております。

このたび名取市の行政計画である「名取市地域福祉計画」が策定され、さらに実行計画となる「名取市地域福祉活動計画（以下、“本計画”という）」を市民の地域福祉活動を支援する社会福祉法人名取市社会福祉協議会が中心となって策定いたしました。

これらの「名取市地域福祉計画」、「名取市地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、同じ目標に向かって連携し、推進効果を高めることを目指しています。

本計画では、「名取市地域福祉計画」の基本理念と基本目標の推進にあたり、地域福祉がどのようなものかを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向けてあらゆる立場の人々が「つながる」をコンセプトとした地域福祉活動の推進を図ります。

市民の皆さまには、尚一層のご理解とご協力、そして積極的なご参画をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました名取市地域福祉計画策定委員会委員の皆さま、市民・関係団体の皆さまに心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人名取市社会福祉協議会
会長 相澤 喜美

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域共生社会とは	1
3. 地域福祉とは	2
4. 計画が目指す地域福祉のイメージ	4
5. 地域福祉圏域の捉え方	5
6. 計画の位置付け	6
7. 関連計画との関係	8
8. 計画の期間	9
9. 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1. 人口と世帯の状況	10
(1) 総人口と年齢3区分別人口	10
(2) 世帯の状況	12
(3) 高齢者と子どものいる世帯の状況	13
(4) 人口動態（自然動態・社会動態）	14
2. 高齢者の状況	15
(1) 要支援・要介護認定者数	15
3. 障がい者の状況	17
(1) 障がい者の状況	17
(2) 身体障がい者の状況	18
(3) 知的障がい者の状況	19
(4) 精神障がい者の状況	20
4. 子どもの状況	21
(1) 保育所の状況	21
(2) 幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況	22
(3) 小学校・中学校の状況	23
5. 生活保護受給者の状況	24
(1) 生活保護受給者の状況	24
6. 市民調査の結果からみる状況	25
(1) 調査概要	25
(2) 調査結果の見方	25
(3) 住民が助け合いの活動を行う「地域」の範囲	25
(4) 近所づきあいについて	26
(5) 地域活動への参加について	27
(6) 福祉への関心について	31

(7) ボランティア活動について	34
(8) 社会福祉協議会について	37
(9) 民生委員・児童委員について	38
(10) 各種制度について	39
(11) 生活上の悩みや手助け等について	40
(12) 福祉サービスに関する情報の入手先について	41
(13) 今後の福祉行政のあり方について	42
7. 団体調査の結果からみる状況	45
(1) 調査概要	45
(2) 団体の活動について	45
(3) 地域福祉について	47
(4) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について	50
(5) 今後の福祉行政のあり方について	51
8. 地域福祉をめぐる課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	55
1. 基本理念	55
2. 計画の基本目標	56
3. 施策の体系	57
第4章 地域福祉計画の展開	58
基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり	58
基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり	58
(1) 広報・啓発活動の推進	60
(2) 福祉教育の充実	61
(3) 地域交流の場の充実	62
基本方針2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	63
(1) ボランティアの育成	64
(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成	65
基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり	67
基本方針1 地域活動への支援	67
(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援	68
(2) 社会福祉協議会の活動の推進	69
(3) ボランティア・NPO団体等への支援	69
基本方針2 情報提供の充実	70
(1) 情報提供の充実	71
基本方針3 相談支援の充実	72
(1) 相談支援の充実	73
基本方針4 見守り支援の充実	75
(1) 日常的な見守り支援の構築	77
(2) 生活困窮者等への支援	78

(3) 経済的支援の推進	79
(4) ひきこもりや閉じこもりの対応策	80
(5) 再犯防止対策の推進	81
(6) 権利擁護の利用促進	83
(7) 成年後見制度の利用促進（名取市成年後見制度利用促進基本計画）	84
基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり	86
基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進	86
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	87
基本方針2 福祉サービスの適切な利用促進	88
(1) 福祉サービスの充実	89
(2) サービス事業者への支援	90
(3) 福祉人材の養成支援	91
基本方針3 安全・安心の環境づくり	92
(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	93
(2) 災害時における支援体制の充実	94
第5章 地域福祉活動計画の展開	96
1. 社会福祉協議会とは	96
2. 名取市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動の推進	96
3. 組織・体制の見直し	96
4. 地域福祉活動計画の展開	97
基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり	97
基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり	97
(1) 広報・啓発活動の推進	97
(2) 福祉教育の充実	98
(3) 地域交流の場の充実	99
基本方針2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	100
(1) ボランティアの育成	100
(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成	101
基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり	102
基本方針1 地域活動への支援	102
(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援	102
(2) 社会福祉協議会の活動の推進	103
(3) ボランティア・NPO団体等への支援	104
基本方針2 情報提供の充実	105
(1) 情報提供の充実	105
基本方針3 相談支援の充実	106
(1) 相談支援の充実	106
基本方針4 見守り支援の充実	107
(1) 日常的な見守り支援の構築	107

(2) 生活困窮者等への支援	107
(3) 経済的支援の推進	108
(4) ひきこもりや閉じこもりの対応策	108
(5) 再犯防止対策の推進	109
(6) 権利擁護の利用促進	109
(7) 成年後見制度の利用促進（名取市成年後見制度利用促進基本計画）	109
基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり	111
基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進	111
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	111
基本方針2 福祉サービスの適切な利用促進	112
(1) 福祉サービスの充実	112
(2) サービス事業者への支援	112
(3) 福祉人材の養成支援	113
基本方針3 安全・安心の環境づくり	114
(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	114
(2) 災害時における支援体制の充実	114
第6章 計画の推進と進行管理	116
1. 多様な協働による計画の推進	116
(1) 市民の役割	116
(2) 地域の役割	116
(3) サービス事業者の役割	117
(4) 社会福祉協議会の役割	117
(5) 本市の役割	117
2. 計画の評価と見直し	118
3. 計画の普及・啓発	118
資料編	119
1. 名取市地域福祉計画策定委員会	119
(1) 名取市地域福祉計画策定委員会設置要綱	119
(2) 名取市地域福祉計画策定委員会委員名簿	120
2. 名取市地域福祉計画策定連絡会議	121
(1) 名取市地域福祉計画策定連絡会議設置要綱	121
(2) 名取市地域福祉計画策定連絡会議委員名簿	122
3. 計画の策定経過	123
4. 用語集	124

※本文中の「市民」は、本市で暮らす住民や通勤・通学者、本市で活動する各種団体や事業者等を指します。

※本文中で使用している言葉の後ろに（※）を付けているものは、用語集に説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化・人口減少傾向にあり、核家族化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより家族や家庭のあり方の変化、地域の役割やつながりの希薄化がみられます。また、新たな社会問題として、孤立死、家庭内暴力や虐待、いじめ、ひきこもりなど、市民が抱える生活課題も複雑化かつ多様化しております。

本市は東日本大震災以降、人口は増加傾向にありますが、近年その傾向は鈍化し、少子高齢化は徐々に進行しています。被災者への継続的な支援や見守りに加えて、全国的な課題も共通して内包している状況です。行政の公的制度や各種保健福祉サービスのみで市民が抱える各種の生活課題を解決することは困難な状況になりつつあります。

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活するためには、各自が抱える課題を我が事として丸ごと受け止め、行政はもとより、社会福祉協議会（※）や地域の関係団体、ボランティア（※）団体、事業者、さらに市民が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて相互に協力し、地域全体で支え合う地域共生社会（※）の実現を目指すことが必要となっています。

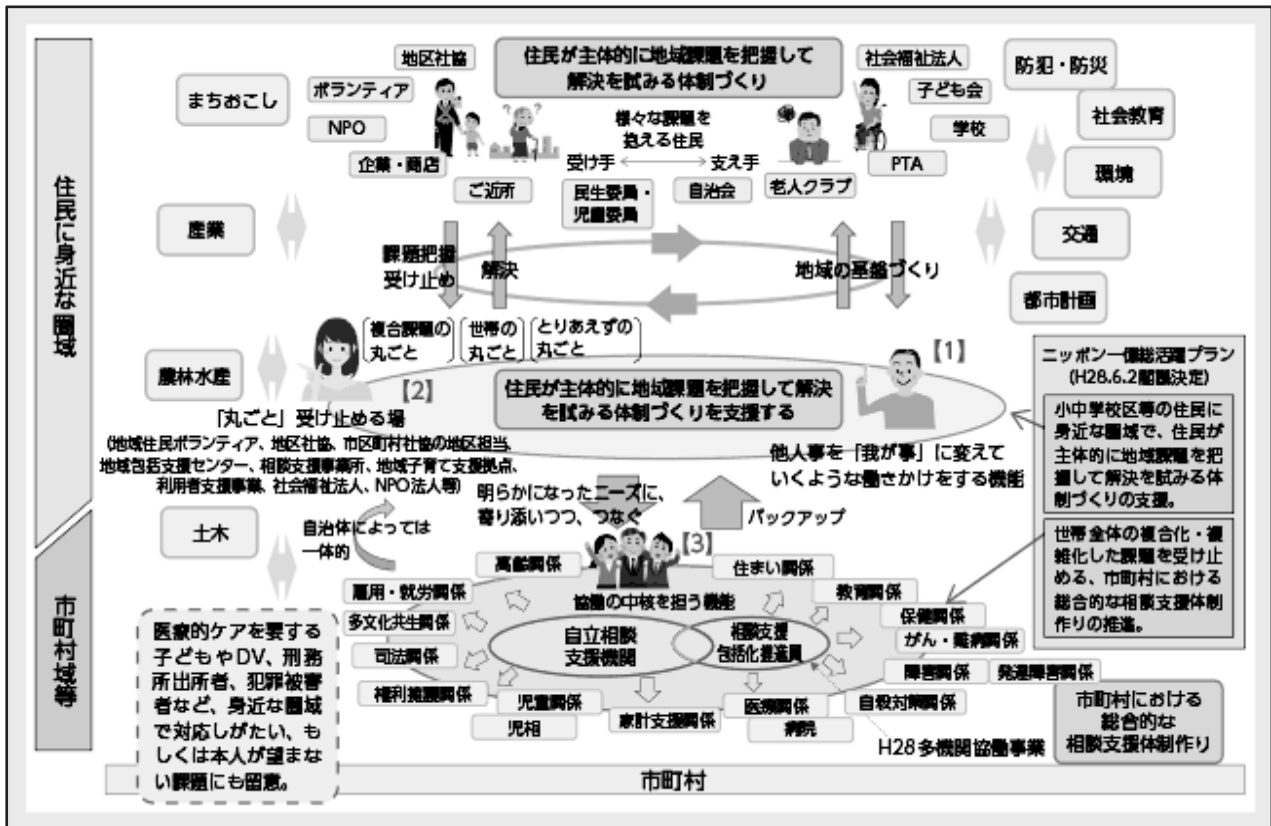
本市では名取市社会福祉協議会とともに、新たに「名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。基本理念は第六次名取市長期総合計画の分野目標2（保健・福祉・医療分野）の施策項目に基づき『市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して』として、地域福祉の推進に取り組みます。

なお、本計画には、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度（※）の利用促進に関する法律」に基づいて策定される「名取市成年後見制度利用促進基本計画」を内包しています。

2. 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、平成30（2018）年度からの生活困窮者（※）自立支援制度の見直しなど、2020年代初頭の全面展開を目指し改革を実行しており、都道府県・市町村にも同様のことが求められています。

<地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ>



出典：平成 29 年版 厚生労働白書

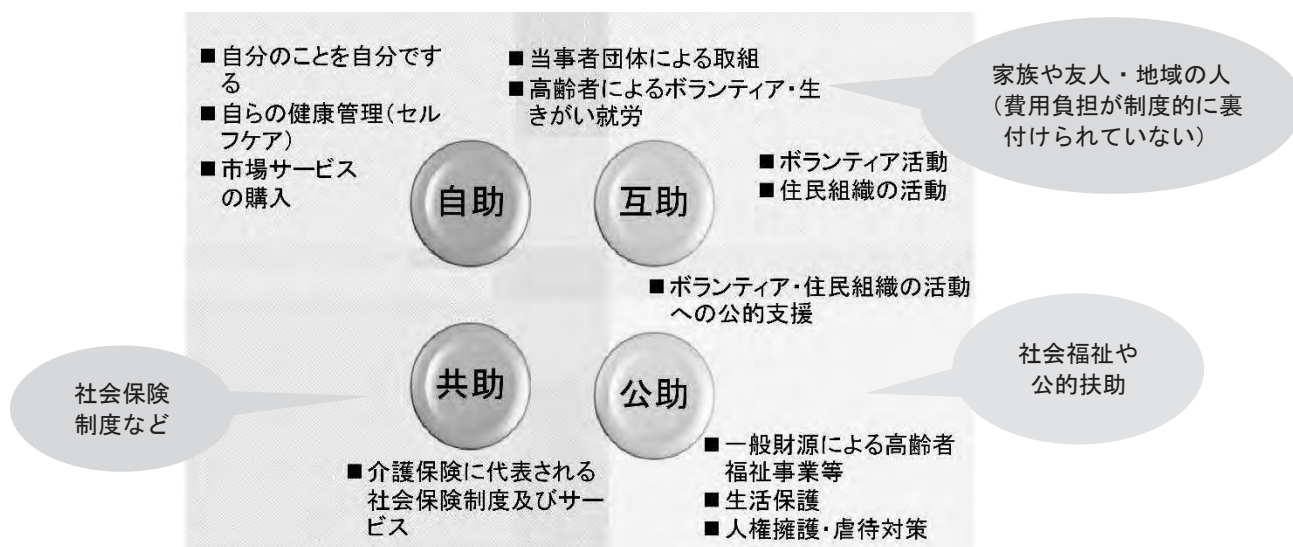
地域共生社会を実現するためには、一人ひとりが抱える生活課題を地域の課題としてとらえ、市民や地域の関係団体、福祉事業者、行政などが相互に協力して課題解決に取り組むことで、市民がお互いに思いやり、支え合う意識の醸成と、地域社会を基盤とした福祉の推進を図るものです。

3. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における様々な生活課題について、市民や地域の関係団体、福祉事業者、行政などが協力して、次の4つの助け合いの視点と役割で取り組んでいこうという考え方とされています。

日々の生活では自助を基本としながらも、それだけでは解決できない生活課題に対し、時に協力して取り組み、助け合うというものです。

< 4つの助け合いの視点と役割 >



出典：厚生労働省 平成25(2013)年3月 地域包括ケア研究会報告書より

- 「自助」： 「自分のことは自分でする」 ことに加え、自費で介護保険外のサービスを利用するなど自費による民間サービスの購入
- 「互助」： 相互に支え合っているという意味では「共助」と共通であるが、費用負担が制度に裏付けられていない近隣の助け合いやボランティアなどで自発的なもの
- 「共助」： 介護保険や医療保険のようなリスクを共有する仲間（被保険者）の負担で成り立つ社会保険制度やサービス
- 「公助」： 法律や制度に基づき、行政機関などが提供する公的サービス

【参考】社会福祉法（平成29（2017）年4月1日施行） ※一部抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

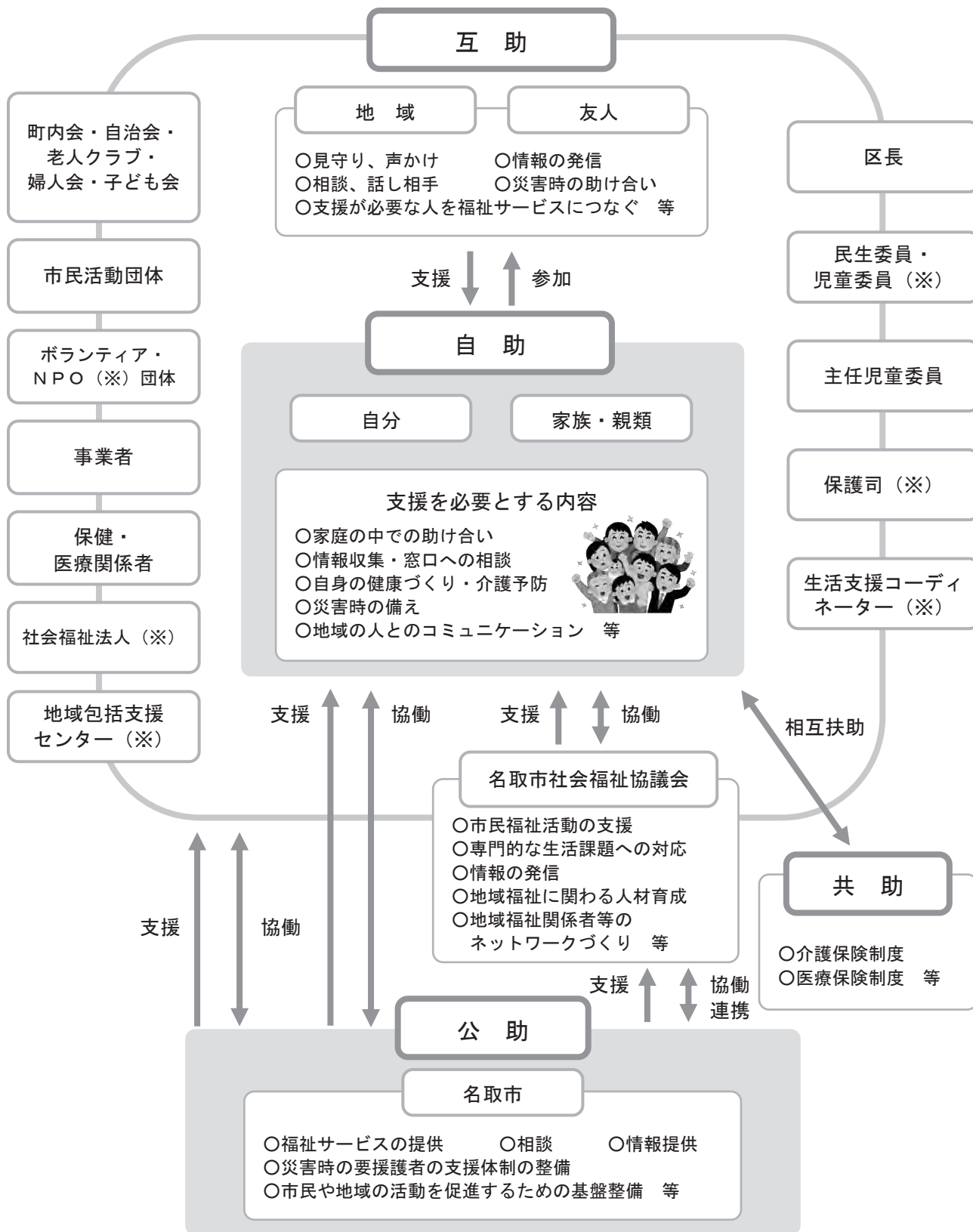
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（※）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービス提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

4. 計画が目指す地域福祉のイメージ

市民が抱える多様な生活課題の解決のために、最初は隣近所との交流や助け合いなどに始まり、さらに支援が必要な人については、地域の活動団体や福祉関係者、社会福祉協議会や本市へつないでいくようなしくみづくりができるまちづくりを目指します。



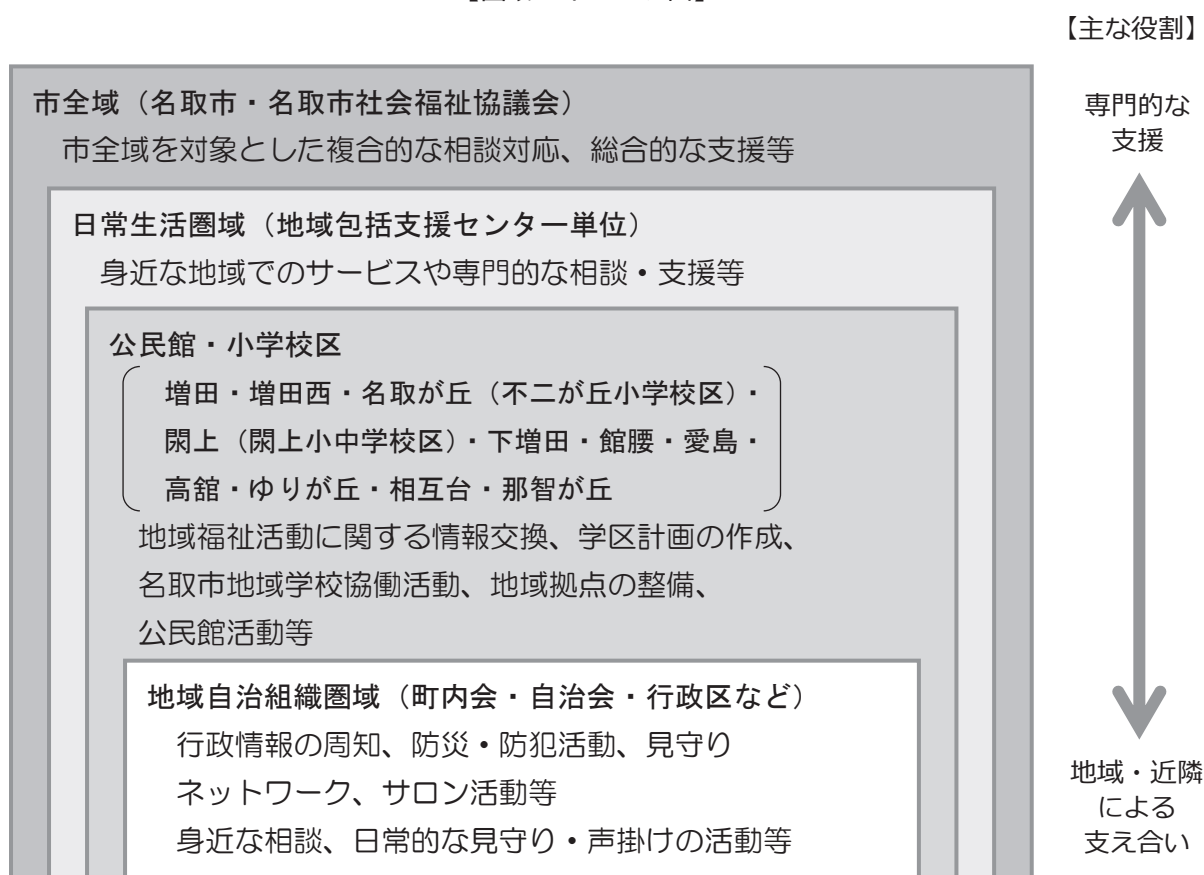
5. 地域福祉圏域の捉え方

本計画は、関連計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等を踏まえて、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として本市全域を基本圏域として設定し施策を展開していきます。

なお、本市には、多くの市民が助け合いの活動を行う地域の範囲として認識している町内会・自治会を最小の単位とする地域自治組織圏域、公民館区や小学校区といった地域活動圏域、介護や福祉基盤の整備の単位である日常生活圏域など、様々な捉え方があります。

重層的な圏域設定とすることにより、一人ひとりが抱える生活課題を段階的に共有し、様々な立場の人が相互に協力して課題の解決に取り組む協働のしくみづくりのさらなる推進を目指します。

【圏域のイメージ図】



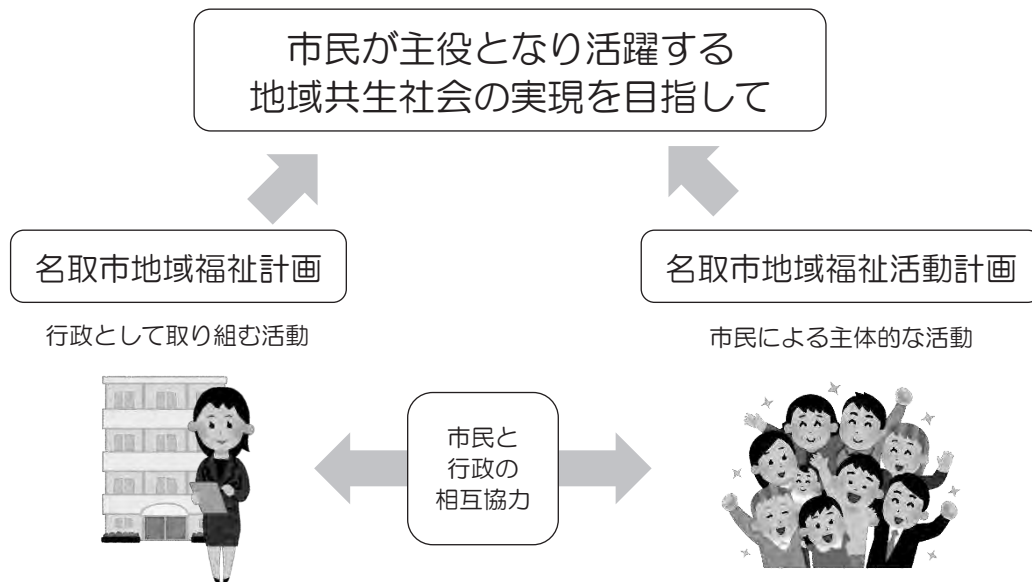
※小学校区：閑上地区は閑上小中学校区となります。

6. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、次頁に掲載した社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」を目指すための方向性を示す計画です。

「地域福祉活動計画」は、市民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進することを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、次頁に掲載した社会福祉法第109条の規定で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、相互の協力と連携を図るため、一体的に策定します。



<地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係整理>

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
性格	・行政計画（施策化、事業目標の明確化）	・民間の福祉活動推進のための自発的な計画（地域活動協働ルール化）
理念・方向性	・協働による地域福祉の推進 ・公民協働による地域課題の把握・共有化	
内容	・連携や協働のルールなど各主体の役割分担のあり方	
	・地域の実情に応じたきめ細やかな福祉基盤の整備などの施策化・目標化	・施策に基づくサービスの展開 ・施策化されたもの以外の独自のサービスの展開
事務局	・名取市健康福祉部社会福祉課	・名取市社会福祉協議会

【参考】社会福祉法（平成29（2017）年4月1日施行） ※一部抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

【参考】地域福祉活動計画策定指針（平成15（2003）年11月全国社会福祉協議会） ※一部抜粋

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

7. 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」の方針に則り、福祉分野の上位計画と位置付け、高齢者、障がい者、児童・子育て支援、生活困窮者支援、成年後見制度等の福祉に関して共通して取り組む事項を定め、関連する分野別計画との整合を図り、横のつながりを強化していけるように進めるものです。

名取市第六次長期総合計画 (令和2(2020)年度～令和12(2030)年度)

名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画

福祉（保健・医療）に関連する分野別計画

- 名取市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画
- 名取市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
- 名取市第2期子ども・子育て支援事業計画
- 元気なとり 健康プラン21（第二次）
- 名取市自死対策計画

- その他の関連計画
(地域防災・男女共同参画・教育・都市整備関連等)

8. 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間となります。

計画／年度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
名取市第六次長期総合計画	第六次										
名取市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第一次					第二次					
名取市高齢者福祉計画及び 第7期介護保険事業計画	7期	第8期			第9期			第10期			
名取市障害者計画											
第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画	第5期 第1期	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			
名取市第2期子ども・ 子育て支援事業計画	第2期					第3期					
元気なとり 健康プラン21 (第二次)	第二次			第三次							
名取市自死対策計画											

9. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民のほか、福祉関係者、地域活動団体や事業者を加えた名取市地域福祉計画策定委員会を設置し、市民や地域、団体の取り組みなど、各種福祉制度について、専門家や市民と協議する機会を設けるとともに、市民及び福祉に関わる団体を対象としたアンケート調査を実施し、市民や関係者の声を計画に反映できるよう努めてきました。

庁内では主に課長級で構成する名取市地域福祉計画策定連絡会議を設置し、新しい計画の策定にあたり協議を進めてきました。

また、幅広く市民の方よりご意見をいただくため、令和2（2020）年1月30日～2月19日に本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口と世帯の状況

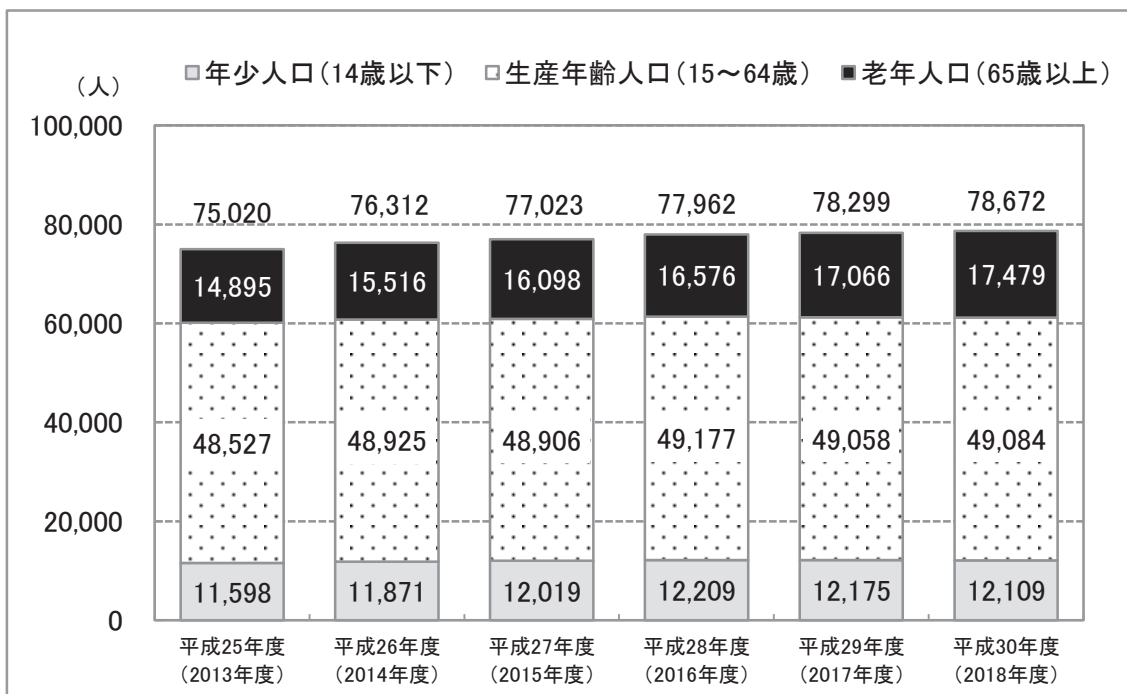
(1) 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、増加傾向で推移しており、平成30（2018）年度には78,672人と平成25（2013）年度の75,020人より3,652人増加しています。

年齢3区分別で見ると、平成30（2018）年度には平成25（2013）年度に比べて、年少人口は511人増、生産年齢人口は557人増、老年人口は2,584人増といずれも増加していますが、特に老年人口の増加が多く、少子高齢化の進行がうかがえます。

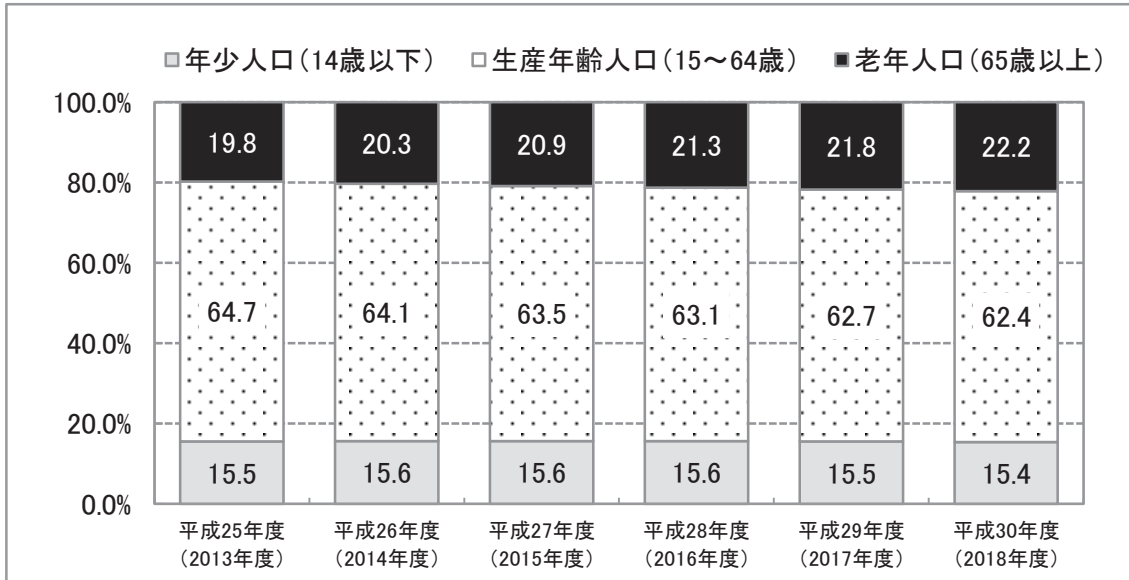
高齢化率（※）を宮城県平均と比較すると、本市は県より低い状況で推移しているものの、平成30（2018）年度には22.2%と平成25（2013）年度の19.8%より2.4ポイント上回っています。

【年齢3区分別人口の推移】



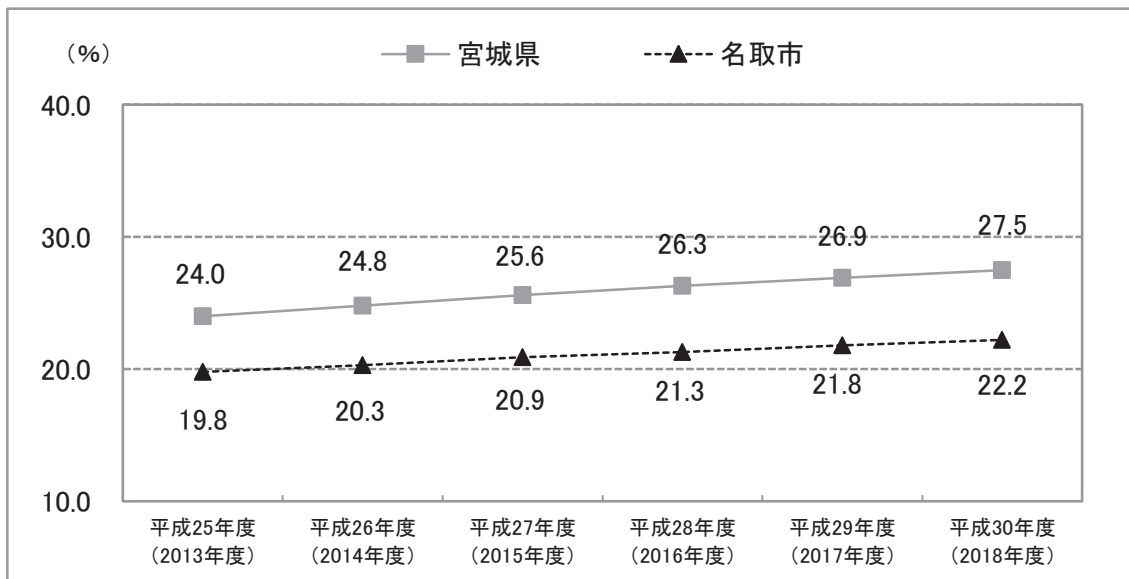
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

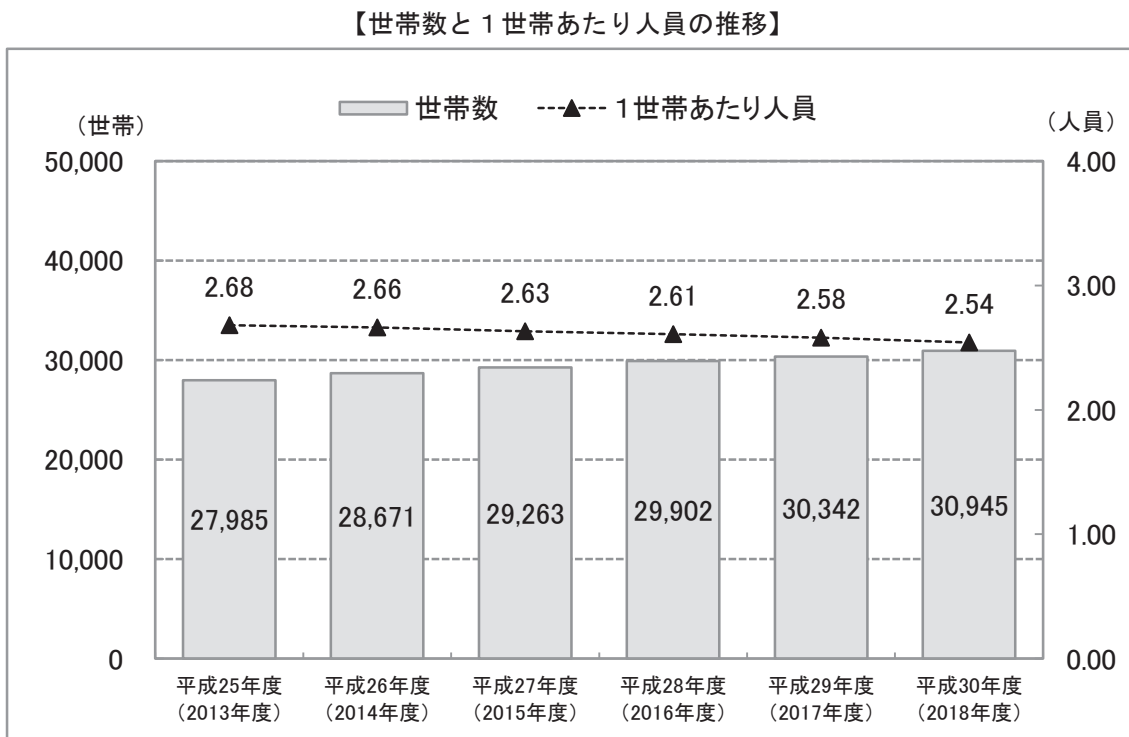
【高齢化率の推移】



資料：（宮城県）宮城県高齢者人口調査（各年度3月末現在）
（名取市）住民基本台帳（各年度3月末現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は、平成30(2018)年度には30,945世帯と平成25(2013)年度の27,985世帯より2,960世帯増加していますが、1世帯あたり人員は2.68人から2.54人へと減少し、核家族化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(3) 高齢者と子どものいる世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は増加が続き、平成27（2015）年度には10,143世帯と平成12（2000）年度の6,438世帯より3,705世帯増加しています。そのうち単独世帯は平成12（2000）年度より1,100世帯増の1,774世帯、高齢夫婦のみ世帯は1,327世帯増の2,498世帯となっています。

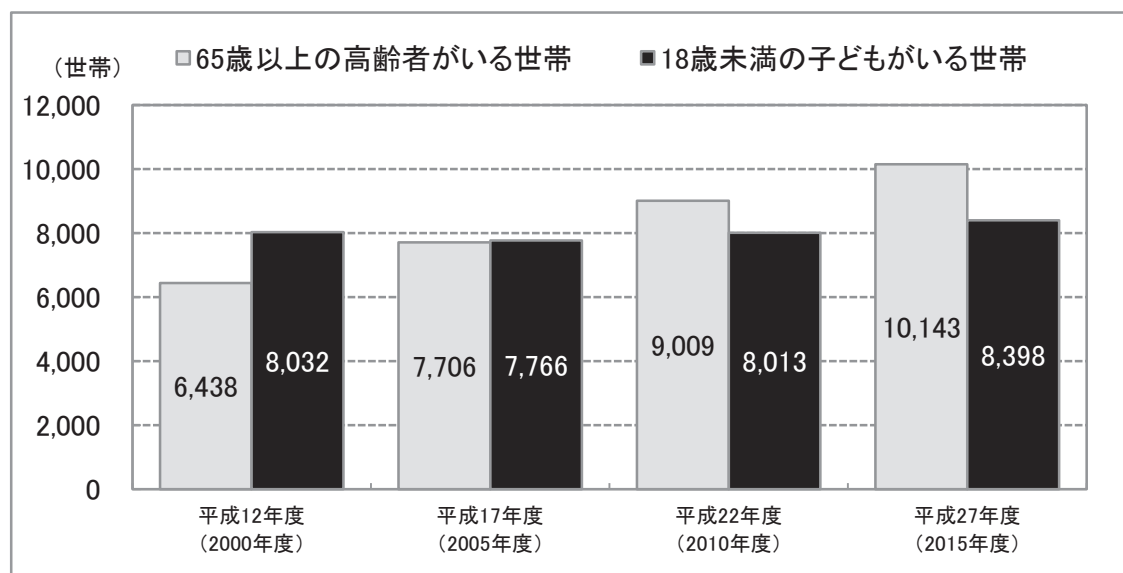
18歳未満の子どもがいる世帯は平成17（2005）年度に減少したものの、平成22（2010）年度以降増加傾向となっています。

【高齢者と子どもがいる世帯の推移】

(世帯)

	平成12年度 (2000年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)
一般世帯総数	20,998	22,408	25,092	27,488
65歳以上の高齢者がいる世帯	6,438	7,706	9,009	10,143
単独世帯	674	911	1,310	1,774
高齢夫婦のみ世帯※	1,171	1,648	2,098	2,498
18歳未満の子どもがいる世帯	8,032	7,766	8,013	8,398
母子世帯	216	305	375	311
父子世帯	28	37	49	37

※高齢夫婦のみ世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯



資料：国勢調査（各年度10月1日現在）

(4) 人口動態（自然動態・社会動態）

平成30（2018）年度の自然動態では、出生者数が599人、死亡者数は660人、自然増は△61人、社会動態では、転入者数が3,915人、転出者数は3,770人、社会増は145人となっており、増加傾向が鈍化しています。

【自然動態・社会動態の状況】

(人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
自然 動態	出生	741	718	731	737	718	599
	死亡	528	618	605	638	658	660
	増減	213	100	126	99	60	△ 61
社会 動態	転入	4,937	4,771	4,554	4,200	4,199	3,915
	転出	3,406	3,504	3,663	3,578	3,644	3,770
	増減	1,531	1,267	891	622	555	145
人口増加		1,744	1,367	1017	721	615	84

資料：名取市統計書（各年度12月末現在）

2. 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数

平成30（2018）年度の要支援（※）・要介護認定者（※）数は、3,123人と平成25（2013）年度の2,744人より379人増加しています。

要介護度別では、要介護2以外は増加し、特に増加が顕著なのは要介護1（208人増）と要支援2（90人増）となっています。

要介護度別の割合でみると、要支援1～要介護1の軽度が49.7%と最も多く、要介護2～要介護3の中度は30.4%、要介護4～要介護5の重度は19.9%となっています。

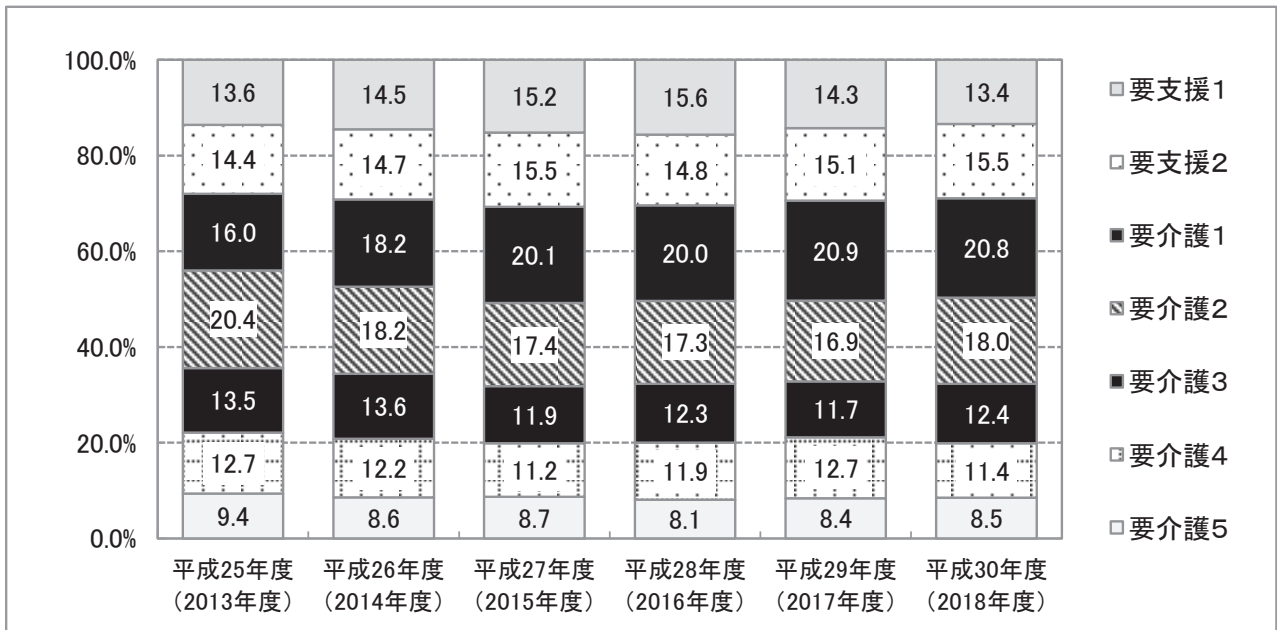
要支援・要介護認定率を宮城県平均と比較すると、本市は県より低い状況で推移しています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

(人)

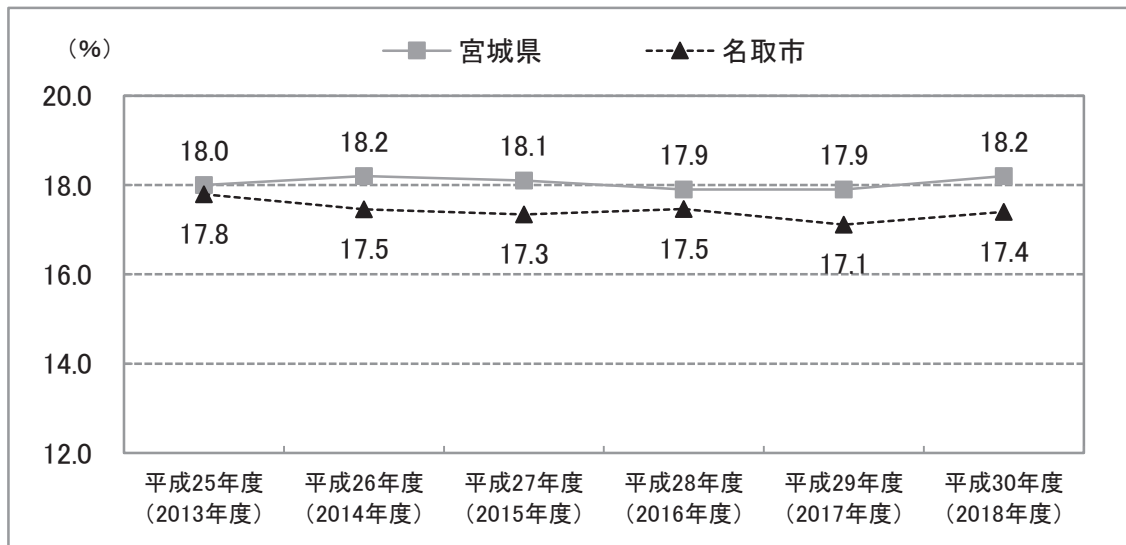
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
認定者数	2,744 (94)	2,797 (88)	2,876 (84)	2,980 (85)	2,997 (76)	3,123 (82)
要支援1	371 (7)	406 (8)	436 (10)	464 (8)	429 (7)	420 (9)
要支援2	395 (17)	410 (14)	447 (16)	441 (18)	453 (18)	485 (17)
要介護1	440 (8)	508 (10)	577 (11)	597 (12)	626 (14)	648 (12)
要介護2	560 (25)	510 (22)	501 (17)	517 (14)	507 (11)	560 (15)
要介護3	371 (14)	380 (15)	343 (8)	366 (9)	351 (6)	388 (8)
要介護4	349 (13)	341 (11)	323 (12)	354 (13)	379 (11)	356 (11)
要介護5	258 (10)	242 (8)	249 (10)	241 (11)	252 (9)	266 (10)

※（ ）は、うち第2号被保険者



資料：介護長寿課（各年度3月末現在）

【要支援・要介護認定率の推移】



※要支援・要介護認定率：要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ）÷65歳以上人口

資料：【名取市】介護長寿課（各年度3月末現在）

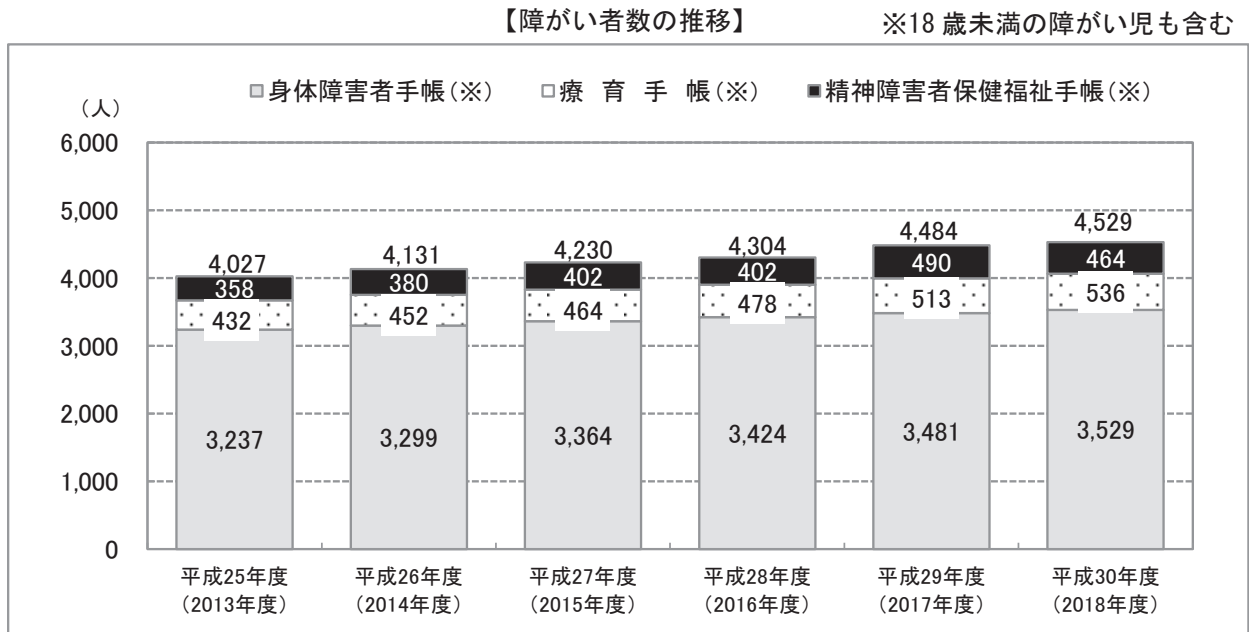
【宮城県】厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（各年度3月末現在）

3. 障がい者の状況

(1) 障がい者の状況

平成30（2018）年度の障害者手帳所持者数は、4,529人（身体障がい者：3,529人、知的障がい者：536人、精神障がい者：464人）と平成25（2013）年度より502人増加しています。3障がいすべてにおいて、障害者手帳所持者数が増加傾向となっています。

年齢別でみると、身体障がい者は65歳以上、知的障がい者と精神障がい者は18～64歳が多くなっています。



資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）
(人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
身体障害者 手帳	18歳未満	104	109	109	114	122	126
	18～64歳	1,073	1,026	979	948	932	926
	65歳以上	2,060	2,164	2,276	2,362	2,427	2,477
	合計	3,237	3,299	3,364	3,424	3,481	3,529
療育手帳	18歳未満	144	142	131	140	156	164
	18～64歳	268	289	310	314	327	341
	65歳以上	20	21	23	24	30	31
	合計	432	452	464	478	513	536
精神障害者 保健福祉手帳	18歳未満	3	5	3	4	7	9
	18～64歳	294	305	316	315	375	353
	65歳以上	61	70	83	83	108	102
	合計	358	380	402	402	490	464

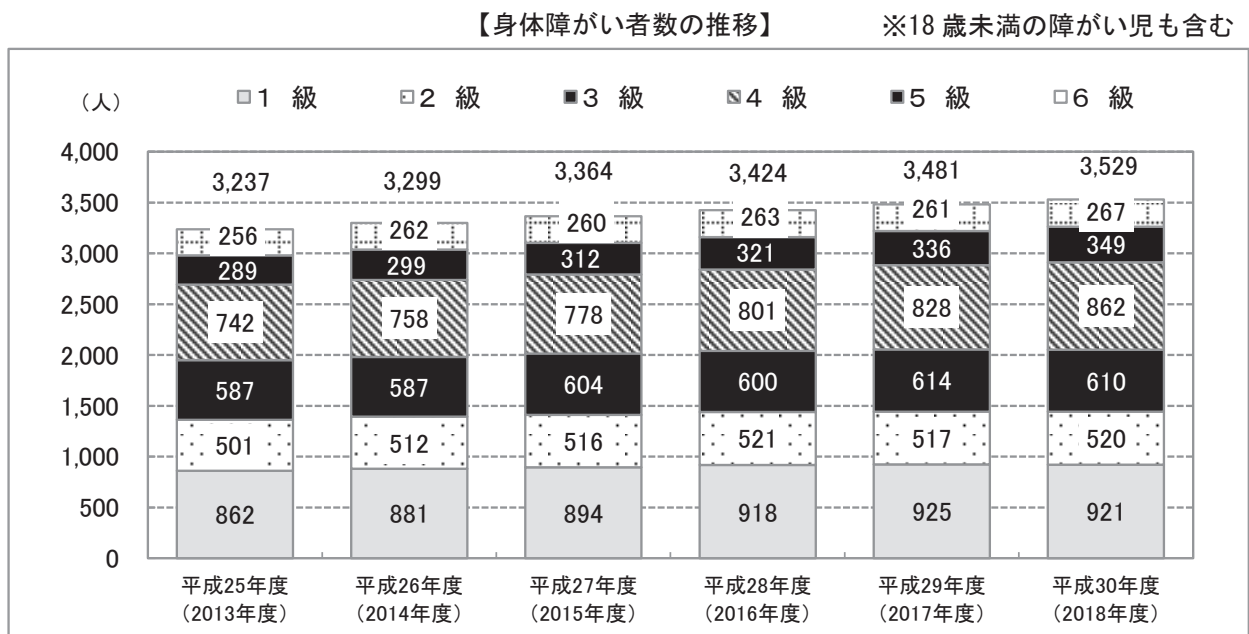
資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(2) 身体障がい者の状況

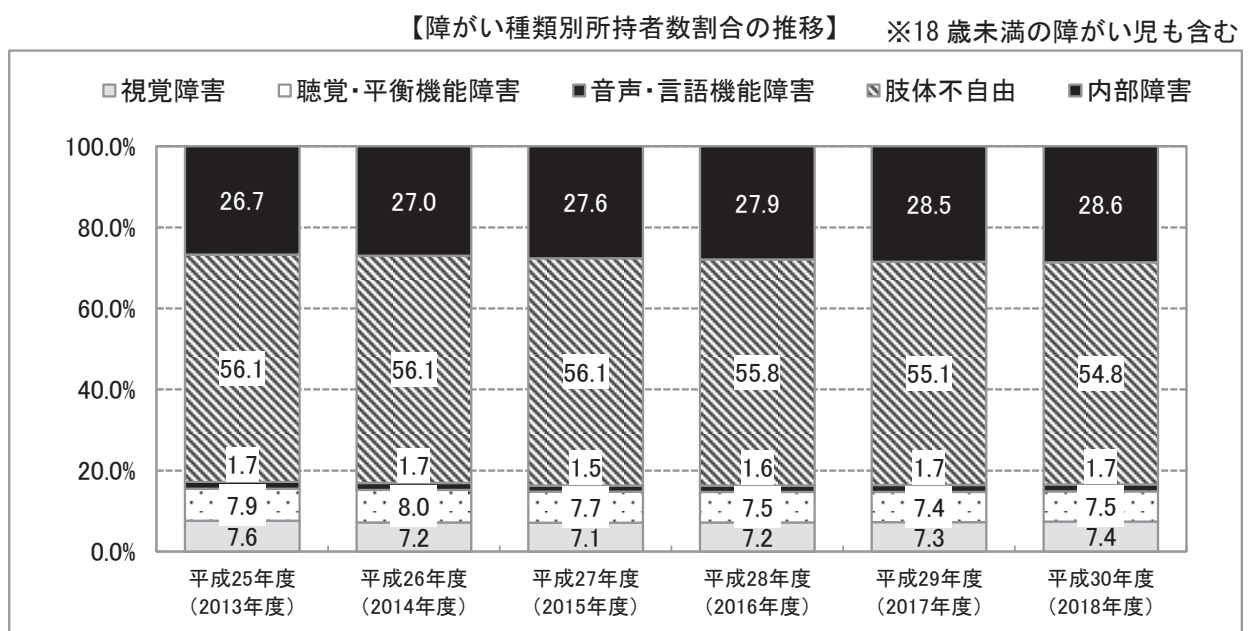
平成30（2018）年度の身体障害者手帳所持者数は3,529人と平成25（2013）年度より292人増加しています。

等級別でみると、いずれの等級も増加傾向となっております。重度の1級、2級は78人増、中度の3級、4級143人増、軽度の5級、6級は71人増となっております。

障がい種類別所持者数割合でみると、肢体不自由が54.8%と最も多く、以下内部障害が28.6%、聴覚・平衡機能障害が7.5%、視覚障害が7.4%、音声・言語機能障害が1.7%となっております。



資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

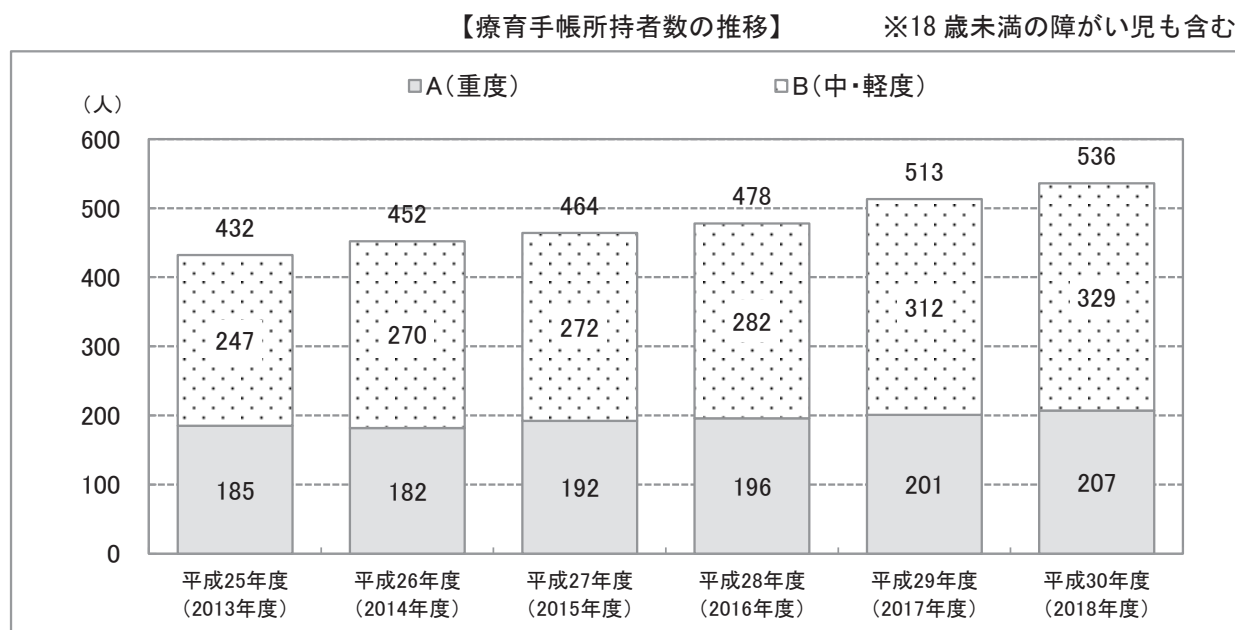


資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(3) 知的障がい者の状況

平成30（2018）年度の療育手帳所持者数は536人と平成25（2013）年度より104人増加しています。

程度別で見ると、重度のAはやや増加傾向で、207人となっています。中・軽度のBは329人と平成25（2013）年度より82人増加しています。



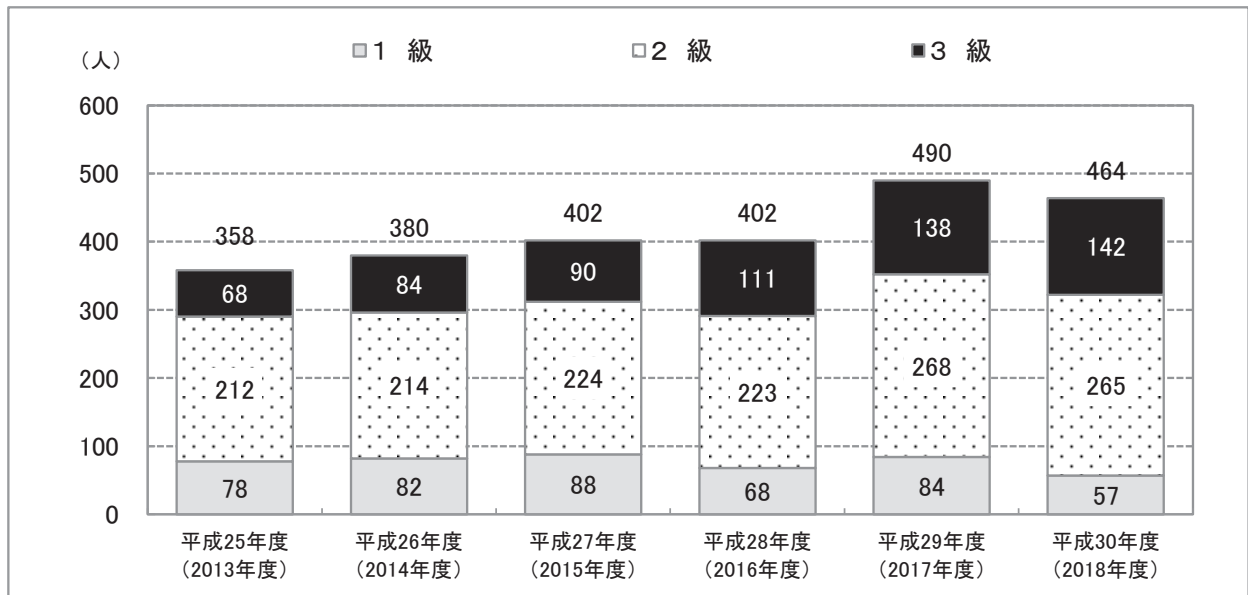
資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

(4) 精神障がい者の状況

平成30(2018)年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は464人と平成25(2013)年度より106人増加しています。

等級別でみると、最重度の1級は減少しているものの、2級と3級は増加傾向で特に3級は142人と2013年度より74人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】※18歳未満の障がい児も含む



資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

4. 子どもの状況

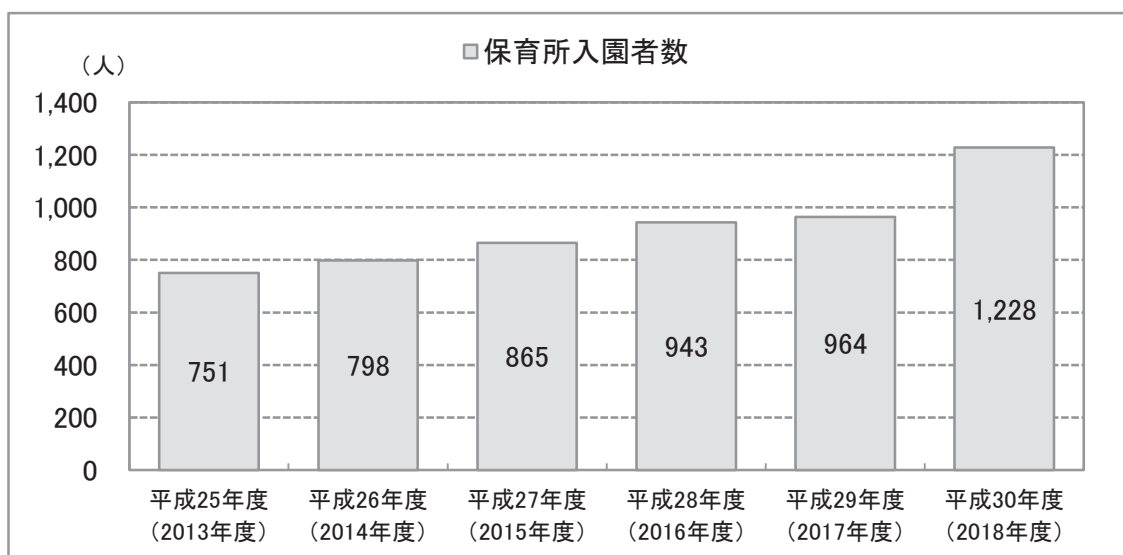
(1) 保育所の状況

平成30(2018)年度の保育所の状況は、認可保育所(※)が8箇所、認定こども園(※)が2箇所、地域型保育事業(※)が9箇所の合計19箇所となっています。定員1,203人に対して入園者数は1,228人となっています。

【保育所の状況】

(箇所・人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
認可保育所	施設数	7	7	9	9	9	8
	定員	690	690	810	810	810	770
認定こども園	施設数	1	1	0	0	0	2
	定員	60	60	0	0	0	304
地域型 保育事業	施設数	0	0	1	7	7	9
	定員	0	0	19	105	105	129
合 計	施設数	8	8	10	16	16	19
	定員	750	750	829	915	915	1,203
入園者数		751	798	865	943	964	1,228



資料：こども支援課（各年度4月1日現在）

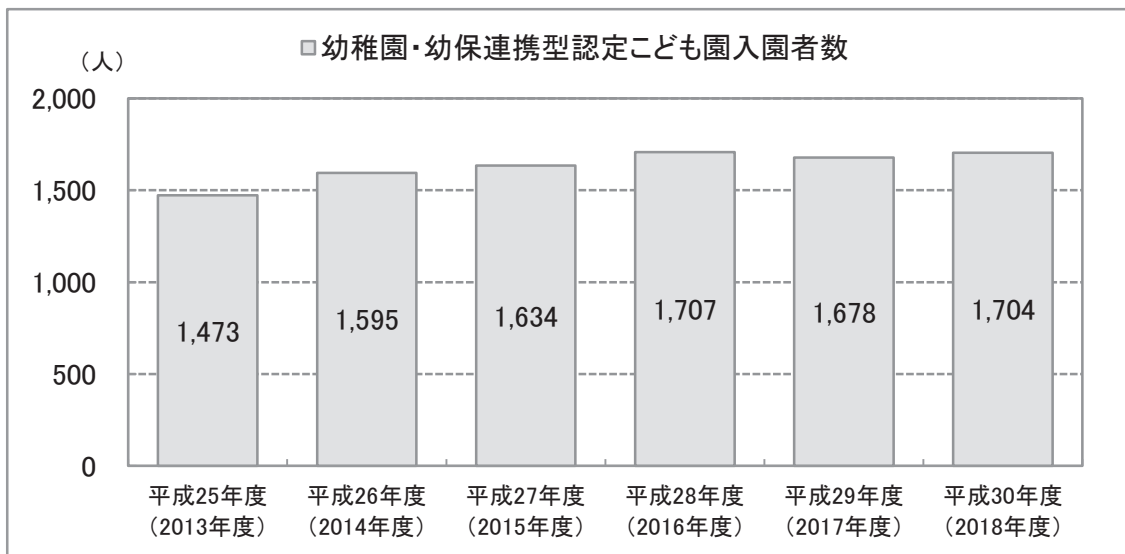
(2) 幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況

平成30(2018)年度に2つの幼稚園が幼保連携型認定こども園(※)に移行しています。定員1,797人に対して入園者数は1,704人となっています。

【幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況】

(箇所・人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
私 立	施設数	5	5	5	5	5	5
	定員	1,353	1,429	1,489	1,489	1,726	1,797
公 立	施設数	4	4	4	2	0	0
	定員	130	130	130	90	0	0
合 計	施設数	9	9	9	7	5	5
	定員	1,483	1,559	1,619	1,579	1,726	1,797
入園者数		1,473	1,595	1,634	1,707	1,678	1,704



資料：学校基本調査（幼稚園・幼保連携型認定こども園）（各年度5月1日現在）

(3) 小学校・中学校の状況

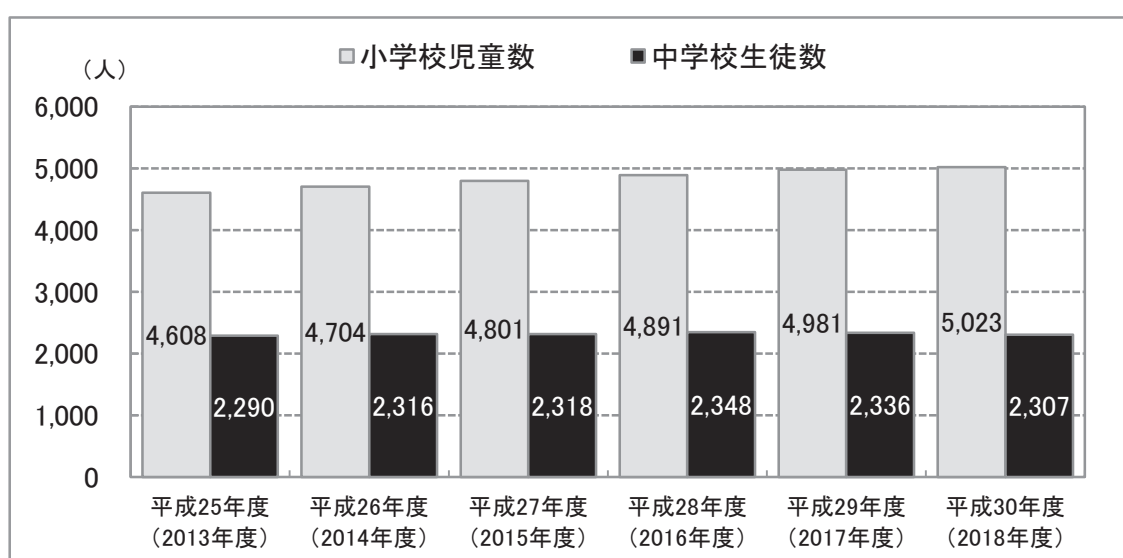
平成30(2018)年度の小学校・中学校の状況は、小学校が10箇所、中学校が4箇所、義務教育学校(※)が1箇所となっています。

小学生と義務教育学校の前期課程の児童をあわせた人数は5,023人と、平成25(2013)年度より415人増、中学生と義務教育学校の後期課程の生徒をあわせた人数は2,307人と、平成25(2013)年度より17人増となっています。

【小学校・中学校の状況】

(校・学級・人)

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
小学校	学校数	11	11	11	11	11	10	
	学級数	177	181	186	189	190	187	
	児童数	4,608	4,704	4,801	4,891	4,981	4,931	
中学校	学校数	5	5	5	5	5	4	
	学級数	75	78	78	78	78	74	
	生徒数	2,290	2,316	2,318	2,348	2,336	2,259	
義務教育学校	学校数	/						1
	学級数 (前期)							8
	学級数 (後期)							3
	児童数 (前期)							92
	生徒数 (後期)							48



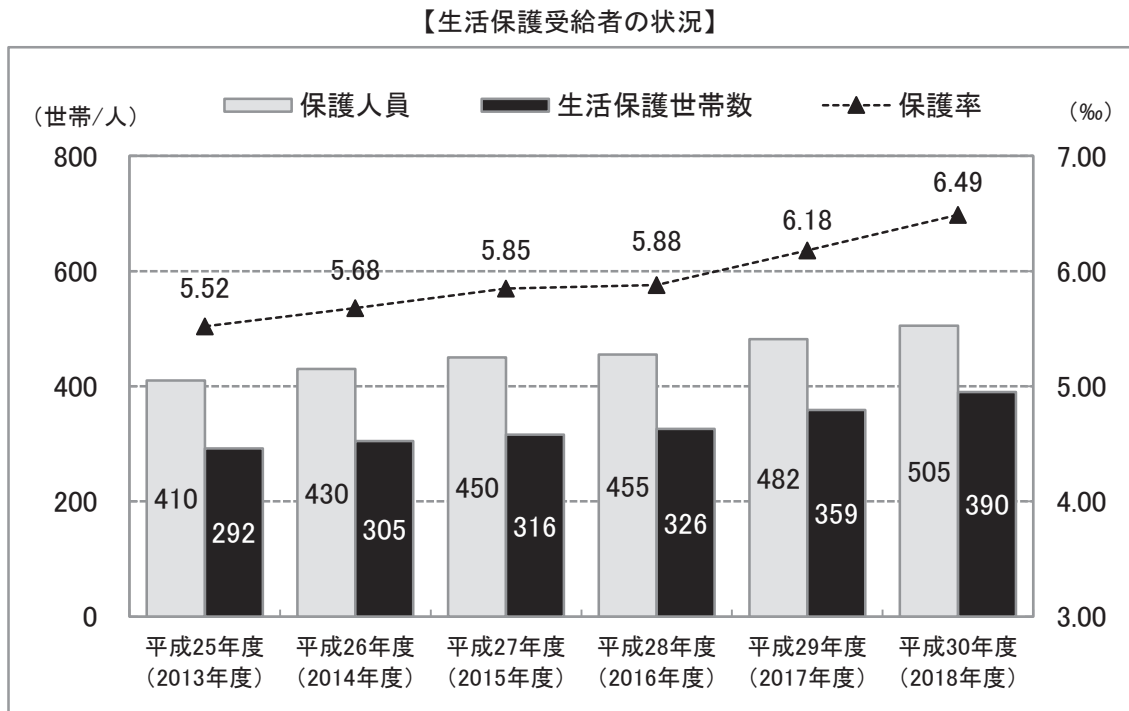
資料：「宮城県統計年鑑」(各年度5月1日現在)

※小学校児童数には義務教育学校前期課程の児童数、中学校生徒数には義務教育学校後期課程の生徒数を含む。

5. 生活保護受給者の状況

(1) 生活保護受給者の状況

平成30（2018）年度の生活保護人員は505人と平成25（2013）年度より95人増加、さらに生活保護世帯数は390世帯、保護率は6.49‰（パーミル）※と増加傾向となっています。



※保護率（千分率）：住民基本台帳人口に占める生活保護人員の割合

資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（年度別月平均値）

※‰（パーミル）：千分率。1000分の1を1とする単位。

6. 市民調査の結果からみる状況

(1) 調査概要

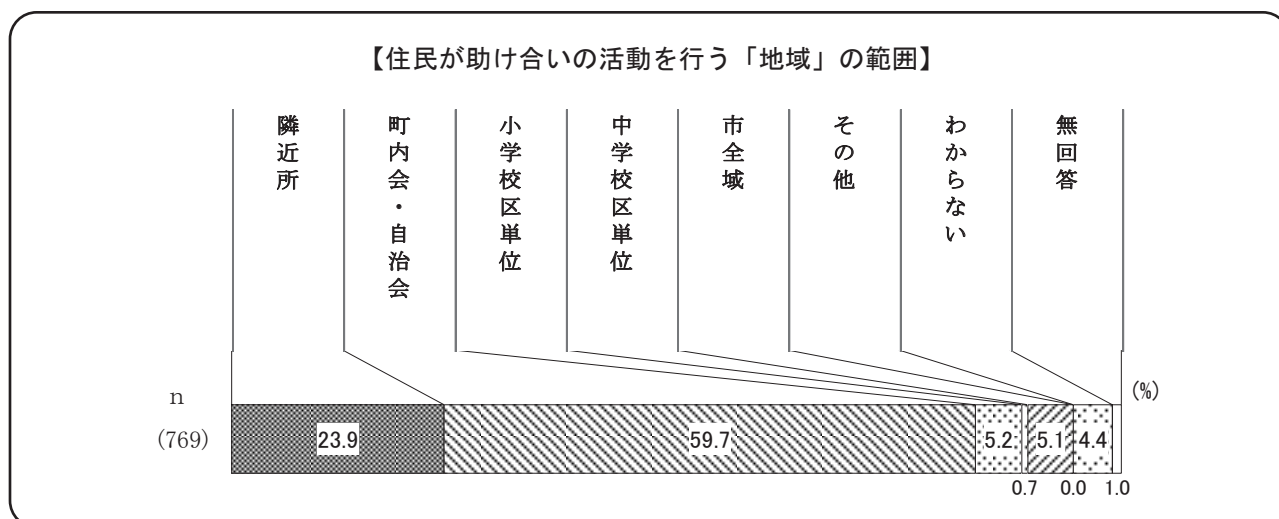
調査対象	名取市内に居住する18歳以上の男女2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配付－郵送回収
調査期間	平成30(2018)年10月12日～平成30(2018)年10月31日 (平成30(2018)年11月9日までの回収票を有効とした)
企画実施	名取市 健康福祉部 社会福祉課
回収結果	有効回収数 769人(38.5%)

(2) 調査結果の見方

- ◆ 調査数 (n=Number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ◆ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。
- ◆ 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ◆ 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

(3) 住民が助け合いの活動を行う「地域」の範囲

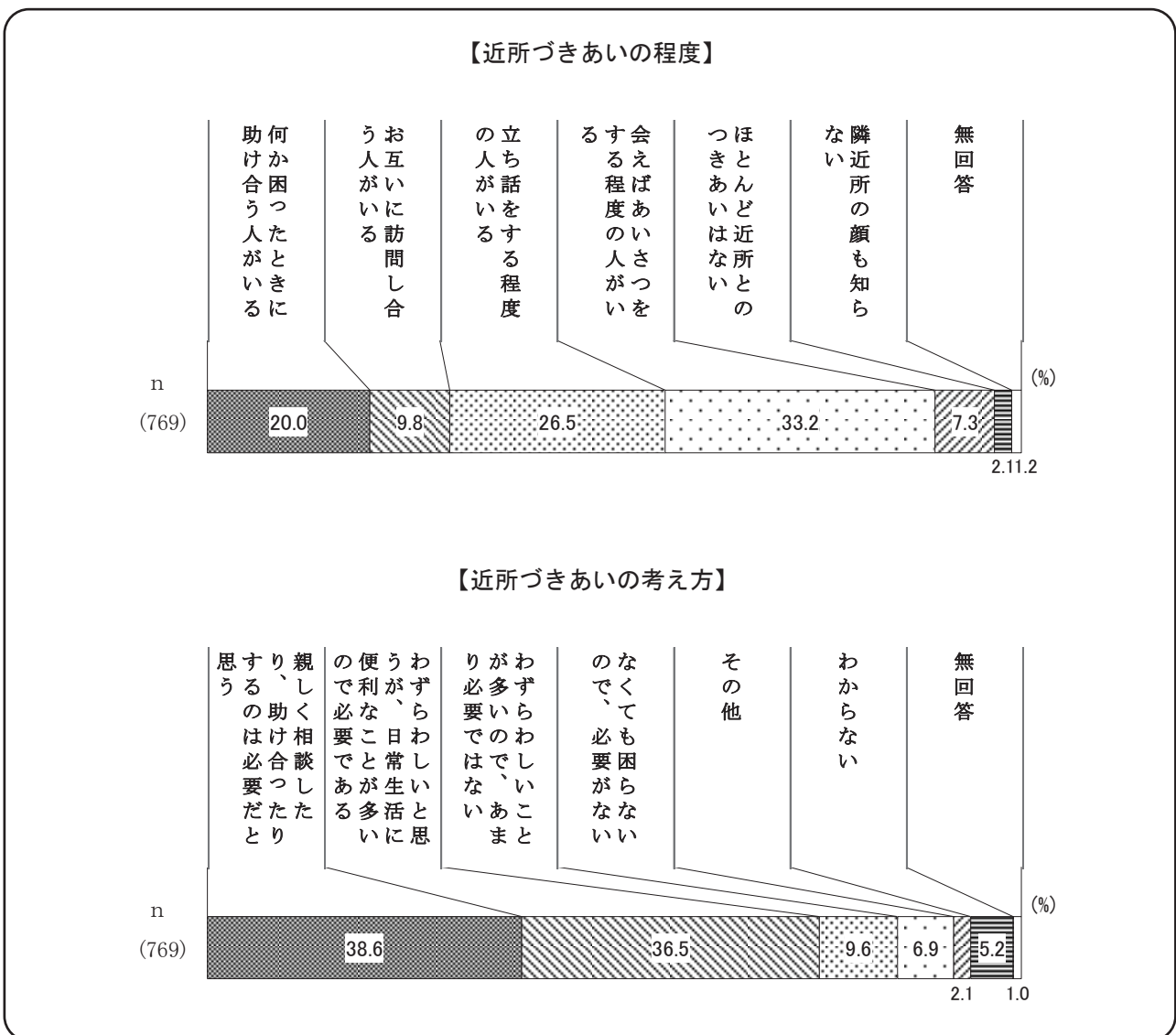
住民が助け合いの活動を行う「地域」の範囲については、「町内会・自治会」が59.7%を占めており、以下「隣近所」23.9%、「小学校区単位」5.2%、「市全域」5.1%となっています。市民が思う「地域」の範囲は、広くても町内会・自治会までとなっています。



(4) 近所づきあいについて

近所づきあいの程度については、「会えばあいさつをする程度の人がいる」(33.2%)が最も多く、次に「立ち話をする程度の人がいる」(26.5%)であり、「何か困ったときに助け合う人がある」(20.0%)、「お互いに訪問し合う人がある」(9.8%)など、親密なつきあいをしている人は3分の1程度です。

その一方で、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」(38.6%)、「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いので必要である」(36.5%)など、近所づきあいの利点を感じている人は75.1%となっています。



(5) 地域活動への参加について

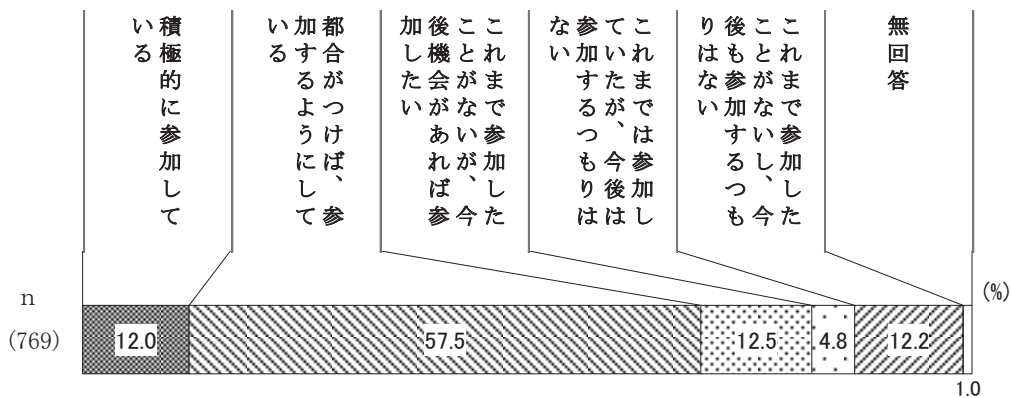
町内会行事などの地域活動への参加については、「積極的に参加している」は12.0%ですが、「都合がつけば、参加するようにしている」は57.5%となっています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど「積極的に参加している」が多く、60代では20.7%、70代以上では19.4%となっています。

一方、10～20代、30代では「これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない」が20～30%台とほかの年代に比べてやや多くなっています。

なお、30代では「これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい」（22.6%）も、ほかの年代に比べてやや多く、僅かではありますが、10～20代に比べて参加意向があることがうかがえます。

【町内会行事などの地域活動への参加】



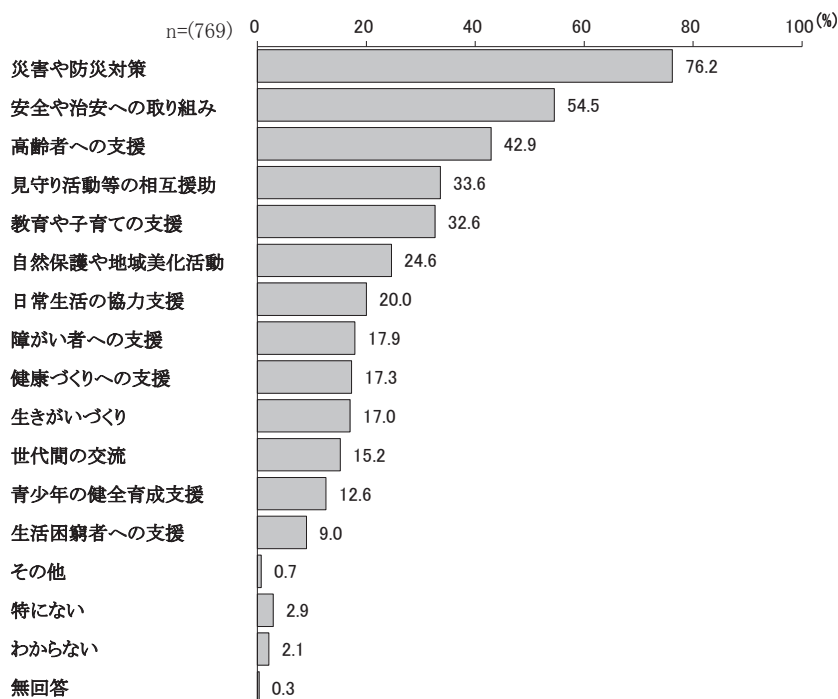
【町内会行事などの地域活動への参加／年齢（6区分）別】

	調査数	積極的に参加している	都合がつけば、参加するようにしている	これまで参加したが、今後機会があれば参加したい	これまで参加したことがないが、今後参加するつもりはない	これまで参加したことがないし、今後参加するつもりはない	無回答
全体	769	92	442	96	37	94	8
	100.0	12.0	57.5	12.5	4.8	12.2	1.0
年齢（6区分）							
10～20代	68	2	25	11	6	22	2
	100.0	2.9	36.8	16.2	8.8	32.4	2.9
30代	115	5	56	26	2	25	1
	100.0	4.3	48.7	22.6	1.7	21.7	0.9
40代	141	12	88	18	5	16	2
	100.0	8.5	62.4	12.8	3.5	11.3	1.4
50代	132	11	92	12	5	11	1
	100.0	8.3	69.7	9.1	3.8	8.3	0.8
60代	169	35	94	19	11	9	1
	100.0	20.7	55.6	11.2	6.5	5.3	0.6
70代以上	134	26	83	9	7	8	1
	100.0	19.4	61.9	6.7	5.2	6.0	0.7

地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことについては、「災害や防災対策」(76.2%)が最も多く、以下「安全や治安への取り組み」(54.5%)、「高齢者への支援」(42.9%)、「見守り活動等の相互援助」(33.6%)、「教育や子育ての支援」(32.6%)となっています。

年齢(6区分)別にみると、いずれの年代においても、「災害や防災対策」が最も多く、60~80%台を占めています。

【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと】



【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと／年齢(6区分)別】

	調査数	災害や防災対策	安全や治安への取り組み	高齢者への支援	見守り活動等の相互援助	教育や子育ての支援	自然保護や地域美化活動	日常生活の協力支援	障がい者への支援	健康づくりへの支援	生きがいづくり	世代間の交流	青少年の健全育成支援	生活困窮者への支援	その他	特にない	わからない	無回答
全体	769	586	419	330	258	251	189	154	138	133	131	117	97	69	5	22	16	2
	100.0	76.2	54.5	42.9	33.6	32.6	24.6	20.0	17.9	17.3	17.0	15.2	12.6	9.0	0.7	2.9	2.1	0.3
年齢(6区分)																		
10~20代	68	50	37	20	22	32	16	11	13	8	13	11	1	11	-	1	2	-
	100.0	73.5	54.4	29.4	32.4	47.1	23.5	16.2	19.1	11.8	19.1	16.2	1.5	16.2	-	1.5	2.9	-
30代	115	81	67	37	44	66	25	24	19	10	12	17	14	10	1	5	4	-
	100.0	70.4	58.3	32.2	38.3	57.4	21.7	20.9	16.5	8.7	10.4	14.8	12.2	8.7	0.9	4.3	3.5	-
40代	141	115	80	53	59	58	35	27	28	16	14	22	16	10	2	3	4	-
	100.0	81.6	56.7	37.6	41.8	41.1	24.8	19.1	19.9	11.3	9.9	15.6	11.3	7.1	1.4	2.1	2.8	-
50代	132	106	79	66	47	31	36	23	29	18	23	18	15	16	2	3	4	-
	100.0	80.3	59.8	50.0	35.6	23.5	27.3	17.4	22.0	13.6	17.4	13.6	11.4	12.1	1.5	2.3	3.0	-
60代	169	141	89	74	47	38	48	27	23	40	35	21	24	15	-	5	2	-
	100.0	83.4	52.7	43.8	27.8	22.5	28.4	16.0	13.6	23.7	20.7	12.4	14.2	8.9	-	3.0	1.2	-
70代以上	134	83	59	77	37	24	25	39	25	37	33	27	25	7	-	5	-	2
	100.0	61.9	44.0	57.5	27.6	17.9	18.7	29.1	18.7	27.6	24.6	20.1	18.7	5.2	-	3.7	-	1.5

地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うことについては、必要なことと同様に「災害や防災対策」(42.5%)と、非常時の支援が最も多くなっています。

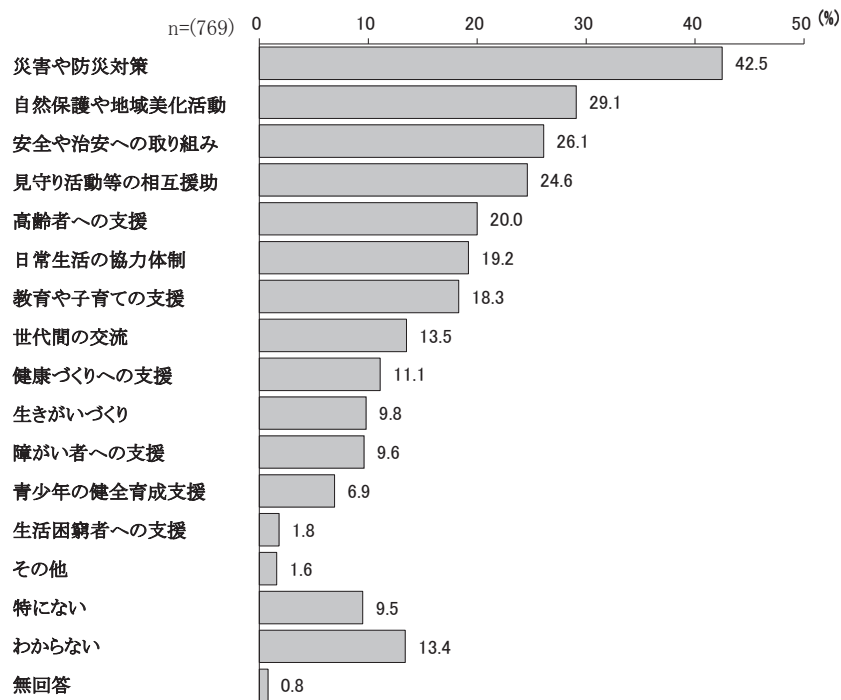
その一方で、「自然保護や地域美化活動」(29.1%)、「安全や治安への取り組み」(26.1%)、「見守り活動等の相互援助」(24.6%)、「高齢者への支援」(20.0%)といった日常の中で必要とされる支援への回答は30%未満にとどまっています。

すべての項目で、必要と感じている回答に比べて、できるとの回答が少なくなっています。

年齢(6区分)別にみると、おおむね年代が上がるほど「高齢者への支援」「日常生活の協力体制」が多く、30代、40代では「教育や子育ての支援」が20~30%台とほかの年代に比べて多く、自身のライフステージに対応した活動への回答が多くなっています。

なお、10~20代、30代では「わからない」が20%以上であり、情報の提供や参加しやすいきっかけづくりが必要です。

【地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うこと】



◆◇名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画

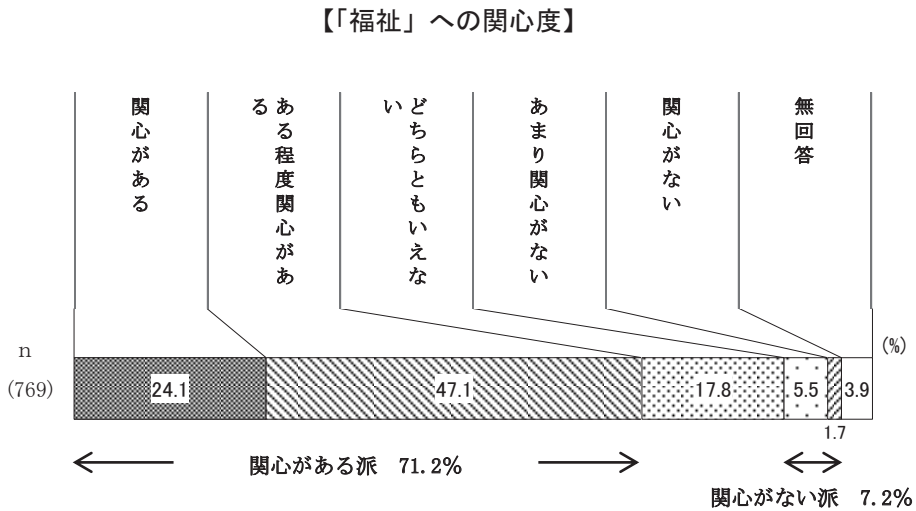
【地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うこと／年齢（6区分）別】

	調査数	災害や防災対策	自然保護や地域美化活動	安全や治安への取り組み	見守り活動等の相互援助	高齢者への支援	日常生活の協力体制	教育や子育ての支援	世代間の交流	健康づくりへの支援	生きがいづくり	障がい者への支援	青少年の健全育成支援	生活困窮者への支援	その他	特にない	わからない	無回答
全体	769 100.0	327 42.5	224 29.1	201 26.1	189 24.6	154 20.0	148 19.2	141 18.3	104 13.5	85 11.1	75 9.8	74 9.6	53 6.9	14 1.8	12 1.6	73 9.5	103 13.4	6 0.8
年齢（6区分）																		
10～20代	68 100.0	23 33.8	16 23.5	14 20.6	10 14.7	8 11.8	8 11.8	13 19.1	8 11.8	3 4.4	4 5.9	7 10.3	1 1.5	-	-	9 13.2	17 25.0	-
30代	115 100.0	37 32.2	33 28.7	25 21.7	29 25.2	14 12.2	16 13.9	43 37.4	19 16.5	9 7.8	6 5.2	8 7.0	6 5.2	2 1.7	1 0.9	13 11.3	24 20.9	-
40代	141 100.0	73 51.8	37 26.2	37 26.2	41 29.1	20 14.2	24 17.0	36 25.5	19 13.5	10 7.1	4 2.8	10 7.1	8 5.7	1 0.7	1 0.7	11 7.8	20 14.2	-
50代	132 100.0	64 48.5	41 31.1	41 31.1	34 25.8	27 20.5	30 22.7	17 12.9	16 12.1	11 8.3	15 11.4	18 13.6	10 7.6	4 3.0	3 2.3	9 6.8	15 11.4	-
60代	169 100.0	79 46.7	59 34.9	49 29.0	45 26.6	42 24.9	32 18.9	13 7.7	14 8.3	23 13.6	22 13.0	18 10.7	14 8.3	4 2.4	2 1.2	15 8.9	18 10.7	-
70代以上	134 100.0	45 33.6	35 26.1	31 23.1	28 20.9	41 30.6	35 26.1	15 11.2	27 20.1	28 20.9	22 16.4	13 9.7	12 9.0	3 2.2	5 3.7	14 10.4	9 6.7	6 4.5

(6) 福祉への関心について

「福祉」への関心度は、「福祉」への“関心がある派”は71.2%と“関心がない派”(7.2%)を上回っています。

年齢(6区分)別にみると、おおむね年代が上がるほど“関心がある派”が多く、70代以上では75.4%となっています。



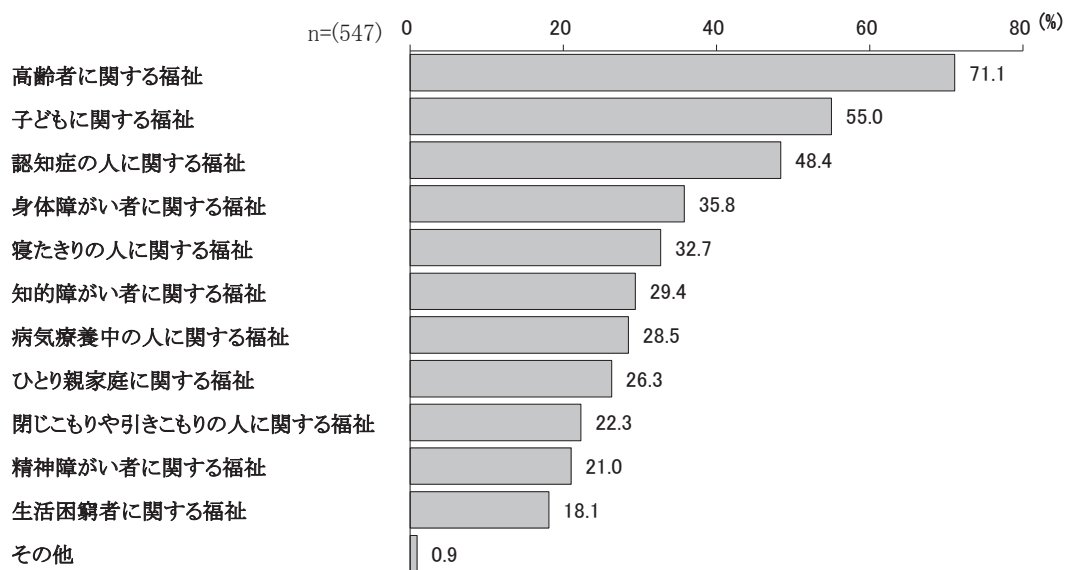
【「福祉」への関心度／年齢(6区分)別】

	調査数	関心がある	ある程度関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
上段：件数 下段：%							
全体	769 100.0	185 24.1	362 47.1	137 17.8	42 5.5	13 1.7	30 3.9
年齢(6区分)							
10～20代	68 100.0	13 19.1	29 42.6	14 20.6	6 8.8	3 4.4	3 4.4
30代	115 100.0	26 22.6	44 38.3	27 23.5	12 10.4	4 3.5	2 1.7
40代	141 100.0	32 22.7	64 45.4	35 24.8	7 5.0	3 2.1	-
50代	132 100.0	32 24.2	67 50.8	22 16.7	5 3.8	1 0.8	5 3.8
60代	169 100.0	42 24.9	90 53.3	24 14.2	5 3.0	1 0.6	7 4.1
70代以上	134 100.0	38 28.4	63 47.0	14 10.4	6 4.5	1 0.7	12 9.0

関心がある福祉の分野については、「高齢者に関する福祉」（71.1%）が最も多くなっています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど「高齢者に関する福祉」「認知症（※）の人に関する福祉」「寝たきりの人に関する福祉」が多くなっています。また、10～20代、30代、40代では「子どもに関する福祉」が70～80%台を占めており、一番関心がある分野となっています。

【関心がある福祉の分野】



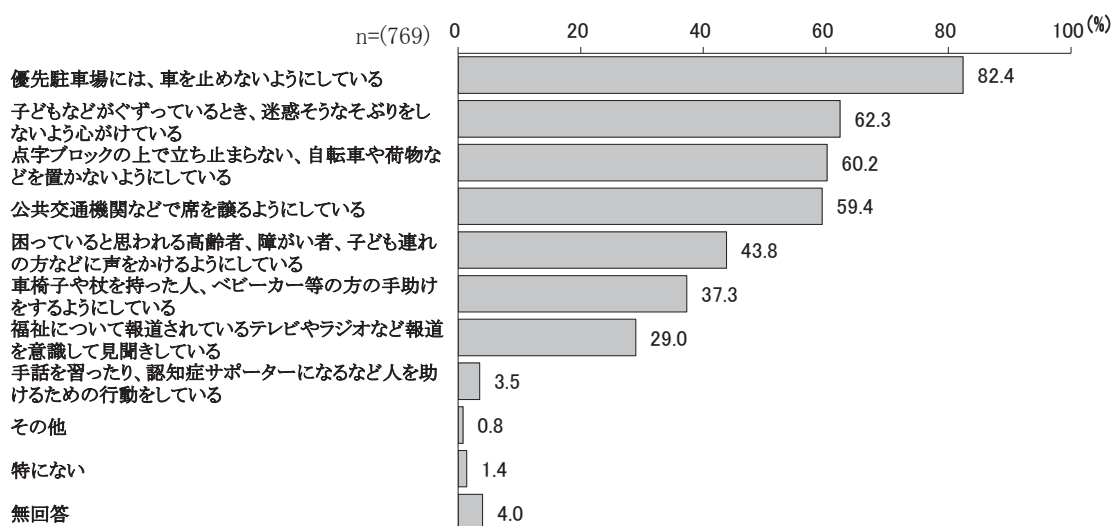
【関心がある福祉の分野／年齢（6区分）別】

	調査数	高齢者に関する福祉	子どもに関する福祉	認知症の人に関する福祉	身体障がい者に関する福祉	寝たきりの人に関する福祉	知的障がい者に関する福祉	病気療養中の人に関する福祉	ひとり親家庭に関する福祉	閉じこもりや引きこもりの人に関する福祉	精神障がい者に関する福祉	生活困窮者に関する福祉	その他
全体	547	389	301	265	196	179	161	156	144	122	115	99	5
	100.0	71.1	55.0	48.4	35.8	32.7	29.4	28.5	26.3	22.3	21.0	18.1	0.9
年齢（6区分）													
10～20代	42	20	33	16	17	8	13	12	12	9	9	7	1
	100.0	47.6	78.6	38.1	40.5	19.0	31.0	28.6	28.6	21.4	21.4	16.7	2.4
30代	70	38	59	25	18	14	15	14	20	16	19	10	-
	100.0	54.3	84.3	35.7	25.7	20.0	21.4	20.0	28.6	22.9	27.1	14.3	-
40代	96	64	69	43	37	32	33	36	30	26	21	17	-
	100.0	66.7	71.9	44.8	38.5	33.3	34.4	37.5	31.3	27.1	21.9	17.7	-
50代	99	70	51	51	43	38	35	32	18	20	23	18	2
	100.0	70.7	51.5	51.5	43.4	38.4	35.4	32.3	18.2	20.2	23.2	18.2	2.0
60代	132	112	53	66	44	43	39	30	33	24	20	27	2
	100.0	84.8	40.2	50.0	33.3	32.6	29.5	22.7	25.0	18.2	15.2	20.5	1.5
70代以上	101	81	33	62	36	42	24	32	29	27	22	20	-
	100.0	80.2	32.7	61.4	35.6	41.6	23.8	31.7	28.7	26.7	21.8	19.8	-

普段の生活の中で心がけていることについては、「優先駐車場には、車を止めないようにしている」(82.4%)が最も多く、以下「子どもなどがぐずっているとき、迷惑そうなそぶりをしないよう心がけている」(62.3%)、「点字ブロックの上で立ち止まらない、自転車や荷物などを置かないようにしている」(60.2%)などで60%以上となっています。

その一方で、「困っていると思われる高齢者、障がい者、子ども連れの方などに声をかけるようにしている」(43.8%)、「車椅子や杖を持った人、ベビーカー等の方の手助けをするようにしている」(37.3%)、「福祉について報道されているテレビやラジオなど報道を意識して見聞きしている」(29.0%)といった、支援を必要としている当事者に対しての具体的な行動への回答は、50%未満となっています。

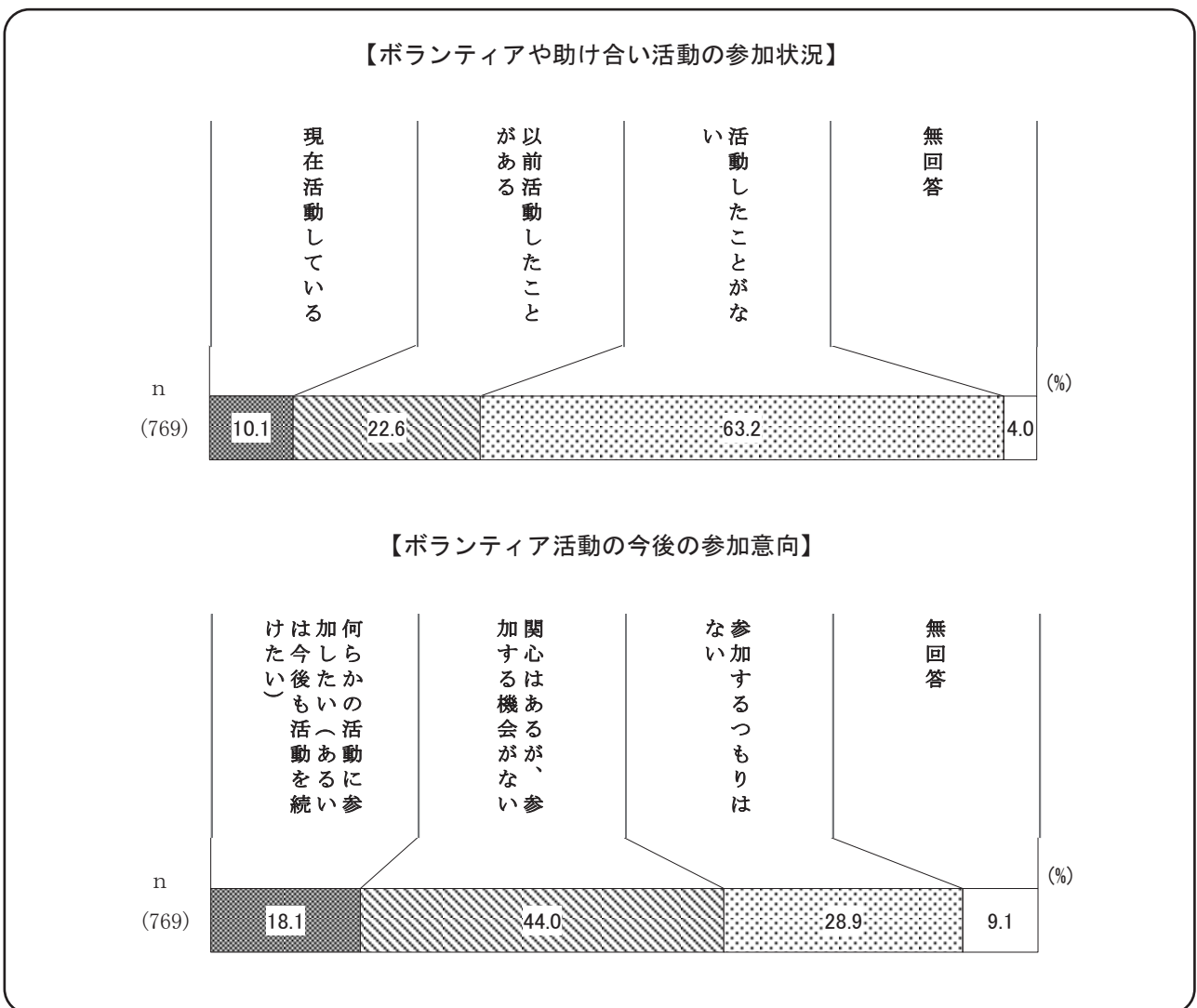
【心がけていること】



(7) ボランティア活動について

ボランティアや助け合い活動の参加状況については、「活動したことがない」が63.2%を占めています。

ボランティア活動の今後の参加意向については、「関心はあるが、参加する機会がない」(44.0%)が最も多く、以下「参加するつもりはない」(28.9%)、「何らかの活動に参加したい(あるいは今後も活動を続けたい)」(18.1%)となっています。



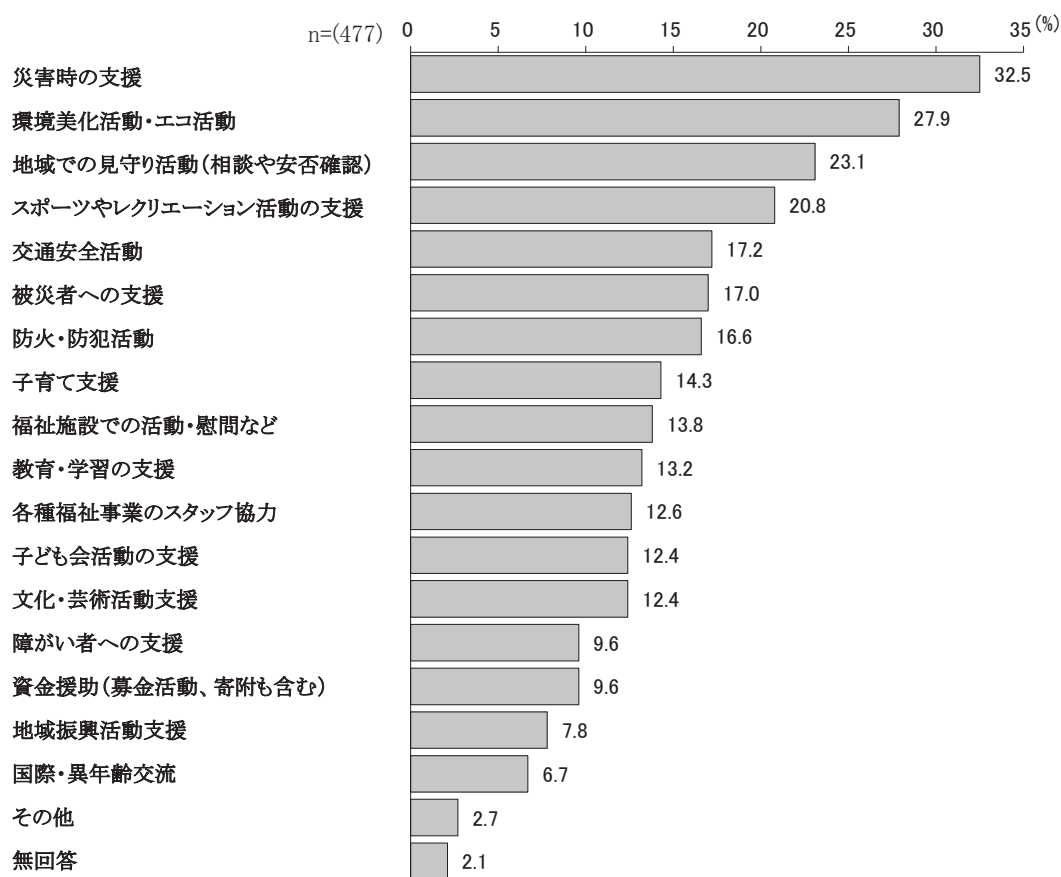
取り組んでみたいボランティア活動や助け合い活動については、29ページの【地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うこと】の調査結果と同様に、「災害時の支援」(32.5%)が最も多くなっています。

性別にみると、男性では「災害時の支援」「環境美化活動・エコ活動」「地域での見守り活動(相談や安否確認)」「スポーツやレクリエーション活動の支援」「交通安全活動」「防火・防犯活動」など、どちらかといえばアクティブな活動が上位となっています。

女性では「子育て支援」が上位となり、「福祉施設での活動・慰問など」「各種福祉事業のスタッフ協力」など福祉分野の意向が目立っています。

年齢(6区分)別にみると、10~20代は「スポーツやレクリエーション活動の支援」「環境美化活動・エコ活動」「教育・学習の支援」の活動が上位であり、30代、40代はそれに加えて「子育て支援」が多く、ここでもライフステージに応じた活動に対する関心が高いことがわかります。さらに、おおむね年代が上がるほど「災害時の支援」「交通安全活動」「被災者への支援」「防火・防犯活動」「地域振興活動支援」などが多くなっており、高齢者層が意欲的であることがうかがえます。

【取り組んでみたいボランティア活動や助け合い活動】

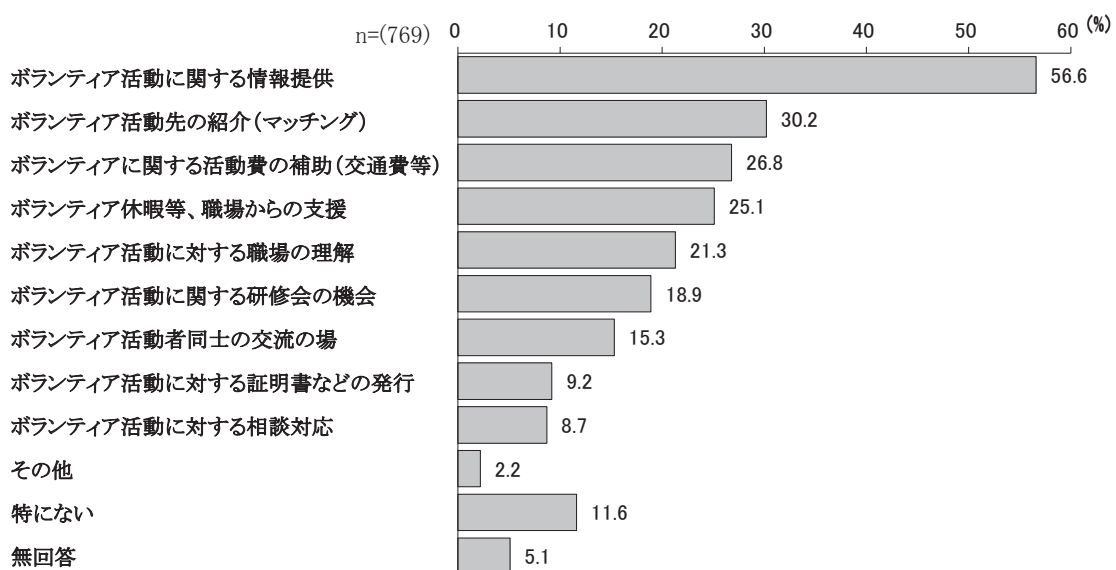


【取り組んでみたいボランティア活動や助け合い活動／性別・年齢（6区分）別】

	調査数	災害時の支援	環境美化活動・エコ活動	地域での見守り活動（相談や安否確認）	スポーツやレクリエーション活動の支援	交通安全活動	被災者への支援	防火・防犯活動	子育て支援	福祉施設での活動・慰問など	教育・学習の支援	各種福祉事業のスタッフ協力	子ども会活動の支援	文化・芸術活動支援	障がい者への支援	資金援助（募金活動、寄附も含む）	地域振興活動支援	国際・異年齢交流	その他	無回答
全体	477	155	133	110	99	82	81	79	68	66	63	60	59	59	46	46	37	32	13	10
	100.0	32.5	27.9	23.1	20.8	17.2	17.0	16.6	14.3	13.8	13.2	12.6	12.4	12.4	9.6	9.6	7.8	6.7	2.7	2.1
性別																				
男性	189	82	58	52	51	50	31	50	12	19	23	15	23	24	16	8	21	13	-	2
	100.0	43.4	30.7	27.5	27.0	26.5	16.4	26.5	6.3	10.1	12.2	7.9	12.2	12.7	8.5	4.2	11.1	6.9	-	1.1
女性	253	60	69	51	43	27	40	22	51	44	34	39	28	29	26	34	16	18	9	7
	100.0	23.7	27.3	20.2	17.0	10.7	15.8	8.7	20.2	17.4	13.4	15.4	11.1	11.5	10.3	13.4	6.3	7.1	3.6	2.8
年齢（6区分）																				
10～20代	46	7	11	5	16	4	7	3	5	4	11	4	10	7	5	3	3	7	-	-
	100.0	15.2	23.9	10.9	34.8	8.7	15.2	6.5	10.9	8.7	23.9	8.7	21.7	15.2	10.9	6.5	6.5	15.2	-	-
30代	66	13	18	11	13	5	6	10	17	8	17	8	16	10	5	7	2	5	1	-
	100.0	19.7	27.3	16.7	19.7	7.6	9.1	15.2	25.8	12.1	25.8	12.1	24.2	15.2	7.6	10.6	3.0	7.6	1.5	-
40代	98	34	25	22	17	17	22	15	27	11	17	13	14	6	9	10	4	9	4	4
	100.0	34.7	25.5	22.4	17.3	17.3	22.4	15.3	27.6	11.2	17.3	13.3	14.3	6.1	9.2	10.2	4.1	9.2	4.1	4.1
50代	93	37	26	24	23	20	10	15	11	9	7	17	7	15	10	5	9	7	1	2
	100.0	39.8	28.0	25.8	24.7	21.5	10.8	16.1	11.8	9.7	7.5	18.3	7.5	16.1	10.8	5.4	9.7	7.5	1.1	2.2
60代	111	38	37	33	19	22	15	20	5	19	7	12	5	11	11	9	2	4	4	1
	100.0	34.2	33.3	29.7	17.1	19.8	13.5	18.0	4.5	17.1	6.3	10.8	4.5	14.4	9.9	9.9	8.1	1.8	3.6	0.9
70代以上	57	22	15	12	11	13	18	15	2	13	2	6	5	4	5	9	10	1	3	3
	100.0	38.6	26.3	21.1	19.3	22.8	31.6	26.3	3.5	22.8	3.5	10.5	8.8	7.0	8.8	15.8	17.5	1.8	5.3	5.3

ボランティア活動が行いやすくなると思う支援については、「ボランティア活動に関する情報提供」（56.6%）が最も多く、以下「ボランティア活動先の紹介（マッチング）」（30.2%）、「ボランティアに関する活動費の補助（交通費等）」（26.8%）、「ボランティア休暇等、職場からの支援」（25.1%）、「ボランティア活動に対する職場の理解」（21.3%）、「ボランティア活動に関する研修会の機会」（18.9%）、「ボランティア活動者同士の交流の場」（15.3%）となっています。

【ボランティア活動が行いやすくなると思う支援】

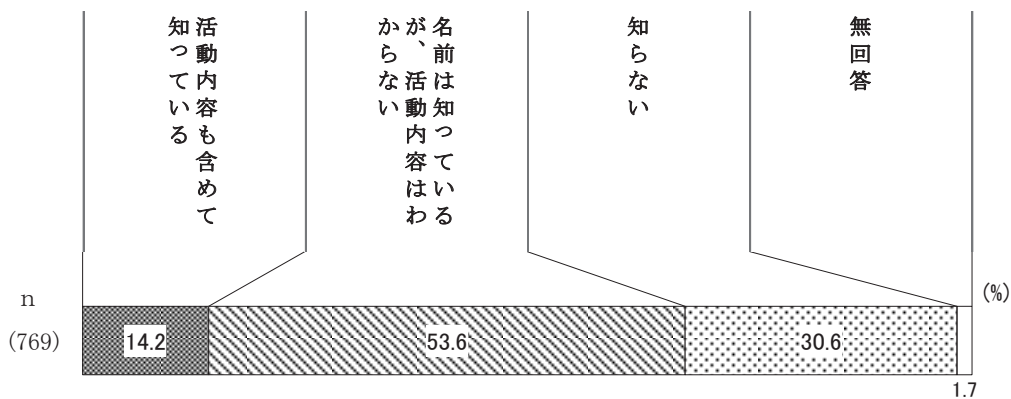


(8) 社会福祉協議会について

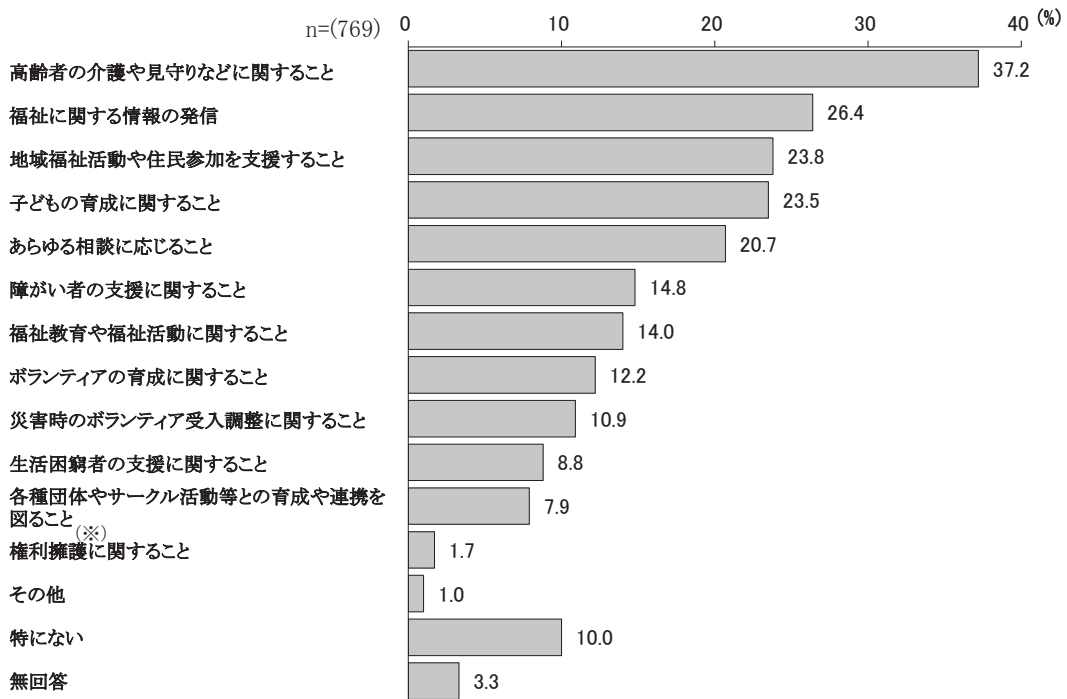
名取市社会福祉協議会の認知度については、以下「活動内容も含めて知っている」は14.2%にとどまり、「名前は知っているが、活動内容はわからない」が53.6%を占め、「知らない」は30.6%となっています。

社会福祉協議会に期待する役割については、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」(37.2%)が最も多く、以下「福祉に関する情報の発信」(26.4%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(23.8%)、「子どもの育成に関すること」(23.5%)、「あらゆる相談に応じること」(20.7%)となっています。

【名取市社会福祉協議会の認知度】



【社会福祉協議会に期待する役割】

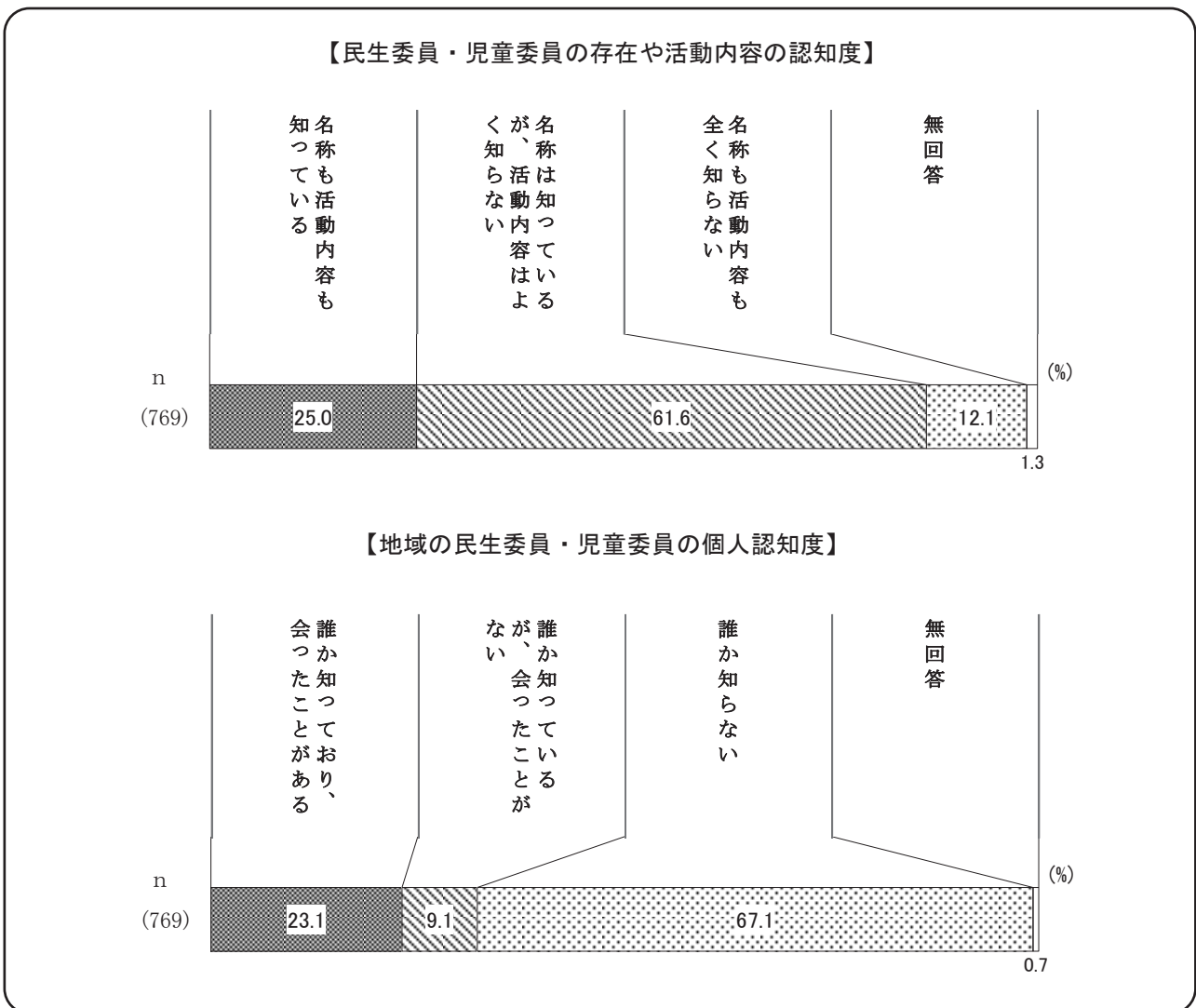


(9) 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の存在や活動内容については、「名称も活動内容も知っている」は25.0%にとどまり、「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」が61.6%を占めています。

なお、「名称も活動内容も全く知らない」は12.1%となっています。

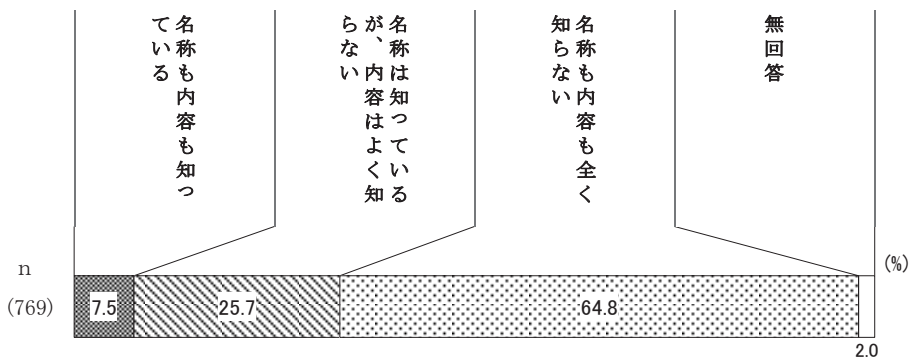
地域の民生委員・児童委員が「誰か知っており、会ったことがある」は23.1%にとどまり、「誰か知らない」が67.1%を占めています。



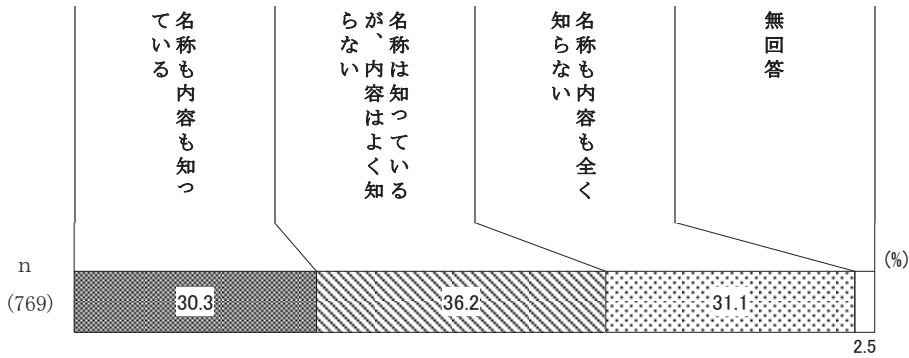
(10) 各種制度について

日常生活自立支援事業（※）、成年後見制度、生活困窮者自立支援法（※）のうち、最も多く知られているのは成年後見制度ですが、「名称も内容も知っている」は30.3%にとどまっています。3つの制度とも「名称は知っているが、内容はよく知らない」、「名称も内容も全く知らない」をあわせると60%以上となっており、特に日常生活自立支援事業では「名称も内容も全く知らない」が64.8%と認知度が低く、改めて啓発を行う必要があります。

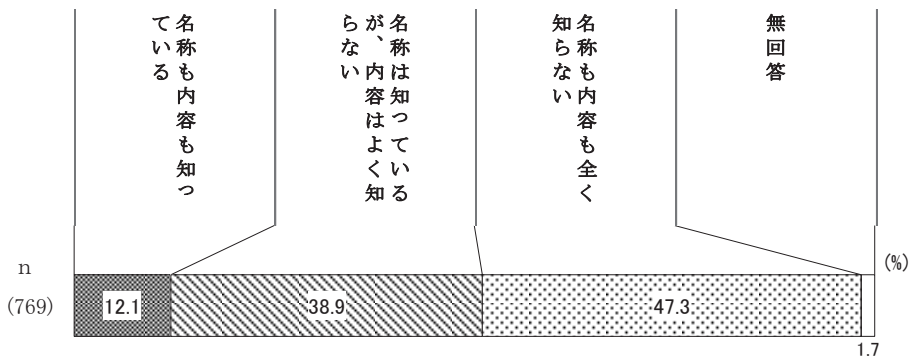
【日常生活自立支援事業の認知度】



【成年後見制度の認知度】



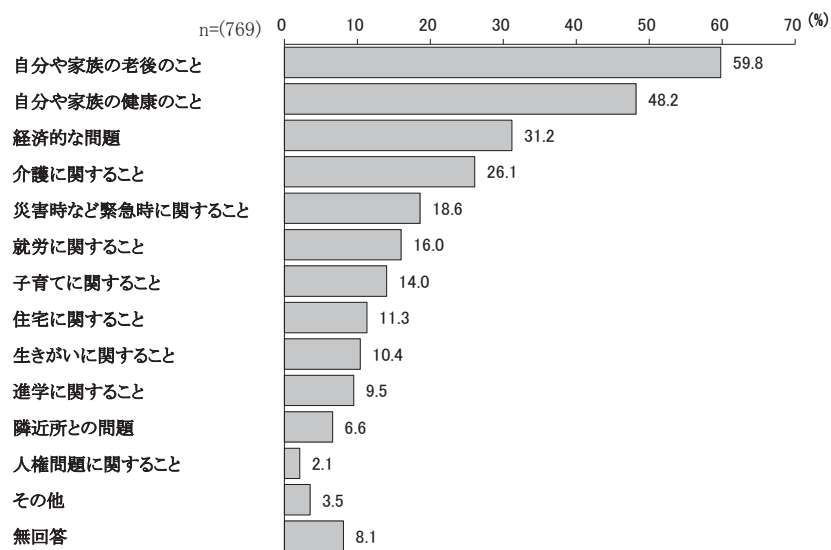
【生活困窮者自立支援法の認知度】



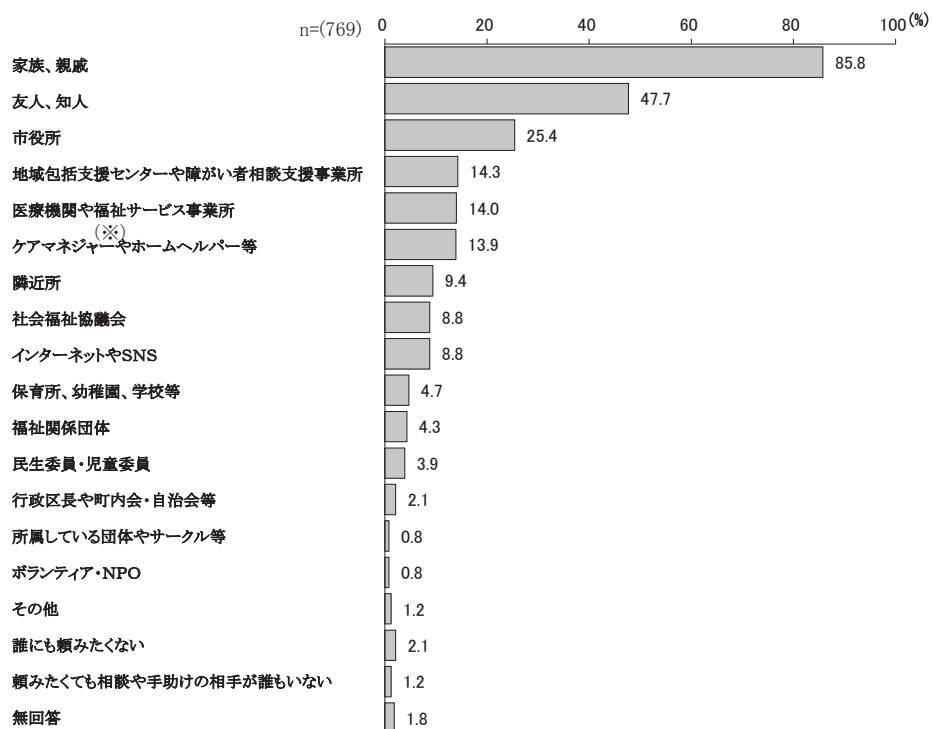
(11) 生活上の悩みや手助け等について

日々の生活での悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」(59.8%)、「自分や家族の健康のこと」(48.2%)が多く、相談や手助けを頼みたい相手は「家族、親戚」(85.8%)、「友人、知人」(47.7%)といった身近な人が多く、「市役所」は25.4%にとどまっています。

【日々の生活での悩みや不安】



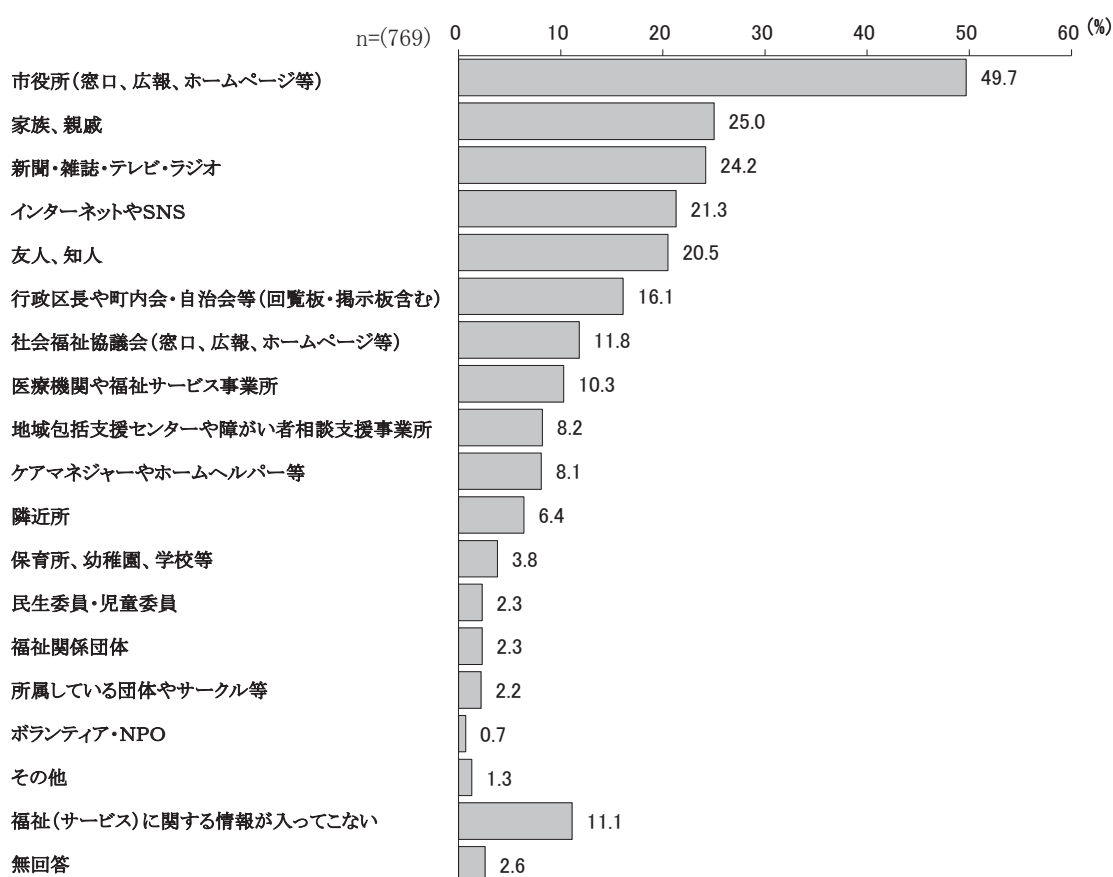
【生活上の問題について相談や手助けを頼みたい意向】



(12) 福祉サービスに関する情報の入手先について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「市役所（窓口、広報、ホームページ等）」（49.7%）が最も多く、以下の「家族、親戚」（25.0%）、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」（24.2%）、「インターネットやSNS（※）」（21.3%）、「友人、知人」（20.5%）、「行政区長や町内会・自治会等（回覧板・掲示板含む）」（16.1%）に比べて頼りとされています。

【福祉サービスに関する情報の入手先】

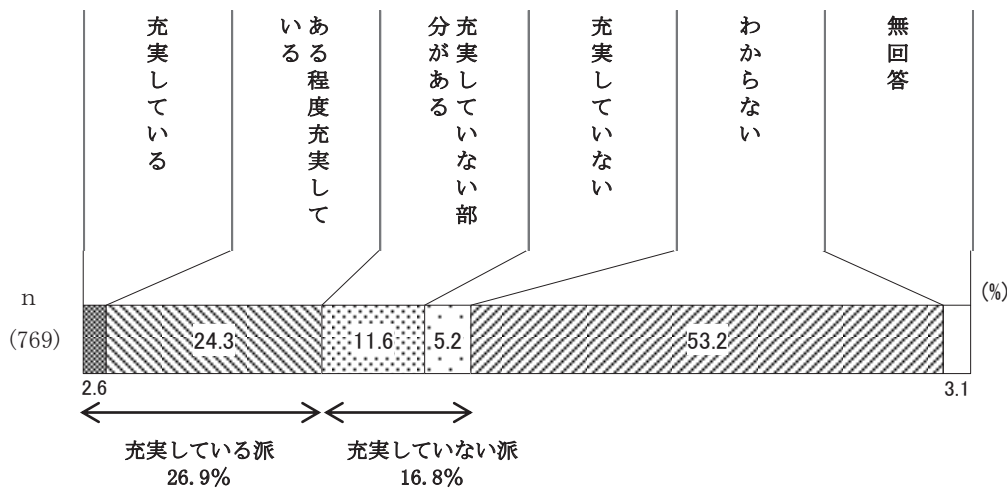


(13) 今後の福祉行政のあり方について

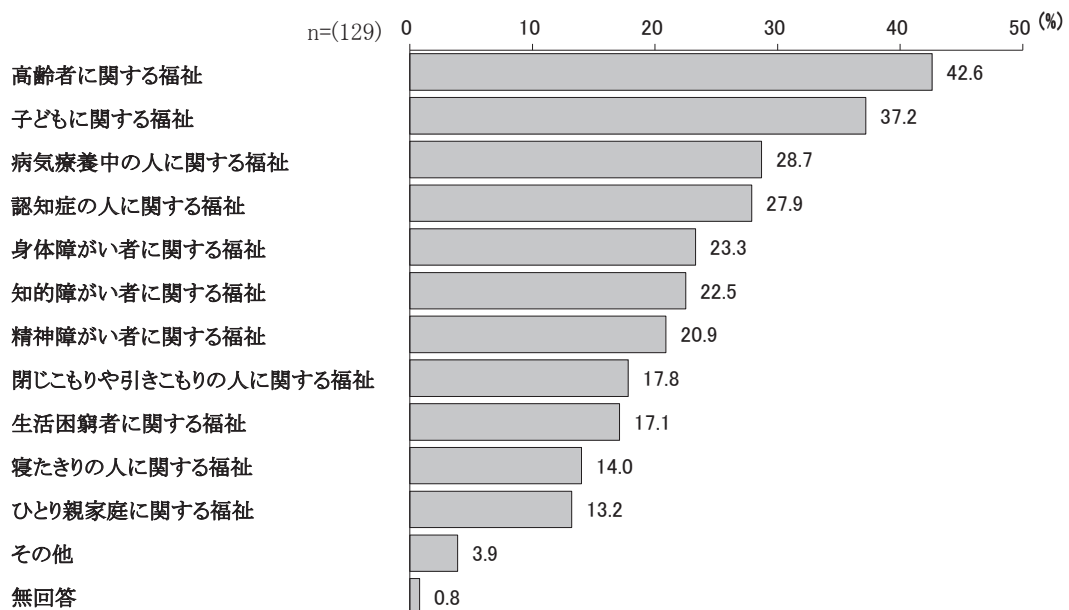
行政が行っている福祉サービスの水準については、“充実している派”は26.9%と“充実していない派”の16.8%を上回っているものの、「わからない」が53.2%となっており、評価できない回答が最も多くなっています。

充実していないと考える福祉サービスについては、「高齢者に関する福祉」(42.6%)が最も多く、以下「子どもに関する福祉」(37.2%)、「病気療養中の人に関する福祉」(28.7%)、「認知症の人に関する福祉」(27.9%)、「身体障がい者に関する福祉」(23.3%)、「知的障がい者に関する福祉」(22.5%)、「精神障がい者に関する福祉」(20.9%)となっています。

【行政が行っている福祉サービスの水準】

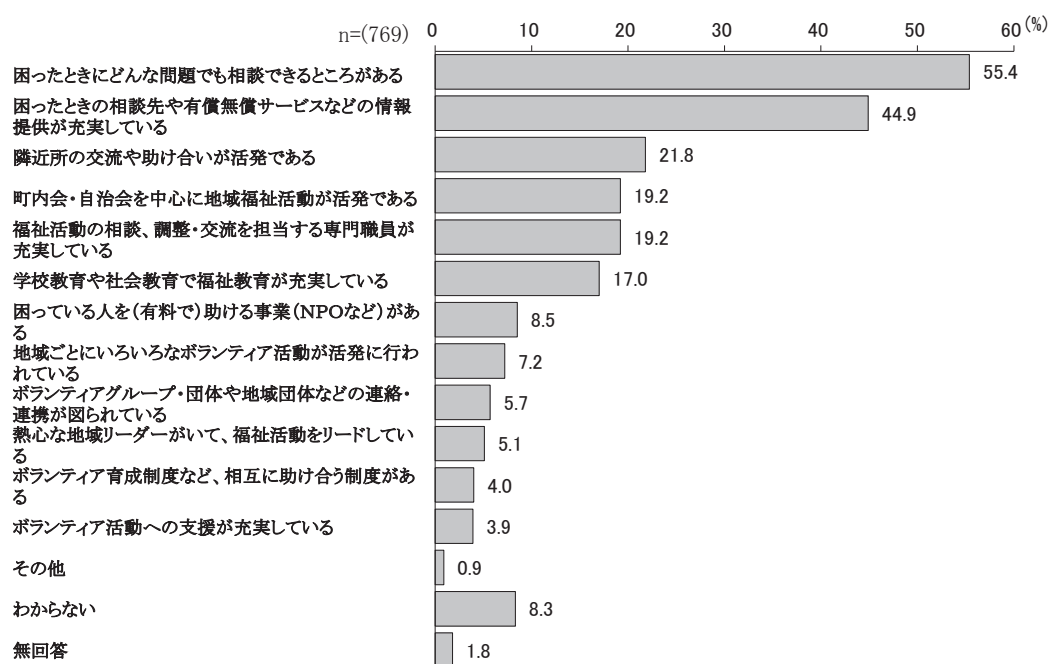


【充実していないと考える福祉サービス】

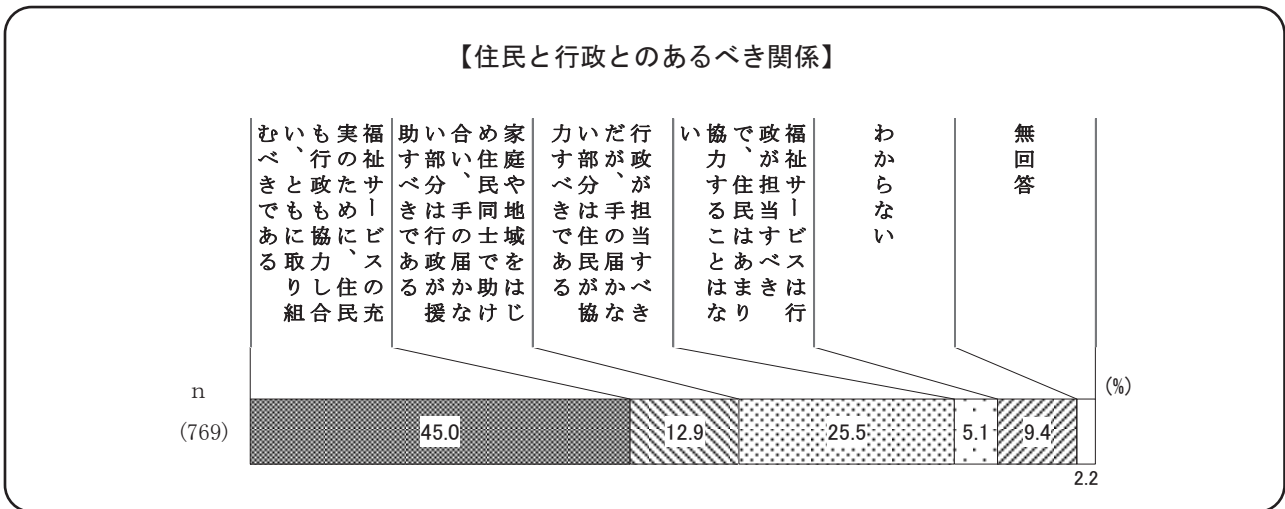


助け合えるまちとしての理想像については、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」(55.4%)、「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」(44.9%)が多く、「隣近所の交流や助け合いが活発である」(21.8%)、「町内会・自治会を中心に地域福祉活動が活発である」(19.2%)など、自助・互助についてはその半分以下の回答にとどまっています。

【助け合えるまちとしての理想像】



住民と行政とのあるべき関係については、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」(45.0%)が最も多く、以下「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」(25.5%)、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」(12.9%)と、住民も協力し合うべきとの回答が多くなっています。



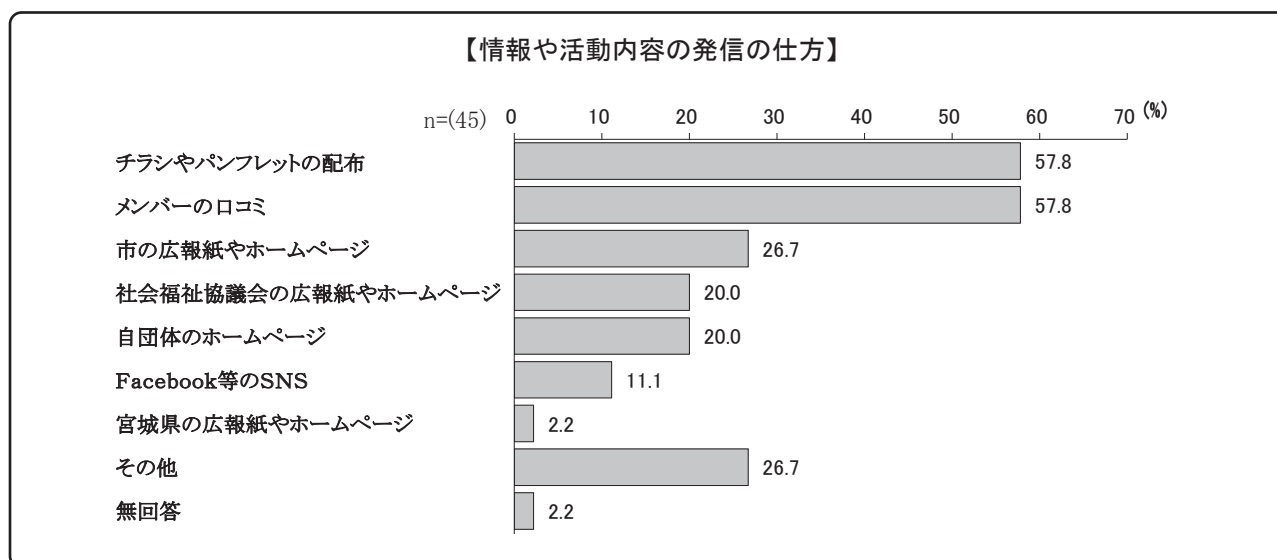
7. 団体調査の結果からみる状況

(1) 調査概要

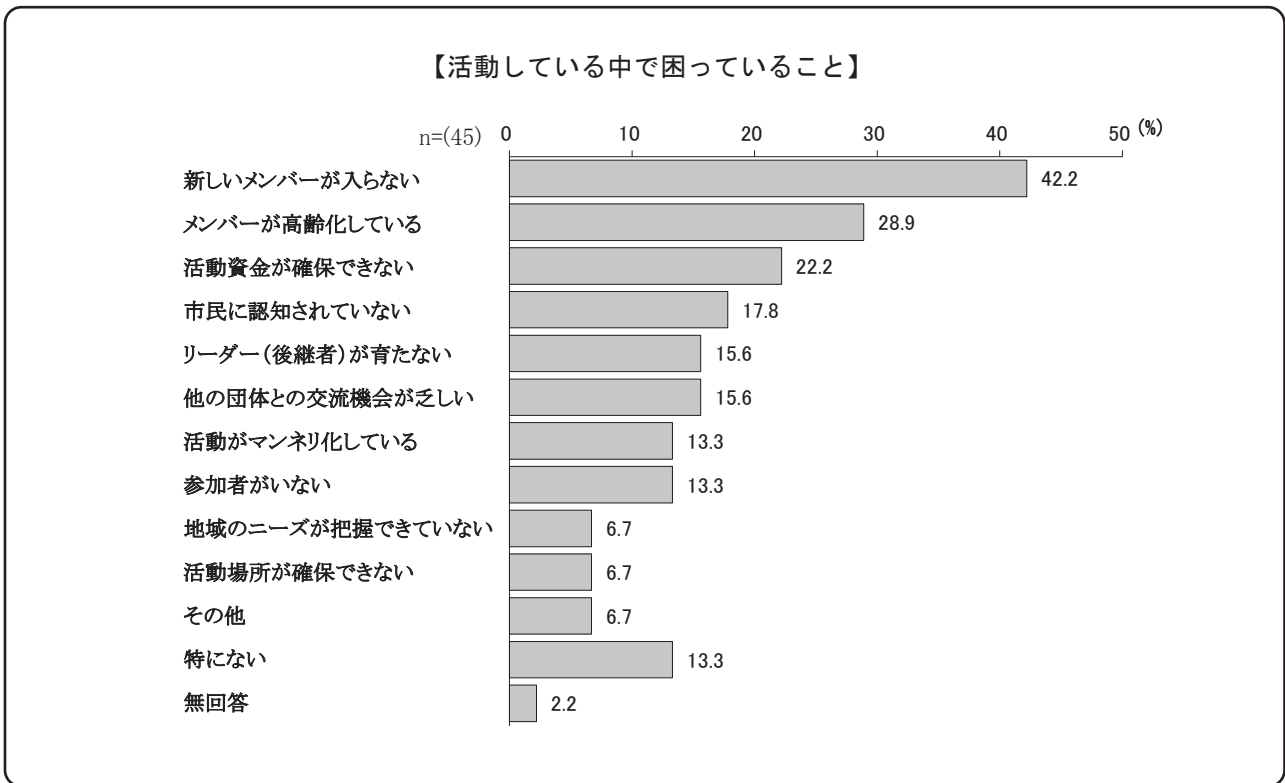
調査対象	名取市において福祉活動に従事する団体・事業者54団体
抽出方法	民生委員児童委員協議会(2団体)、地区福祉委員会(8団体)・ 障がい者関係団体(2団体)・子ども関係団体(5団体)・行政区長会(11団体)・ 地域おこし団体(3団体)・高齢者団体(2団体)・ボランティア団体(14団体)・その他(7団体)
調査方法	郵送配付－郵送回収
調査期間	平成30(2018)年10月12日～平成30(2018)年10月31日 (平成30(2018)年11月9日までの回収票を有効とした)
企画実施	名取市 健康福祉部 社会福祉課
回収結果	有効回収数 45団体(83.3%)

(2) 団体の活動について

情報や活動内容の発信の仕方については、「チラシやパンフレットの配布」「メンバーのロコミ」がともに57.8%となっており、どちらかといえば市民全般に向けてというものではないことがわかります。



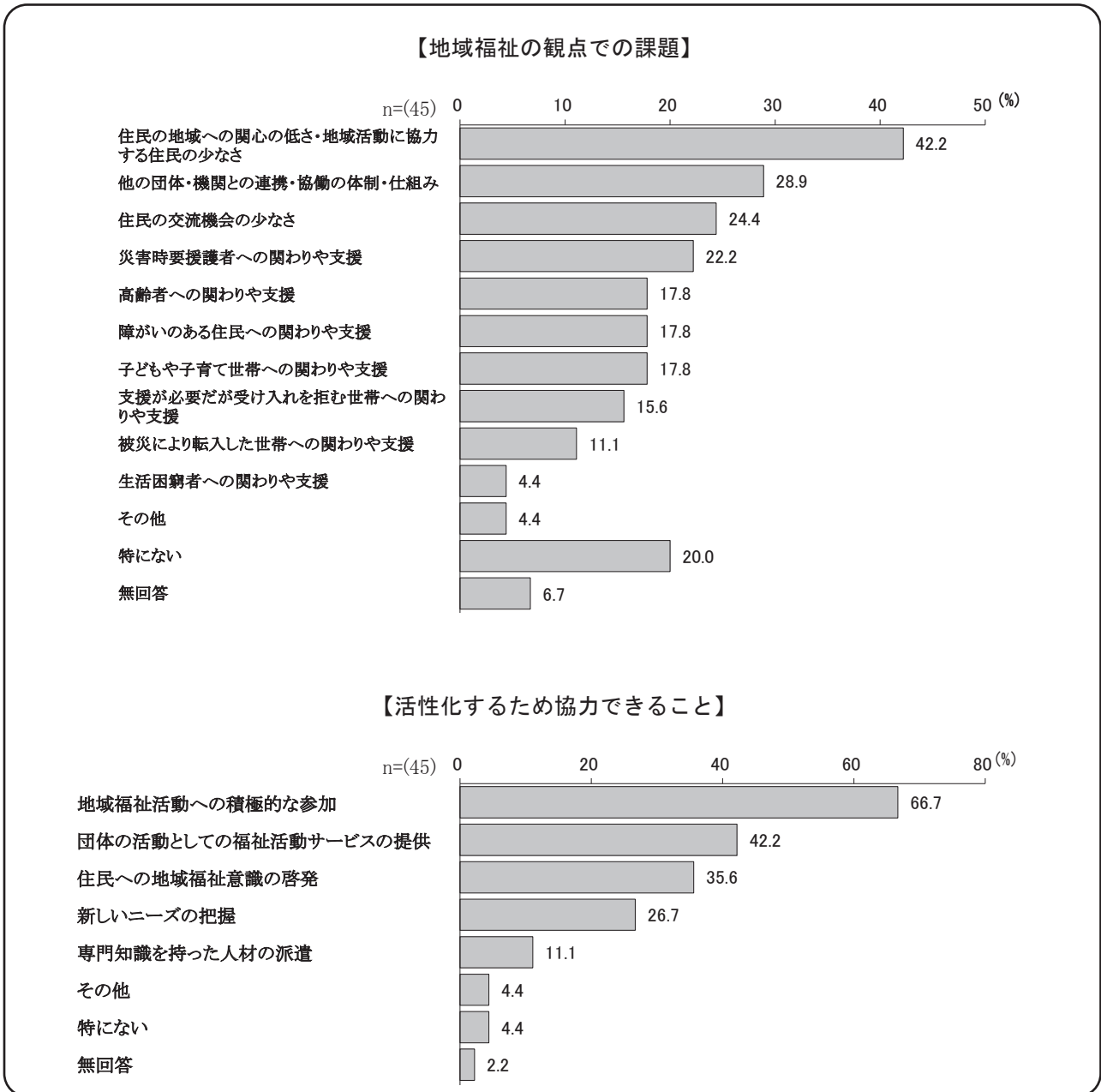
活動している中で困っていることについては、「新しいメンバーが入らない」(42.2%)が最も多く、以下「メンバーが高齢化している」(28.9%)、「活動資金が確保できない」(22.2%)、「市民に認知されていない」(17.8%)、「リーダー(後継者)が育たない」「他の団体との交流機会が乏しい」(ともに15.6%)、「活動がマンネリ化している」「参加者がいない」(ともに13.3%)となっており、情報の発信の仕方でも多少改善する可能性があると考えられます。



(3) 地域福祉について

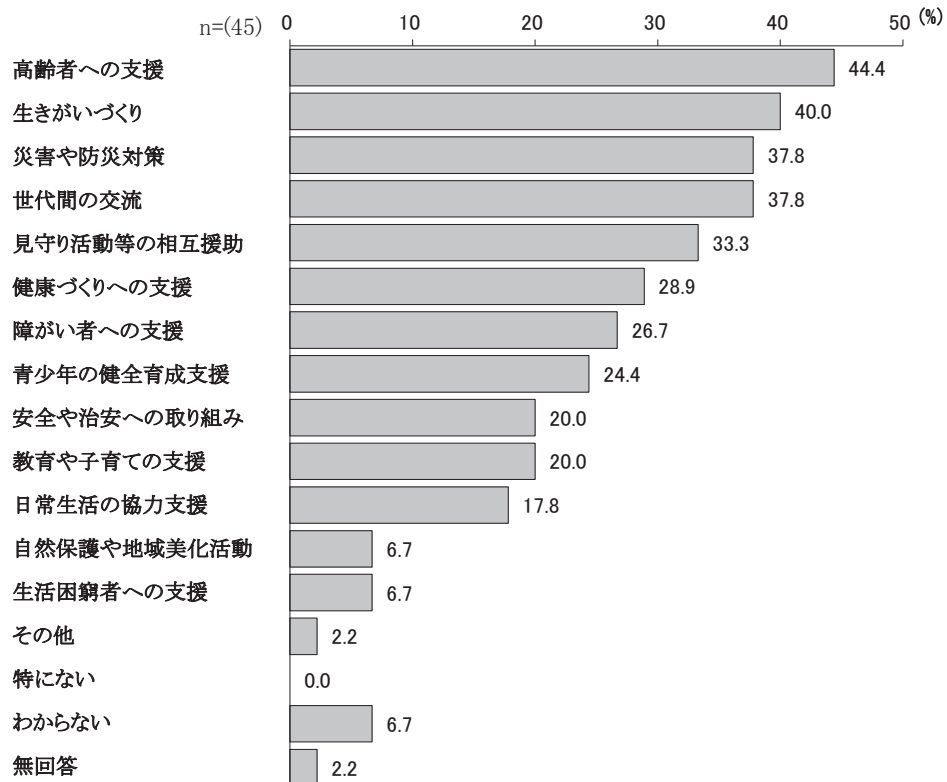
地域福祉の観点での課題については、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」(42.2%)が最も多く、以下「他の団体・機関との連携・協働の体制・仕組み」(28.9%)、「住民の交流機会の少なさ」(24.4%)、「災害時要援護者への関わりや支援」(22.2%)となっています。

活性化するため協力できることについては、「地域福祉活動への積極的な参加」(66.7%)が最も多く、以下「団体の活動としての福祉活動サービスの提供」(42.2%)、「住民への地域福祉意識の啓発」(35.6%)、「新しいニーズの把握」(26.7%)、「専門知識を持った人材の派遣」(11.1%)となっており、活動そのものが地域福祉を活性化するものと考えていることがわかります。



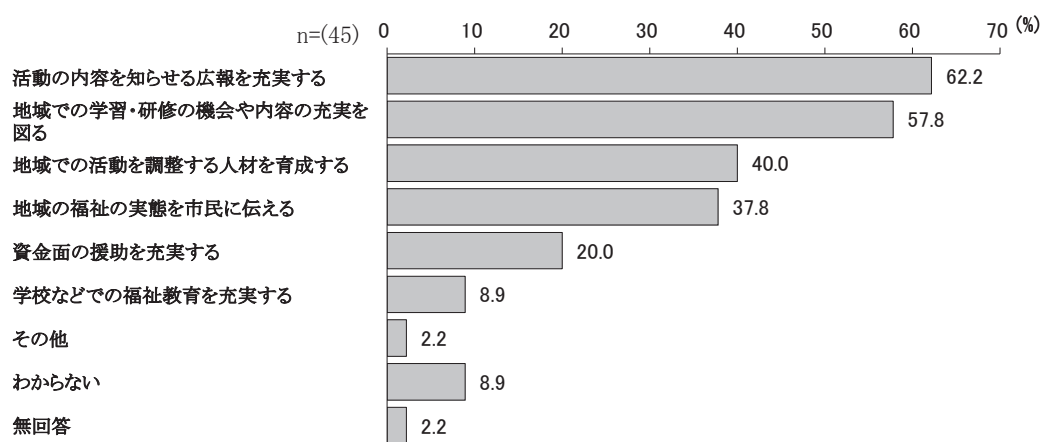
地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことについては、「高齢者への支援」(44.4%)が最も多く、以下「生きがいづくり」(40.0%)、「災害や防災対策」「世代間の交流」(ともに37.8%)、「見守り活動等の相互援助」(33.3%)と、現在、各団体が主に取り組んでいる活動を回答しています。

【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと】



ボランティア活動の輪を広げるために重要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」(62.2%)が最も多く、以下「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」(57.8%)、「地域での活動を調整する人材を育成する」(40.0%)、「地域の福祉の実態を市民に伝える」(37.8%)となっており、様々な形で活動を知らせる取り組みの充実と、それによる人材の育成・確保が提案されており、広報やマッチング等の重要性は明らかです。

【ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと】

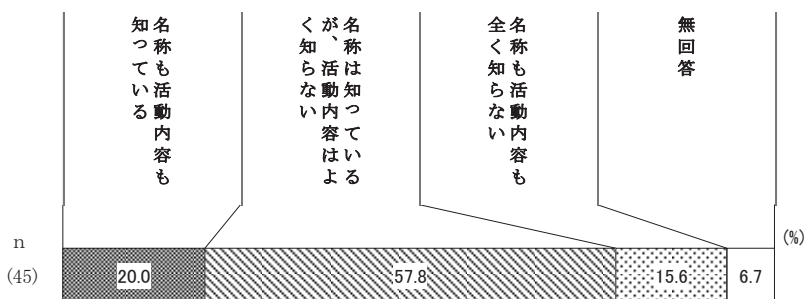


(4) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について

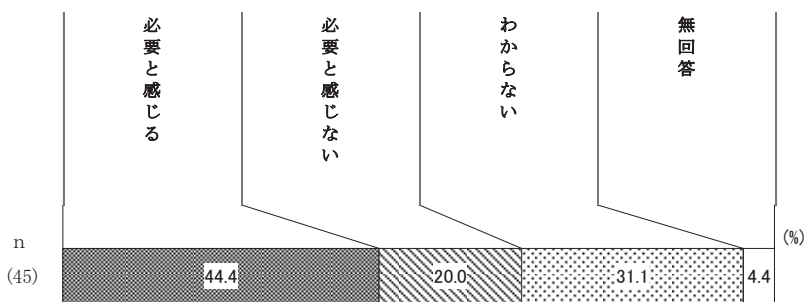
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※）について、「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」（57.8%）、「名称も活動内容も全く知らない」（15.6%）と、認知度は低くなっています。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との関わりの必要性については、「必要と感じる」が44.4%で、希望する連携の仕方は、「地域に出向いて相談に乗ってくれる」（55.0%）が最も多く、以下「会議などでアドバイスをしてくれる」「研修会などの講師の役割をしてくれる」（ともに50.0%）、「個別具体の事業や活動に対して支援や協力をしてくれる」（45.0%）、「コーディネーターとして、各種調整をしてくれる」（40.0%）となっています。

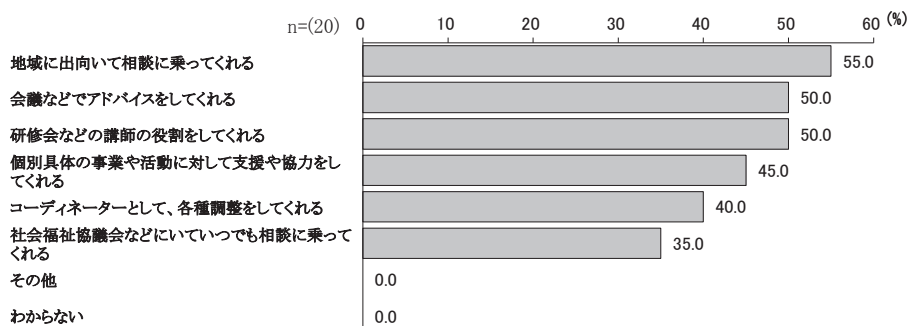
【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度】



【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との関わりの必要性】



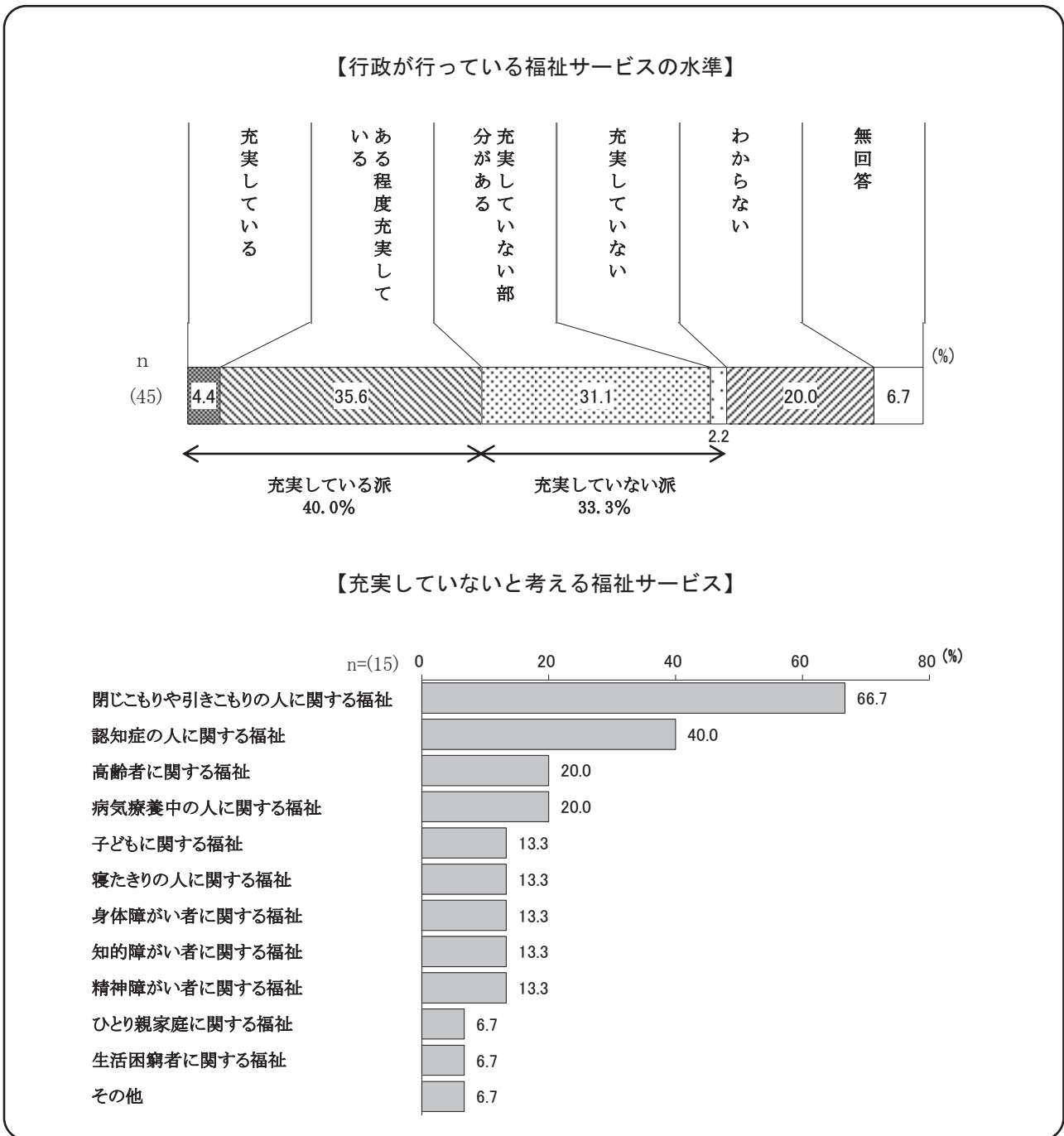
【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）に希望する連携の仕方】



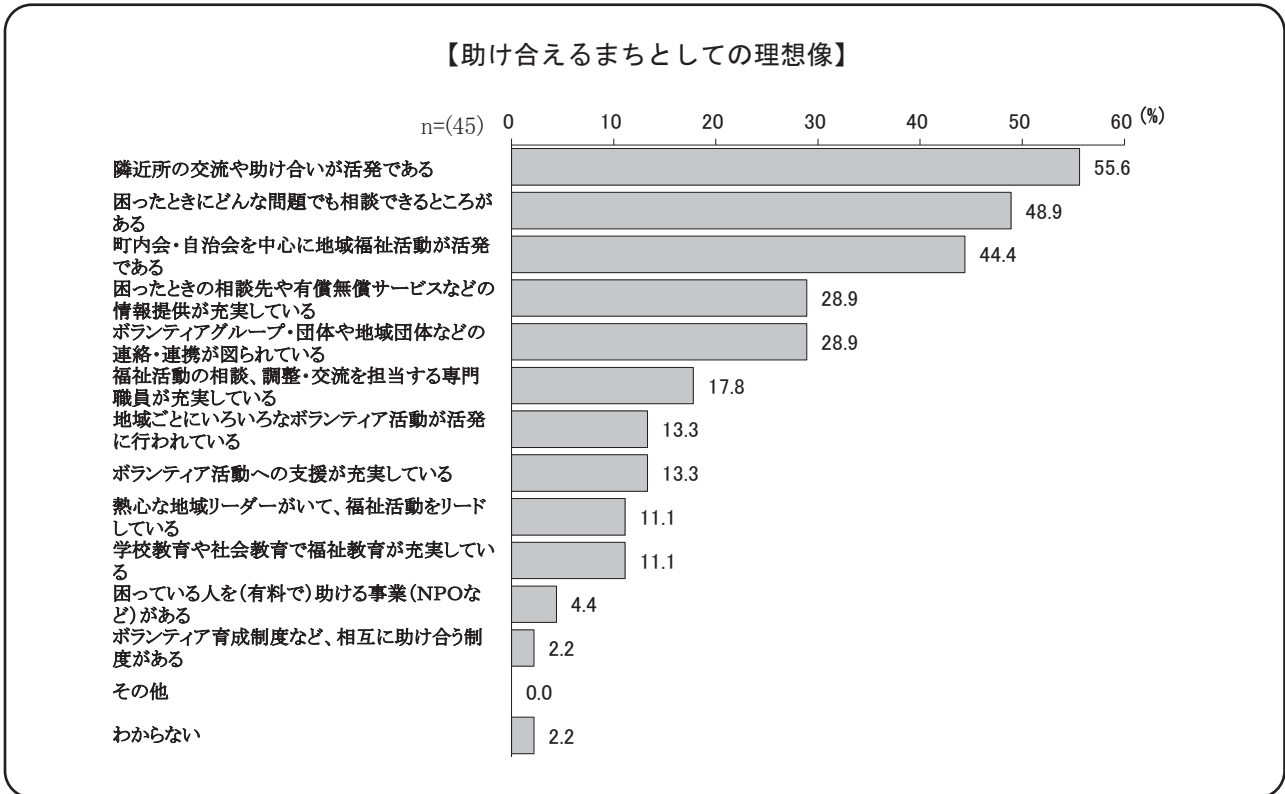
(5) 今後の福祉行政のあり方について

行政が行っている福祉サービスの水準について、“充実している派”は40.0%と“充実していない派”（33.3%）を上回っています。

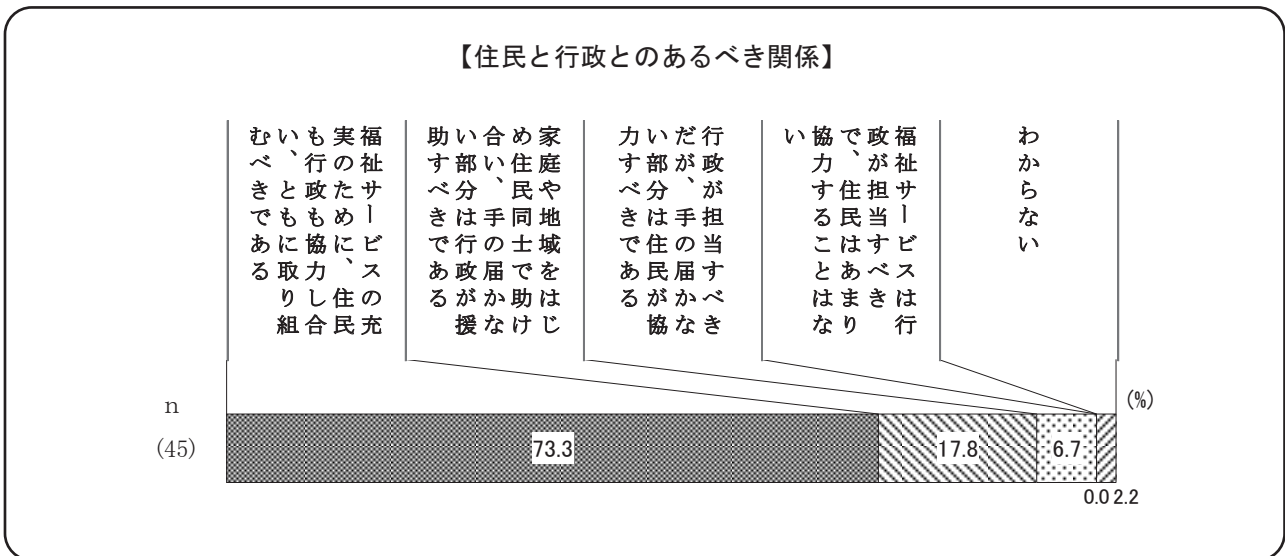
充実していないと考える福祉サービスについては、「閉じこもりや引きこもりの人に関する福祉」（66.7%）が最も多く、以下「認知症の人に関する福祉」（40.0%）、「高齢者に関する福祉」「病気療養中の人に関する福祉」がともに20.0%、「子どもに関する福祉」「寝たきりの人に関する福祉」「身体障がい者に関する福祉」「知的障がい者に関する福祉」「精神障がい者に関する福祉」がいずれも13.3%となっています。



助け合えるまちとしての理想像については、「隣近所の交流や助け合いが活発である」(55.6%)、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」(48.9%)、「町内会・自治会を中心に地域福祉活動が活発である」(44.4%)が多く、市民に比べて自助・互助が上位となっています。

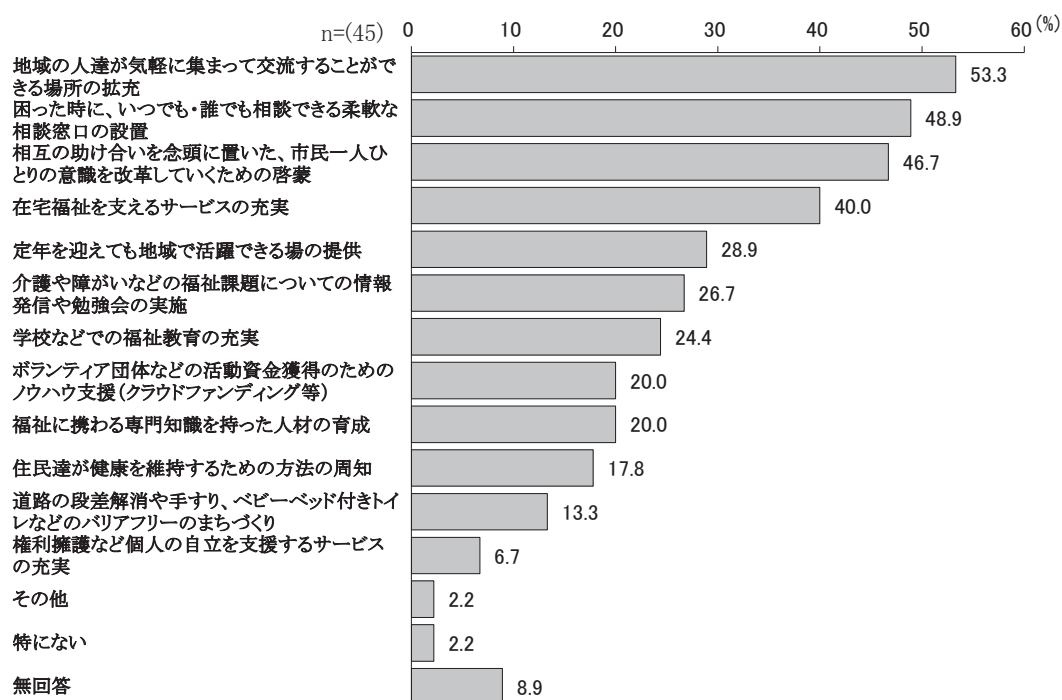


住民と行政とのあるべき関係については、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が73.3%と、44ページの市民の調査結果の45.0%に比べて高い割合となっています。



住民の活動を推進するうえで、行政に期待することについては、「地域の人達が気軽に集まって交流することができる場所の拡充」(53.3%)「困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置」(48.9%)、「相互の助け合いを念頭に置いた、市民一人ひとりの意識を改革していくための啓蒙」(46.7%)、「在宅福祉を支えるサービスの充実」(40.0%)が多くなっています。

【住民の活動を推進するうえで、行政に期待すること】



8. 地域福祉をめぐる課題

課題1 地域を知り関心を持ち地域活動に参加するきっかけづくりの必要性

市民と福祉関係団体に共通した課題は、地域や地域活動に関する情報の不足や、市民の地域福祉活動への参加の少なさです。

また、地域福祉の課題の解決にあたっては、福祉関係団体は市民の積極的な参加が重要と捉えているのに対し、市民の多くは公的機関の関与を期待しているなど、考え方の違いがあります。

このことから、多くの市民が隣人や近所の暮らしに関心を持ち、地域活動に参加するきっかけとなるよう、子どものころからの思いやりを育む教育に加え、情報発信の仕方や開催日時への配慮など活動内容への創意工夫も重要です。

課題2 地域を支える連携の取り組みの重要性

地域には様々な課題があり、行政や福祉関係団体が行っている福祉サービスはその解決の一助を担っていますが、この課題解決に向けては、行政と福祉関係団体との連携の強化にあわせて、市民が主体的に地域福祉活動に参加することが今後必要となってきます。

そのため、これまで行っている各種活動の推進はもちろんのこと、日常的に地域の状況を把握し、行政や福祉関係団体などと連携し地域の福祉課題の解決を進めるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置が重要となってきます。

課題3 包括的な支援体制づくりの必要性

地域福祉の充実を進める取り組みは、従来の福祉3分野（高齢者・障がい者・子ども）の適切な福祉サービスの提供だけではなく、生活困窮者や閉じこもりなどの地域課題を吸い上げながら、同じ地域の中で、平時から非常時まで、様々な場面で「多様な主体が担い手となり、支え合う」ために分野を超えてどのように行動するべきか横断的に検討することが大切です。

そのため、市民と本市・名取市社会福祉協議会や福祉関係団体など関係機関が連携した包括的な支援体制づくりを一層進めることが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

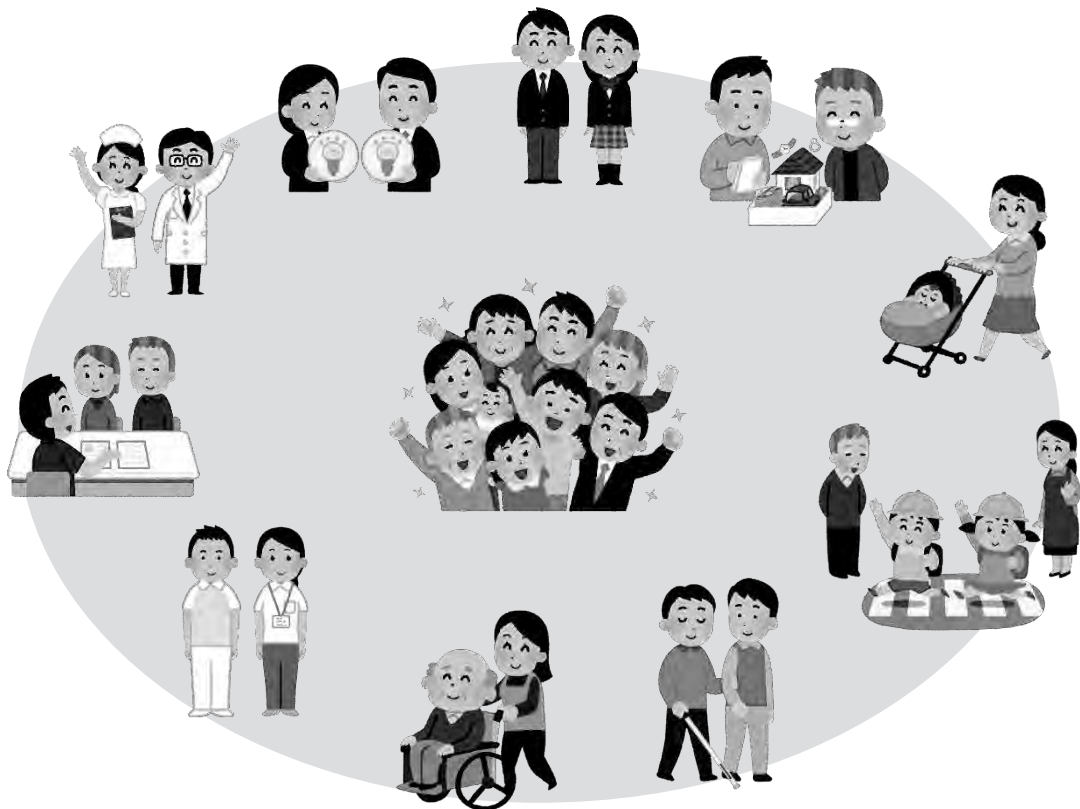
1. 基本理念

計画の基本理念は、上位計画である名取市第六次長期総合計画に基づき、本市が進める地域福祉の基本的な考え方を定めます。

■基本理念■

市民が主役となり活躍する 地域共生社会の実現を目指して

市民が身近な地域の主役として、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、行政を含めた多様な主体と連携・協働しながら、市民の幸せを目的とした地域共生社会を実現するまちづくりを進めます。



2. 計画の基本目標

基本理念の実現を図り、地域福祉をめぐる課題を解決するため、次の3つの「基本目標」を設定し、市民、地域・名取市社会福祉協議会、行政協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。

基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

市民が主体となって地域課題を把握し、その課題の解決に向けて福祉関係団体などと連携しながら、お互いを気づかうあたたかい気持ちにあふれたまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

行政や福祉関係団体からの福祉に関するわかりやすい情報提供・相談支援の充実に加え、市民も参画した見守り体制の構築などにより、地域全体で支援を必要とする人に寄り添い支え合うまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

福祉サービスの適切な提供に加え、地域包括ケアシステム（※）の深化・推進や安全・安心の環境づくりを図りながら、多様な主体の力を結集した地域共生社会の実現を目指すまちづくりを進めます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	具体的な取り組み
市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して	I. 市民が主体的に支え合うまちづくり	1. 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉教育の充実 (3) 地域交流の場の充実
		2. 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	(1) ボランティアの育成 (2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成
	II. 地域の支え合いのしくみづくり	1. 地域活動への支援	(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援 (2) 社会福祉協議会の活動の推進 (3) ボランティア・NPO 団体等への支援
		2. 情報提供の充実	(1) 情報提供の充実
		3. 相談支援の充実	(1) 相談支援の充実
		4. 見守り支援の充実	(1) 日常的な見守り支援の構築 (2) 生活困窮者等への支援 (3) 経済的支援の推進 (4) ひきこもりや閉じこもりの対応策 (5) 再犯防止対策の推進 (6) 権利擁護の利用促進 (7) 成年後見制度の利用促進 (名取市成年後見制度利用促進基本計画)
	III. 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり	1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
		2. 福祉サービスの適切な利用促進	(1) 福祉サービスの充実 (2) サービス事業者への支援 (3) 福祉人材の養成支援
		3. 安全・安心の環境づくり	(1) バリアフリー（※）化・ユニバーサルデザイン（※）の推進 (2) 災害時における支援体制の充実

第4章 地域福祉計画の展開

基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり

■現状と課題



市民調査では、近所づきあいについては、実際にしているつきあい方は、あいさつや立ち話をする程度が多数であり、困ったときに助け合う、お互いに訪問し合うなど、親密なつきあいをしている人は約30%程度ですが、もっと深いつきあいが必要だと感じている人は75%に増えます。町内会行事などの地域活動への参加については、年代が上がるほど積極的に参加している人が多く、若年層の参加率向上が課題となっています。市民の福祉への関心は高く、優先駐車場に駐車しないようにする、点字ブロックをふさがないといった普段の生活の中での配慮は実践しているものの、困っている人への声かけや実際の手助けなど一歩踏み込んだ行動に移せる人は多くありません。

地域福祉を考える上での最小単位は、市民とその家族・親族になりますが、身近な存在は隣近所にいる同じ地域の住民であり、相互の気配り、ちょっとした助け合い、さらには踏み込んだ相談や支え合いなどができるつながりを市民自身が求めていることがわかります。

本市では公民館を核とした地域コミュニティの活性化に取り組んでいますが、今後は、市民が知り合うこと、支え合うことの重要性について繰り返し浸透に努め、市民が地域の福祉課題を地域力で解決しようという意識づくりを図ることが必要です。

さらに、年代や性別、障がいの有無に関係なく、誰もがお互いを尊重し助け合い、支え合いながら暮らしやすいまちづくりを推進していくために、家庭や学校をはじめ地域全体でお互いを知り気づかえる意識を育む取り組みが重要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 地域福祉に関心を持ち、広報紙やホームページ等を活用し、情報を入手しましょう。
- 隣近所や地域の人たちに、積極的に挨拶や声かけをしましょう。
- 友人や隣近所に声かけし、地域活動や行事、イベント等に積極的に参加することで、地域福祉に関する理解を深めましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ等において、障がいに関する情報等を発信します。
- 市民同士の挨拶や声かけ、交流機会等が地域づくりにとって重要であることを市民に発信します。
- 認知症や障がいについての交流会や各種講座を実施し、認知症や障がいを身近なものとして理解を深められる取り組みを行います。
- 市民が自ら活動しやすい環境づくりや市民同士の交流の場・機会の提供を充実します。

■具体的な取り組み



(1) 広報・啓発活動の推進

福祉に関する知識や情報の発信、各種イベント等の普及・啓発活動を行い、福祉意識の醸成に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
障がいに関する正しい知識の普及や啓発・広報の推進	障害者週間や各種イベント等を通じて、障がいについて正しい理解を深めるよう努める。「広報なとり」や市のホームページ、エフエムなとり（なとらじ801）等を活用し、広く地域社会に対して障がいに関する情報の掲載と啓発・広報を行う。	社会福祉課
名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の推進	障害者就労施設等が提供する物品等について、社会福祉課から各部署へ必要な情報提供を行い、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。	社会福祉課
地域の医療・介護の資源の把握と地域住民への普及啓発	地域の医療機関、介護事業所等の住所・電話番号・機能等を毎年確認し情報の更新を行ったうえで「医療・介護サービスマップ」を作成し、全戸、地域の医療機関、介護事業所等へ配布を行い、在宅医療・介護連携の推進を図る。	介護長寿課
自死予防週間、自死対策強化月間における普及啓発	広報やホームページ等で自死予防に関する情報を発信する。	保健センター
出前講座	市民団体やグループ等からの依頼を受けて出前講座を実施する。	生涯学習課

(2) 福祉教育の充実

すべての市民がお互いの違いを認め合い、尊重しあう意識を持てるように、福祉や人権について学べる機会の充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
集団保育による障がい者理解の促進	保育所等の教育・保育施設での障がい児の受け入れ体制の充実を図り、幼児期から障がい児との交流の場を拡充し、一緒に過ごす時間を設けるよう障がい児保育等の充実に努める。	こども支援課
生活支援体制整備事業「情報交換会」	地域の支え合い活動に関する情報交換会において、有識者による講演や団体の事例紹介を行う。	介護長寿課
認知症サポーター（※）養成講座	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲でささえる「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
学校教育における福祉教育の推進	学校教育において、福祉教育や交流活動を通じて、幼少期、学齢期から障がいを理解し、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指す。	学校教育課
生涯学習による障がい者理解の促進	生涯学習の場において、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の各種行事やイベント等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努める。	生涯学習課
出前講座（再掲）	市民団体やグループ等からの依頼を受けて出前講座を実施する。	生涯学習課

(3) 地域交流の場の充実

地域の人たちが気軽に集まり、交流の輪を広げ、ふれあいを深めることができるよう、地区体育大会や地区レクリエーション大会、地区公民館祭といった地域行事を活用するなど、交流の場や機会の充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
コミュニティ活動の推進	自治会等組織への活動支援（コミュニティ助成）及び集会施設の新築増改築改修等への補助を行う。	市民協働課
地域共生社会に向けた体制づくり支援事業【新規】	市民が主体となって地域課題を把握し、解決に向け取り組むためのきっかけを提供できるようにする。さらに、地域の活動団体や事業者、本市の庁内各課や社会福祉協議会等が連携しながら解決に向けて取り組むことができる連携体制の構築を目指す。	社会福祉課
被災者コミュニティ再生事業	新たなコミュニティの構築と新しく発足した自治会（閑上地区）の運営を支援する。	社会福祉課
高齢者ふれあいサロン、高齢者いきがづくり事業、通いの場事業	高齢者ふれあいサロン等を運営する団体に補助金を交付、または講師派遣による人的支援を行うことにより、地域での高齢者、または世代間交流の場を充実する。	介護長寿課
地区体育大会	地域住民が集いスポーツに親しみ親睦を図る。	生涯学習課
地区レクリエーション大会	地域住民が集いレクリエーションを通じて親睦を図る。	生涯学習課
地区公民館祭	公民館利用者を中心に地域住民が集い祭りを通じて親睦を図る。	生涯学習課
住民相互の交流機会拡充事業	地域の祭りや伝統行事、学校行事などの活性化を図り、高齢者と子どもなど住民相互の交流機会を拡充する。	生涯学習課

基本方針2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

■現状と課題



市民調査では、ボランティアや助け合い等の活動をしたことがない人が約6割を占めています。今後参加したい・関心がある人は約6割で、ボランティア活動に関する情報提供や活動先の紹介（マッチング）、活動費の補助（交通費等）、ボランティア休暇等の職場からの支援や理解があると、活動への参加がしやすくなるとされています。

団体調査でも、様々な形で活動を知らせる取り組みの充実と、それによる人材の育成・確保が提案されており、ボランティア活動に関する広報やマッチング等の重要性は明らかです。団体が活動している中で困っていることとしては、新しいメンバーが入らない、メンバーの高齢化、市民の認知度が低い、リーダー（後継者）が育たない、参加者がいないなどが挙げられています。

さらに市民調査では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員については、活動内容まで含めた認知度は必ずしも高くなく、民生委員・児童委員については約67%が誰であるかを知らないという回答でした。

今後は各種情報をライフステージに応じてわかりやすく情報提供できるしくみづくりや、各種活動に参加しやすい環境づくりや、各種活動と参加希望者を結び付けるマッチングのしくみづくりなどによって、関係団体が連携し、地域の各種活動の参加者を増やすことで、リーダーとなる人物の発掘・育成を進める必要があります。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動、ボランティア活動の情報収集を行い、積極的に参加しましょう。
- 地域の役割を担っている一人だと認識し、行動しましょう。
- 各種サポーター養成講座やボランティア育成講座等の充実を図り、次世代のリーダー育成、地域活動の担い手を育成しましょう。
- 研修会を実施し、地域のリーダーとなる人材や担い手を養成しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 社会福祉協議会や関係機関と連携し、市民が地域活動に関心を持てるよう、情報提供や講座の開催などを充実します。
- 市民同士の交流会や研修会の開催を支援し、担い手の発掘・育成に努めます。

■具体的な取り組み



(1) ボランティアの育成

市民が正しい知識を持ってボランティア活動に参加できるよう、各種講座や研修会を開催するなど、市民のボランティア活動への参加を促します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
地域福祉活動活性化事業	ボランティアなどの育成に努めつつ、地域の人材、資源などを活かしながら地域福祉活動の活性化を支援する。	社会福祉課
介護予防サポーター養成講座	市民主体で介護予防体操を行う「通いの場」において体操の指導を行う「介護予防サポーター」を養成する。	介護長寿課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲でささえる「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
食生活改善推進員の養成事業	食生活改善の普及を図るため研修会等を開催し、養成を行う。	保健センター

(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成

市民主体の地域活動やボランティア活動の活性化を目指し、子どもの頃からの地域活動参加の意識づくりや、活動を牽引するリーダーの育成や活動への支援を行います。

地域と学校が協働・連携して子どもを育てる活動である地域学校協働活動を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
こどもファンド事業	「自分たちのまちは自分たちでつくる」を主眼とし、将来を担う小中高生が提案、実施する自主的な活動を支援する「こどもファンド事業」を通して、多くの子どもたちがまちづくり活動に携わることで、まちづくりの楽しさ、大切さを学び将来の活動へつなげる。	市民協働課
協働提案事業	「地域課題は地域で解決」に向けて活動団体の特性を活かした事業を行うことで地域活動の活性化につなげる。	市民協働課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
生活支援体制整備事業「お宝探し」	地域の支え合い活動等の資源を「お宝」と名づけ、その「お宝」を発掘するための「情報交換会」を平成28(2016)年度～平成30(2018)年度まで市内すべての地区で実施した。令和元年度からは「なとたん座談会」と名づけた協議体を設置し、会議を開催することで情報交換や市民への意識付け、地域課題の発掘等を行っている。また、お宝情報のデータベースを作成し、地域包括支援センターと共有し相談時に紹介するなどしている。	介護長寿課
市民向けゲートキーパー(※)研修会の開催	自死対策として、地域で見守り・気付き・支え合えるようゲートキーパーの役割を担う人材の育成を行う。	保健センター
インリーダー、ジュニア・リーダー養成事業	インリーダー・子ども会育成者合同研修会、ジュニア・リーダー初級研修会等の開催を通じて、青少年の体験活動や青少年育成指導者等の養成を行う。	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	地域と学校が協働・連携して子どもを育てる活動である地域学校協働活動を推進する。	生涯学習課
名取市地域婦人団体連絡協議会運営費助成金	女性の地位向上と住みよい地域づくりに努める団体へ助成金を交付する。	生涯学習課

◆◇名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
先導的な地域活動をけん引する人材・団体育成事業	新たな社会的課題にチャレンジし、まちの新しい価値創造に資する先導的な地域活動をけん引する人材、団体の育成を図る。	生涯学習課
地域と学校、家庭、活動団体との連携事業	地域と学校、家庭、活動団体との連携を図り、子どもの成長を支え合う推進体制の充実に努める。	生涯学習課

■基本目標Ⅰの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
地域活動へ積極的に参加している割合	12.0% (平成30年度)	20.0%	社会福祉課
ボランティアなどの活動の参加状況	32.7% (平成30年度)	48.5%	社会福祉課
保育所での地域活動事業の実施	年9回 (平成29年度)	年12回	こども支援課
介護予防サポーター養成講座の参加延べ人数	202人 (平成29年度)	213人	介護長寿課
認知症サポーター養成講座の参加延べ人数	510人 (平成29年度)	542人	介護長寿課
ゲートキーパー研修会の実施	年1回 (平成29年度)	年3回	保健センター

基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

基本方針1 地域活動への支援

■現状と課題



市民調査では、市民がボランティア活動に参加するために必要な支援は、ボランティア活動に関する情報提供が最も多く、若い世代では情報提供と経費の支援、働き盛りの世代では職場の理解が重視されています。

団体調査では、ボランティア活動の輪を広げるために、活動の内容を知らせる広報を充実すること、地域での学習・研修の機会や内容の充実を図ることが重要とする回答が多く、市民が必要とする情報を提供することが大切です。

その一方で、団体メンバーの不足や高齢化、活動資金の不足、他の団体との交流機会が乏しいこと、活動のマンネリ化、参加者がいないことなどが課題として挙げられています。

今後は様々な形で地域の活動を知らせる取り組みの充実が必要です。

また、社会福祉協議会に期待する役割は、市民調査では、高齢者の介護や見守りが最も多く、以下、福祉に関する情報の発信、地域福祉活動や市民参加への支援、子どもの育成、あらゆる相談に応じることなどが上位であり、40代までは子どもの育成への期待が多く、60代、70代以上では高齢者の介護や見守りへと、ライフステージに応じたニーズの変化がみられます。

社会福祉協議会は、福祉の担い手でもありますが、ボランティアなどの人材育成の拠点でもあり、適時、適切な手法での情報発信や講座等の開催等の事業の実施も期待されています。

さらに、地域における深刻な生活課題に対する総合相談・生活支援体制の一層の充実、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについては、本市と社会福祉協議会で協議を深めることが必要です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめることで、両者のパートナーシップがより強化され、本市の地域福祉施策の一層の充実につながります。

今後は、町内会・自治会、地域団体や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが、お互いの役割を尊重しながら連携を深め、協力していくことが重要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 友人や隣近所の人に声かけし、町内会や自治会活動に積極的に参加しましょう。
- 町内会や自治会等が連携し、地域の課題を考え、解決に向けて話し合いの場を設けましょう。
- 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動、ボランティア活動の情報収集を行い、積極的に参加しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ等で、町内会や自治会等の活動内容について情報提供します。
- 社会福祉協議会やボランティア・NPO 団体の公益的な取り組みを促進し、地域福祉活動を支える体制強化のための支援を行います。
- 情報共有の場や講習会等への支援をはじめ、活動に必要な情報提供を行い、活動の活性化につながるよう支援します。

■具体的な取り組み



(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援

市民にとって身近な活動団体である町内会・自治会や老人クラブ等に対し、活動を継続し充実を図れるよう、人材の育成や補助金の交付等の支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
自主防災体制の充実	町内会等を単位として設立した自主防災組織の充実を図るため補助金を交付。	防災安全課
地域コミュニティ活動支援事業	町内会や自治会、各種地域団体が行う地域活動の支援につながる各種助成金情報等の提供に努める。	市民協働課
被災者コミュニティ再生事業（再掲）	新たなコミュニティの構築と新しく発足した自治会（閑上地区）の運営を支援する。	社会福祉課
先導的な地域活動をけん引する人材・団体育成事業（再掲）	新たな社会的課題にチャレンジし、まちの新しい価値創造に資する先導的な地域活動をけん引する人材、団体の育成を図る。	生涯学習課

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

地域福祉活動の活発化に向けて、民間の社会福祉活動の推進を目的とする社会福祉協議会の活動への支援を行います。また、市と社会福祉協議会とのより一層の連携の強化を図ります（社会福祉協議会の活動内容の詳細は、第5章をご覧ください）。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
名取市社会福祉協議会への助成	福祉分野において中核的な役割を担っている社会福祉協議会の運営を安定させるため、条例等に基づき助成を行うことで、本市の地域福祉の推進を図る。	社会福祉課

(3) ボランティア・NPO団体等への支援

本市を拠点として活動するボランティア・NPO団体に対し、地域福祉活動の継続や活性化が図れるよう支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
中間支援組織の活用	名取市市民活動支援センターによる、NPO団体・市民活動団体等への情報提供及び活動支援を行う。	市民協働課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
地域福祉活動活性化事業（再掲）	ボランティアなどの育成に努めつつ、地域の人材、資源などを活かしながら地域福祉活動の活性化を支援する。	社会福祉課
食生活改善推進連絡協議会への支援	自主活動に対する支援や助成を行う。	保健センター
名取市地域婦人団体連絡協議会運営費助成金（再掲）	女性の地位向上と住みよい地域づくりに努める団体へ助成金を交付する。	生涯学習課

基本方針 2 情報提供の充実

■現状と課題



市民調査では、福祉サービスの情報入手先は、市役所の窓口、広報、ホームページ等が最も頼りにされており、その傾向は年代が上がるほど顕著であり、一方、年代が若いほどインターネットやSNSで情報を入手している人が多くなっています。

団体調査では、地域活動団体が必要とする情報入手先は、市の広報紙、社会福祉協議会の窓口、民生委員・児童委員からが多く、市民同様、市の発信する情報を一番に頼りにはしているものの、社会福祉協議会、民生委員・児童委員という地域の福祉に特化した組織も情報源として重要視されています。

これまで様々な媒体や組織、人を通じた情報の提供を実施していますが、情報が必要な時に入手しづらいといった声があります。また、世代によって情報入手の手段が異なること、さらには即応性が求められており、特に若い世代への情報提供のあり方のひとつとして、自動的に情報を発信することができるSNS等の導入の検討も必要となっています。

必要としている人に適時に適切な情報が届くよう繰り返しの情報提供や関係機関同士の情報共有の強化が求められています。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 日頃から福祉に関する制度やサービスなどに関心を持ち、積極的に情報を入手しましょう。
- 広報紙やホームページ等を活用し、入手した情報を家族や友人、周囲の人と共有しましょう。
- 民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスや支援が必要な人への情報提供をしましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ等を活用して、福祉サービスや地域活動など様々な情報提供に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで、すべての市民に配慮した、わかりやすく、入手しやすい情報提供に努めます。

■具体的な取り組み



(1) 情報提供の充実

子どもから高齢者まで、情報を必要とする人が適時に適切な情報を入手できるよう、それぞれの立場にあわせた多様な手段での情報提供に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
情報バリアフリー化の推進	障がい特性に応じたインターネット等による情報提供などの整備について庁内関係各課と連携を図る。また、広報などりの点字版の配布を継続して実施する。さらに、社会福祉課において手話通訳者の資格を持った社会福祉相談員の配置を継続する。	なとりの魅力 創生課 社会福祉課
行政サービス等における配慮	障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、職員に対する研修等を実施し、障がい特性や障がいのある人への理解を深め、窓口等におけるサービスの向上に努める。	社会福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
名取市子ども・子育て支援ガイドの配布	名取市子ども・子育て支援ガイドは、乳幼児期の教育・保育・子育て支援施設を中心に子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター（※）等の利用の仕方や子育てコーディネーターについての案内を掲載し、こども支援課窓口等で配布する。	こども支援課
生活支援体制整備事業「お宝探し」	地域の「お宝」情報をデータベースに整理し、地域包括支援センターと共有することで、相談があった際などに市民に紹介する。	介護長寿課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲でささえる「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
相談窓口の情報発信	自死予防に関するリーフレットなどの配布により相談窓口の情報を発信する。	保健センター
出前講座（再掲）	市民団体やグループ等からの依頼を受けて出前講座を実施する。	生涯学習課

基本方針 3 相談支援の充実

■現状と課題



市民調査では、市民にとって助け合えるまちとしての理想像は、困ったときにどんな問題でも相談できるところがあることが多く、団体調査でも上位となっています。気軽に相談できる、手助けを頼める人や場所を持っておく・知っておくことは、安心安全な生活を送るために必要なことです。

市役所に対しては、団体から、困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談対応が望まれています。

社会福祉協議会に期待する役割としては、あらゆる相談に応じることが求められています。

今後は、地域福祉の推進に大きな役割を担っている民生委員・児童委員や地域や福祉の関係団体や関係機関、社会福祉協議会、本市等が、個人情報保護に十分配慮しながら、それぞれ持つ情報を共有し、連携を図りながら支援を進めていくことが重要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 悩みごとや困っていることを一人で抱え込まず、身近な人や近くの相談機関に相談しましょう。
- 身近な相談先となる民生委員・児童委員は、市民との信頼関係を構築し、市や関係機関と連携して解決方法を検討していきましょう。

【市や関係団体・機関】

- 地域における相談窓口の周知徹底を図り、安心して相談できるよう相談体制の充実に努めます。
- 各種相談窓口を民生委員・児童委員、関係機関との連携強化を図ります。
- 研修会等を開催し、相談対応する職員の知識・技術向上に努めます。

■具体的な取り組み



(1) 相談支援の充実

悩みや困りごとについて気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の充実や周知に努めるとともに、専門的な相談にも対応できる体制の強化に取り組みます。

相談者の属性や課題に関わらず、様々な相談を受け止めて対応する、または必要に応じて関係機関につなぎ、さらに相談者本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に寄り添いながら継続的に関わり続け、相談者本人・世帯との信頼関係を築きます。特定の相談機関や窓口が丸抱えするのではなく、支援関係者全体の調整を行う適切な多機関協働を進め、市全体が一体となり支援する、「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
消費生活相談	名取市消費生活相談員が、特殊詐欺や契約トラブル等の相談に応じ、助言や斡旋を行う。	市民協働課
法律相談	法的な相談について、仙台弁護士会に委託し、毎月弁護士による法律相談を実施する。	市民協働課
行政相談	総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月行政等に関する相談に応じる。	市民協働課
人権相談	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、毎月人権に関する相談に応じる。	市民協働課
生活困窮者に対する相談	生活困窮者が抱える課題を分析し、ニーズに応じた支援が行われるよう相談体制を確立する。	社会福祉課
生活保護受給者等に対する就労支援相談	就労意欲・能力はあるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者等に対し、就労支援員が就労支援を実施する。	社会福祉課
障害者相談支援事業	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行う。	社会福祉課
障害者相談員の設置	障がい者（児）の更生援護に関し、本人またはその保護者からの相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び障がい者援護思想の普及等障がい者（児）の福祉増進を図る。	社会福祉課

◆◇名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
家庭児童相談	家庭や児童に関する相談業務を実施するため相談員を配置する。	こども支援課
子育て相談	市内6箇所の「子育て支援センター・子育てひろば（委託事業）」で、親子の交流サロン、各種イベント、育児相談、情報提供を実施する。こども支援課窓口では、子育てコーディネーター（保育士）が育児相談に応じる。	こども支援課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターにて高齢者の総合相談を実施する。	介護長寿課
健康教育相談や家庭訪問の実施	健康づくりに関する講話や個別相談を行い、生活習慣病（※）の予防や重症化予防に努める。	保健センター
乳幼児健診、赤ちゃん訪問における相談	育児や発達等に関する相談支援を行う。	保健センター
こころの相談	予約制で、専門医が不眠や不安、うつなどの心の悩みで困っている人の相談に乗るもの。本人だけではなく、その症状に気付いた家族や友人なども相談することができる。	保健センター
子どもの心のケアハウス（はなもも教室）	スーパーバイザーと心のケア支援員を配置し、心のサポート、適応サポート、学びのサポートの3つの事業を展開する。不登校児童生徒の学校復帰支援体制を構築し、学校等関係機関と連携して不登校傾向にある児童生徒の自立を支援する。	学校教育課
訪問指導員の配置	不登校生徒に対しよりきめ細かな支援を行うため、中学校、義務教育学校に「訪問指導員」を配置する。訪問指導を通して在宅生徒が一步でも前進できるよう対応する。	学校教育課
就学相談の実施	すべての児童・生徒に教育を保障することを第一に、一人ひとりの障がいの状態、発達の状況に応じて、子どもの持っている力を十分に伸ばせるよう相談に応じる。自己自立を図ることのできるよりよい教育環境への就学に向けて、専門の相談員が保護者の方々と一緒に考え、学校の紹介等の就学相談を実施する。	学校教育課
青少年相談	保護者が抱える子どもに関する悩みについて、青少年相談員が相談に応じ、助言・支援を行う。	生涯学習課

基本方針4 見守り支援の充実

■現状と課題



市民調査では、地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことの中で、高齢者への支援、見守り活動等の相互援助も上位となっていますが、必要と感じている回答に比べて、できるとの回答が少なくなっています。おおむね年代が上がるほど、高齢者への支援、日常生活の協力体制が増え、30代、40代では教育や子育ての支援がほかの年代に比べて多く、自身のライフステージに応じた取り組みであればとの回答が多くなっています。10～20代、30代では「わからない」が20%以上であり、わかりやすい情報の提供や参加しやすいきっかけづくりも必要です。

認知症高齢者、障がい者（児）、子ども等の虐待は、問題の顕在がしにくい側面もあるため、地域においての気づきや見守りも重要となります。その対応策の強化として、各相談先の充実や多職種連携等による情報共有や支援の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

団体調査では、閉じこもりやひきこもりの人に関する福祉や認知症の人に関する福祉への支援が十分ではないとの回答が、市民調査に比べて多くなっています。

日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活困窮者自立支援法のいずれも認知度が低く、改めて啓発を行う必要があります。

また、犯罪や非行をした者の中には、一度更生しても、立ち直りに多くの困難を抱え、再犯に至るケースも少なくありません。再犯を防止するためには、警察などの刑事・司法関係機関による取り組みだけではなく、社会復帰後は、地域社会で孤立させない「息の長い」支援が求められています。特に、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する本市や関係団体、関係機関での役割が重要です。

さらに、青少年、家庭、市民に対して、薬物乱用防止に関する啓発を広く行うことが必要となっています。平成30（2018）年に宮城刑務所に入所した者のうち薬物事犯者は53名（28.3%）おり、そのうち再犯者は39名（73.6%）と、再犯率が高くなっています。薬物依存からの回復にあたっては、治療とともに本人やその家族・親族等が、地域において相談支援を受けられる体制の整備が必要です。薬物乱用のない名取市を目指し、本市はもとより、市民、事業者、民間の関係団体等の地域社会を構成するすべてが薬物乱用防止の共通認識を持つための環境づくりが必要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 身近な人や隣近所の人困っていたら、市役所や社会福祉協議会などの相談窓口や支援機関を教えてください。
- 「認知症サポーター養成講座」に参加し、認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをしましょう。
- 生活困窮者自立支援制度や生活保護等の制度の内容を理解しましょう。
- 支援が必要な人の早期発見・早期対応に努めましょう。
- 友人や隣近所と声をかけあい、地域の行事やイベントと一緒に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員による日常的な見守り活動を行います。
- 地域で虐待等の疑いや異変に気づいた場合、民生委員・児童委員や市へ連絡しましょう。
- 成年後見制度について理解し、必要に応じ利用しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 地域や民生委員・児童委員と連携して、支援が必要な人の把握に努め、情報共有し必要な支援につなげます。
- 生活困窮者や経済的支援が必要な人が必要なサービスや支援を受けられるよう、サービス等の周知徹底に努めます。
- 支援が必要な人の把握に努め、個々の要望にあった支援につなげます。
- 高齢者が気軽に交流できる行事等を充実し、活動の場を広げる機会の提供を行います。
- 民生委員・児童委員や関係機関と連携を強化し、情報共有を図ります。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して、権利擁護に関する相談窓口や成年後見制度の周知を繰り返し行い、利用の促進を図ります。

■具体的な取り組み



(1) 日常的な見守り支援の構築

子ども、高齢者や障がい者（児）など、支援を必要とする市民や世帯を中心に普段から見守りや支援を行うことによって、災害発生時等の非常時にも円滑に対応できるよう、日常の生活の中で自発的に助け合い支え合う関係づくりを支援します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
被災者コミュニティ再生事業	復興公営住宅等の被災入居者への自死防止やひきこもりなどの防止等のための訪問見守りを行う。	社会福祉課
地域活動クラブへの支援	児童の健全な育成を図るため、地域と児童センター、放課後児童クラブ（※）利用者が連帯した地域活動クラブに対して助成を行う。	こども支援課
放課後児童健全育成事業	昼間保護者が不在になる家庭の小学校1年生から6年生までの児童が放課後に過ごす生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業	子どもと子育てをめぐる様々な課題を解決するために、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行う。	こども支援課
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親の方が生活援助もしくは保育サービスが必要な場合、または、日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。	こども支援課
子育て世代包括支援センター事業	子育てに関わる関係機関や医療機関と連携しながら、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から子育て期に関する様々な相談や情報提供を行い、切れ目ない支援を行う。	こども支援課 保健センター

◆◇名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲でささえる「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
企業等との「見守り協定」締結	コンビニ、郵便局、新聞販売所等と配達や窓口対応の機会における高齢者の見守りや通報について、協定を締結する。	介護長寿課
認知症地域支援推進員（※）設置事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域で支え合う環境の醸成に努める。	介護長寿課
市民向けゲートキーパー研修会の開催（再掲）	自死対策として、地域で見守り・気付き・支え合えるようゲートキーパーの役割を担う人材の育成を行う。	保健センター

（２）生活困窮者等への支援

様々な理由によって生活に困窮している人や世帯が、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援や住居の確保等の支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
生活困窮者等への支援	生活に困窮する世帯に対し、必要な保護を実施して最低生活の保障をするとともに、自立を助ける。	社会福祉課
生活困窮者に対する住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、一定の要件のもと住居確保のための給付金を支給する。	社会福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
養護老人ホーム入所措置	住むところに困っている、あるいは生活に困窮している、おおむね自立した高齢者の養護老人ホームへの入所措置を行う。	介護長寿課

(3) 経済的支援の推進

子どものいる世帯や障がい者（児）等に対して、医療費にかかる費用等の経済的支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
障害者医療費助成事業	障がい者（児）の医療費の一部を助成し、適正な医療機会の確保と経済的負担の軽減を図る。	社会福祉課
中国残留邦人等支援給付事業	中国残留邦人等の世帯に対し、必要な支援給付を実施して生活の安定を保障する。	社会福祉課
子ども医療対策事業	中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成し子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。	こども支援課
母子・父子家庭医療対策事業	母子・父子家庭の医療費の一部を助成し健康の保持と家庭医療費の軽減を図る。	こども支援課

(4) ひきこもりや閉じこもりの対応策

ひきこもりや閉じこもりになっている人やその家族・友人などに対して、自立や社会参加に向けた相談支援等を行います。

ひきこもりや閉じこもりが続くと、社会生活に戻るまでに長い時間がかかったり、体力の衰えなどが進行すると考えられています。

このことから、ひきこもりや閉じこもりがちになることを防ぐため、交流の機会の設定や訪問見守り等を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
被災者コミュニティ再生事業（再掲）	復興公営住宅等の被災入居者への自死防止やひきこもりなどの防止等のための訪問見守りを行う。	社会福祉課
福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用券等交付事業	高齢者または障がい者（児）等の生活福祉の向上を図るため、福祉バス乗車券等、福祉タクシー利用券等を交付する。	介護長寿課 社会福祉課
高齢者ふれあいサロン事業、高齢者生きがいきづくり支援事業	家に閉じこもりがちになりやすい高齢者の社会的な孤立感の解消と高齢者間・世代間の交流を通して、高齢者の介護予防及び生きがいきづくりを図る。	介護長寿課
こころの相談（再掲）	予約制で、専門医が不眠や不安、うつなどの心の悩みで困っている人の相談に乗るもの。本人だけではなく、その症状に気付いた家族や友人なども相談することができる。	保健センター
子どもの心のケアハウス（はなもも教室）（再掲）	スーパーバイザーと心のケア支援員を配置し、心のサポート、適応サポート、学びのサポートの3つの事業を展開する。不登校児童生徒の学校復帰支援体制を構築し、学校等関係機関と連携して不登校傾向にある児童生徒の自立を支援する。	学校教育課
訪問指導員の配置（再掲）	不登校生徒に対しよりきめ細かな支援を行うため、中学校、義務教育学校に「訪問指導員」を配置している。訪問指導員を通して在宅生徒が一歩でも前進できるよう対応している。	学校教育課
就学相談の実施（再掲）	すべての児童・生徒に教育を保障することを第一に、一人ひとりの障がいの状態、発達の状況に応じて、子どもの持っている力を十分に伸ばせるよう相談に応じる。自己自立を図ることのできるよりよい教育環境への就学に向けて、専門の相談員が保護者の方々と一緒に考え、学校の紹介等の就学相談を実施する。	学校教育課

※「ひきこもり」とは、6か月以上にわたり、家族以外の人との接触を避け、学校や職場などの社会生活に参加せず、ほとんど自宅で過ごしている状態のことです。身体的なこと、心理的なこと、社会的なこと等、「ひきこもり」には様々な要因が絡み合っています。

※「閉じこもり」とは、老化に伴い、一日のほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小した状態のことです。閉じこもりがちな生活が続くと、筋力や食欲が低下し、認知症やうつなどになりやすくなります。厚生労働省では、外出頻度が「週1回未満」の者を閉じこもりと定義しております。

(5) 再犯防止対策の推進

国の再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・県・市・民間の関係団体との緊密な連携協力を確保して、再犯防止施策を総合的に推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
社会を明るくする運動 強調月間の実施	「犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助けることへの理解と協力を進める」ことを目指し、全国では毎年7月が強調月間となっているため関係機関と連携しこの運動を展開する。	社会福祉課
更生保護に関わる団体 などとの連携強化	保護司会や名取市更生保護女性会などの活動を支援する。保護司の継承者についての人材の発掘についても支援する。	社会福祉課
更生保護サポートセンター に対する支援	地域における更生保護諸活動の拠点となる更生保護サポートセンターの充実に向けて支援を行う。	社会福祉課
薬物乱用対策の推進	薬物乱用防止教育の推進と充実を強化し、児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。また、青少年や家庭、市民に対する薬物乱用防止の啓発として、地域の関係団体や関係機関との連携により、青少年、家庭、市民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を広く行う。	学校教育課 社会福祉課

＜国の再犯防止推進計画の概要＞

【5つの基本方針】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

【7つの重点課題と主な施策】

<p>① 就労・住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実 ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実 ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等 	<p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化 ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援 ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
<p>③ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等 	<p>④ 特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント機能の強化 ・ 特性に応じた効果的指導の充実 ・ 効果検証・調査研究の実施 等
<p>⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進 ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等 	<p>⑥ 地方公共団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のネットワークにおける取組の支援 ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
<p>⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備</p>	<p>⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備</p>

政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

資料：平成30年版再犯防止推進白書より

(6) 権利擁護の利用促進

福祉サービスを利用する際に、自らの意志に基づいて適切なサービスを利用し、利用者の権利が保障されるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
消費者契約に関する被害防止	関係機関と連携し、消費者被害等の実態や防止方法の啓発に努める。	市民協働課
男女共同参画社会の確立	男女共同参画社会の実現を目指し、情報誌の発行やイベントの開催で周知啓発を図る。	市民協働課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
家庭児童相談員設置事業	DV、児童虐待に関する相談を受け、関係機関と連携し支援を行う。	こども支援課
虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員により、児童虐待に関する相談・指導・助言を行う。	こども支援課
虐待の早期発見と予防	健康診査、健康相談、訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行う。	こども支援課 保健センター 学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課
虐待相談窓口の設置	高齢者虐待や障がい者虐待に関する通報、相談を受け、警察等関係機関と連携し支援する。	介護長寿課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用相談・支援及び後見等市長申立、後見等報酬費用助成を行う。	介護長寿課 社会福祉課

(7) 成年後見制度の利用促進（名取市成年後見制度利用促進基本計画）

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、相談窓口の整備や地域連携のしくみづくりを推進し、制度の周知啓発と利用促進を図るため、次のとおり「名取市成年後見制度利用促進計画」を定めます（社会福祉協議会の活動内容の詳細は、第5章をご覧ください）。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
成年後見制度の利用促進と広報体制の整備	成年後見制度の利用を必要とする、判断能力が不十分な方やその家族をはじめ広く市民に対し、本市や社会福祉協議会のほか、地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援事業所や各種介護・福祉サービス事業者、医療機関等と連携し、制度の周知のための研修会の実施やわかりやすい案内資料の作成・説明を行い、周知啓発と利用促進を図る。 また、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、法人後見についても関係機関と協議し、後見人（※）の担い手の育成についても検討する。	介護長寿課 社会福祉課
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	支援を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみづくりに取り組む。身近な相談窓口として、地域包括支援センターや相談支援事業所、保健・医療・福祉の関係機関との連携と、地域の民生委員・児童委員等と協力して日常的に本人を支え必要な対応を行う体制づくりを進める。 【地域連携ネットワークの3つの役割】 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の構築	介護長寿課 社会福祉課
障害者相談支援事業（再掲）	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行う。	社会福祉課
成年後見制度利用支援事業（再掲）	成年後見制度利用相談・支援及び後見等市長申立、後見等報酬費用助成を行う。	介護長寿課 社会福祉課

＜国の成年後見制度利用促進基本計画の概要＞

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年5月13日施行）

第六章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【国の基本的な考え方】

- ① ノーマライゼーション（※）（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

■ 基本目標Ⅱの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 （年度）	目標値 （令和6年度）	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員の充足率	94.8% （令和元年改選時）	97.0%	社会福祉課
生活保護受給世帯のうち就労等による廃止世帯の割合	16.7% （平成29年度）	20.0%	社会福祉課
生活困窮者自立支援法の認知度	12.1% （平成30年度）	25.0%	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター会員数	688人 （平成29年度）	700人	こども支援課
こども家庭総合支援拠点の設置	未設置 （平成29年度）	設置	こども支援課
成年後見制度の認知度	30.3% （平成30年度）	42.0%	介護長寿課 社会福祉課
高齢者ふれあいサロン・生きがいつくり事業・通いの場実施団体数	43団体 （平成29年度）	61団体	介護長寿課

基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した

協働・連携によるまちづくり

基本方針 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

■現状と課題



市民調査と団体調査を比べると、市民と行政とのあるべき関係については、団体は「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が約73%と、市民の約45%を大きく上回り、協働の大切さを認識しています。

高齢者から始まった地域包括ケアシステムは、障がいのある人が地域回帰などを含む広がりを持ち、様々なニーズに対して必要な支援を包括的に提供するための取り組みですが、さらなる推進が求められております。

今後は、地域の実情に応じた保健・医療・介護・福祉の多職種の連携や地域づくりを一層推進させる必要があり、その連携体制のひとつとして、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応するまたは関係機関につなぐ「断らない相談支援体制」の構築が必要です。

また、多様な主体が担い手となり、ともに支え合う地域づくりを進めることで、障がいのある人もない人も、健康な人もそうでない人も、子どものいる人もそうでない人も、性別や年齢、家庭環境等に関わりなく、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

○困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を貸したりしましょう。

【市や関係団体・機関】

○サービス提供事業者や従事者への研修を開催し、従事者の専門性の向上を図るとともに、連携体制の強化を図ります。

○生活支援コーディネーターを活用し、地域における生活課題の解決や適切なサービス、生活支援サービスにつなげます。

○障がいのある人が介護を必要となった場合でも地域で自分らしく暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉の連携を図ります。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市に住む高齢者や障がい者（児）等が必要とするサービスを一体的に利用することができるよう、保健・医療・介護・福祉等の関係機関が連携し、地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの一層の充実に努めます。

「断らない相談支援体制」の構築に向け、市全体がチームとなって支援を行う多機関連携の強化を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者（児）が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された体制の充実に努める。	社会福祉課
地域支援事業の推進	高齢者の生活を社会全体で支援するため、地域支援事業を推進する。	介護長寿課
生活支援サービスの推進	生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の生活課題の把握や地域資源の発掘、生活支援の担い手の育成、多様なインフォーマルサービスの可能性を探り、高齢者の社会参加及び生活支援の充実に目指す。	介護長寿課

基本方針 2 福祉サービスの適切な利用促進

■現状と課題



市民調査では、福祉サービスに関する情報の入手先としては市役所が最も頼りとされていますが、行政が行っている福祉サービスの水準については評価を留保した層が多いこともあり、充実しているとの回答は約4分の1にとどまっています。充実していないと考える福祉サービスは、高齢者に関する福祉が最も多く、以下子どもに関する福祉、病気療養中の人に関する福祉、認知症の人に関する福祉、身体・知的・精神障がい者に関する福祉となっています。

団体調査では、福祉サービスの水準について、約40%が充実していると回答しており、市民に比べて高評価です。充実していないと考える福祉サービスは、閉じこもりやひきこもりの人に関する福祉が最も多く、次いで認知症の人に関する福祉となっており、市民に比べて切実な問題・課題を抱えた層への支援が必要だと回答しています。

本市では、支援を必要とする市民が自分に合った福祉サービスを適切かつ円滑に利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等のそれぞれの個別計画に基づいて対応していますが、今後は分野間の連携を深め、要支援者の情報共有に加え、横断的な福祉サービスの提供が円滑にできるような体制整備が必要です。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 広報紙やホームページ等を活用し、制度や福祉サービスの情報を入手し、自分にあったサービスを選択できるよう、情報収集に心がけましょう。
- サービスを利用の際には、サービス提供事業者に希望や意思を伝え、不明点等がある場合には質問し、事業者の選択を慎重に行いましょう。
- 利用者が自分にあったサービスを利用できるよう、情報を共有しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ、出前講座等を通じて、サービス内容や事業者情報を提供します。
- 事業者の指導・監督を行い、適切なサービスが提供できるよう支援します。

■具体的な取り組み



(1) 福祉サービスの充実

福祉による支援を必要とする人がそれぞれの状態に応じた適切なサービスを利用することができるよう、市内の福祉サービスの充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
名取市障がい者等地域づくり協議会の設置	障害者相談支援事業の一環として、地域において障がい者（児）の生活を支えるシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすために設置する。	社会福祉課
障害者自立支援事業	障がい者（児）の特性にあわせ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める福祉サービスなどを適切に提供する。	社会福祉課
障害者地域生活支援事業	障がい者（児）の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付等事業など様々な事業を行う。	社会福祉課
障害児通所支援事業	障がい児の特性にあわせ、児童福祉法に定めるサービスを適切に提供する。	社会福祉課
障害者医療費助成事業（再掲）	障がい者（児）の医療費の一部を助成し、適正な医療機会の確保と経済的負担の軽減を図る。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業（再掲）	昼間保護者が不在になる家庭の小学校1年生から6年生までの児童が放課後に過ごす生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	こども支援課
福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用券等交付事業（再掲）	高齢者または障がい者（児）等の生活福祉の向上を図るため、福祉バス乗車券等、福祉タクシー利用券等を交付する。	介護長寿課 社会福祉課
緊急通報システム（※）の設置	高齢者、障がい者の突発的な急病や事故に備えて、緊急情報システムを貸与し、日常生活上の安全を確保し、不安を解消する。	介護長寿課 社会福祉課
福祉用具購入への助成	電磁調理器または自動消火器を購入した際の補助金を交付する。	介護長寿課
訪問理美容事業	寝たきり等により外出できない高齢者に対し、理美容サービスの出張費を助成する。	介護長寿課

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
在宅老人短期入所	介護保険制度による短期入所（ショートステイ）の対象とならない高齢者が、家族の外出等により一時的に介護者が不在になり、自宅での生活が困難になる時に、短期間養護老人ホームに入所できるサービスを提供する。	介護長寿課
在宅ねたきり老人等おむつ支給事業	市内に居住する高齢者を介護している人（独居の人は本人）に対し、要件を満たした場合、紙おむつを支給する。	介護長寿課

（２）サービス事業者への支援

各種福祉サービスの質の向上に向け、事業所への指導や研修会を通じたサービス事業者の知識の向上や、各関係機関の連携を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
基幹相談支援センター（※）の設置【新規】	地域における障がい者（児）の相談支援の資質向上を図るため、相談支援の中核的な役割を担う機関を設置する。	社会福祉課
地域包括支援センター運営事業	包括的マネジメント支援として、ケアマネジャーの支援を行う。	介護長寿課
介護給付費等費用適正化事業	ケアプラン（※）点検を通じ、「自立支援」に資する適切なケアプランについて介護支援専門員とともに検証確認することで介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアプラン」の啓発を図る。	介護長寿課
事業所への集団指導、実地指導、研修会の開催等	事業所への集団指導、実施指導、研修会の開催等を通じ、サービス事業者の知識の向上と、連携の機会を提供する。	介護長寿課

(3) 福祉人材の養成支援

保育士、訪問介護員、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師等の専門的な支援を行える人材や窓口対応にあたる職員等の資質の向上や新たな人材の発掘・育成を行い、本市のサービス提供基盤の強化を図ります。

「断らない相談支援体制」の構築に向けて、本人や家族を包括的に受け止めるための面接の方法や、課題を解きほぐす分析の視点、あるいは市全体でチームによる支援を行うための総合調整等に関する手法・知識を持つ人材の育成に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
市職員向けゲートキーパー研修会の開催	自死対策として、窓口や業務のなかで相談対応にあたる職員に対し、困っている人に気づき、つなげるためのゲートキーパー研修を行う。	総務課 保健センター
福祉人材の確保・質の向上	保育士、訪問介護員、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師等の専門人材の確保・定着のため、国や県で進める従事者に対する研修や、相談体制の整備、処遇改善策などを周知する。 また、地域活動や研修会等を通じて、新たな担い手の発掘や育成を支援する。	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課 保健センター
各種相談員等の養成や研修等の充実	窓口等で相談対応にあたる一般職員の専門的知識・技術が向上するよう研修を実施する。また、障害者相談員等についても研修を実施する。	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課 保健センター
専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討【新規】	地域共生社会の実現に向け、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置について、社会福祉協議会との協議の上、検討する。	社会福祉課

基本方針 3 安全・安心の環境づくり

■現状と課題



市民調査では、地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこととして、災害や防災対策、安全や治安への取り組みが多く挙げられており、自身ができると思われる活動についても災害や防災対策が最も多くなっています。

本市では市民の安全・安心な暮らしを守るために、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが利用しやすいように配慮したバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備を進めており、本市や社会福祉協議会などの関係機関は、誰もが安全に活動できる環境を確保する必要があります。また、市民は、自身の状態にあわせて、自身の安全・安心が保たれるよう、災害時等の非常時に備えて日頃から準備しておくことが求められています。

■皆で取り組めること



【市民・地域】

- 思いやりや助け合いの心を持ち、すべての人が住みやすいまちづくりを目指しましょう。
- 地域で困っている人を見かけたら声をかけ、手助けをしましょう。
- 認知症や障がいなど、正しい知識を持ち、思いやりや配慮のある地域づくりを行いましょう。
- 日頃から声かけ、見守り活動を行い、災害時に避難支援が必要な人を把握しておきましょう。
- 日頃から避難場所や避難経路等について確認しておきましょう。
- 家庭や地域において、防災訓練や避難訓練に積極的に参加し、自主防災意識を高めましょう。
- 自主防災会、学校、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を強化し、地域の防災機能を強化しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 防災マップの周知を図るとともに、広報紙やホームページ等で防災・災害に関する情報提供を行い、地域の防災知識を高めます。
- 自主防災会や民生委員・児童委員と連携し、災害時に避難支援が必要な人を把握し、災害時の迅速な対応に備えます。

■具体的な取り組み



(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

「バリアフリー法（※）」や宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路・歩道のバリアフリー化を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化	障がい者（児）や高齢者のみならず、妊婦や子ども連れ、外国人等を含めたすべての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、これまで本市で進めてきたバリアフリー化の取り組みに加え、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進する。	各担当課
安全、安心な道路整備	国土交通省の道路の移動等円滑化整備ガイドライン、宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき道路整備を行う。 （歩道には点字ブロック設置、車椅子のための段差解消。地下歩道や自由通路等は滑りづらい床タイルとし、点字標示の手摺りを設置。案内表示板に文字と絵を併記。駐車場には車椅子対応のスペースを設置）	土木課

(2) 災害時における支援体制の充実

防災リーダーの養成、東日本大震災の教訓を活かした避難行動マニュアルやハザードマップ(※)の作成などを行い、市民の防災意識や知識を高めるよう努めます。

災害発生時に円滑に避難行動要支援者(※)を支援できるよう、町内会や自主防災会、民生委員・児童委員などと情報共有を進めるなど、市民と協力して支援体制の構築を進めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
自主防災組織への支援事業	町内会等を単位として設立した自主防災組織の充実を図るため補助金を交付する。	防災安全課
地域防災リーダー養成事業	各種研修・講座等を通じて、地域の防災活動を担う防災リーダーの養成に努める。	防災安全課
避難行動マニュアル等作成事業	東日本大震災の教訓を避難行動に反映させるため、避難行動マニュアルやハザードマップを作成し、自らの安全を守るための避難行動の適切な判断を促す。	防災安全課
避難行動要支援者支援制度の取組	災害発生時に支援が必要な方を把握し、町内会や自主防災会、民生委員・児童委員などと連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・拡充を図るとともに、災害時における支援の仕組づくりを進める。	社会福祉課
福祉避難所(※)の協定締結	災害発生時に指定避難所での生活が困難な要配慮者について、市内外の福祉法人と協定を締結し、特定の福祉施設を避難所と位置付け、要配慮者の二次避難を実施する。	社会福祉課
医療救護活動検討委員会の設置	災害発生時に関係医療機関が円滑な救護活動が行えるように、平常時から検討委員会において医療救護に関する調査研究を実施する。	保健センター
医療救護活動マニュアルの策定	災害発生時に関係医療機関が円滑な救護活動を行うことを目的にマニュアルを作成し共有する。	保健センター

■基本目標Ⅲの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
自主防災組織の組織率	78.0% (平成29年度)	84.0%	防災安全課
地域共生社会の実現には、住民と行政の協力が 必要だと考える住民の割合	57.9% (平成30年度)	70.0%	社会福祉課
避難行動要支援者のうち事前に避難支援者等関 係者へ名簿情報を提供している人の割合	28.0% (平成29年度)	32.0%	社会福祉課
基幹相談支援センターの設置	未設置 (平成29年度)	設置	社会福祉課
障がい者福祉の充実に関する市民の満足度	12.6% (平成29年度)	13.8%	社会福祉課
子育てに関する市民の満足度	17.2% (平成29年度)	20.0%	こども支援課
地域包括支援センターの機能強化	3箇所 (平成29年度)	4箇所	介護長寿課
医療体制の充実に関する市民の満足度	28.5% (平成29年度)	29.9%	保健センター

第5章 地域福祉活動計画の展開

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織された民間福祉団体です。

地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を頂きながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く地域住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面をあわせ持った組織です。

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域住民、ボランティア、NPO、福祉関係者と連携を図りながら福祉活動を展開しています。

2. 名取市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動の推進

少子高齢化や核家族化等の進行により、身近な支え合いが希薄化するなど、地域での福祉課題が複雑化する中、地域住民による身近な支え合いの構築が望まれています。どのような状況になっても住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、市民による支え合い活動のサポート、地域における福祉人材の発掘やリーダーの養成に努めます。

そのため地域福祉がどのようなものを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向けてあらゆる立場の人々が「つながる」、「知る・わかる・つながる」をコンセプトとした地域福祉活動の推進を図ります。

3. 組織・体制の見直し

名取市社会福祉協議会では、基盤強化の推進を図ります。また、地域福祉活動の迅速なサービスの実施が図られるよう運営・組織体制の改善・改革を検討します。

4. 地域福祉活動計画の展開

基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり

■具体的な取り組み



(1) 広報・啓発活動の推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①社協だよりの充実	現在取り組んでいる事業の報告やイベントの案内など、名取市社会福祉協議会の旬な話題を伝える広報紙として、年2回（3月、10月）発行している。社協だよりの発行を通じ、社会福祉協議会や地域福祉団体の情報を積極的に発信するため、発行回数の増加や掲載内容の充実を図る。また、誰もがわかりやすく親しみのある広報紙の作成に努める。
②社会福祉協議会ホームページの充実	名取市社会福祉協議会のホームページについて、市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとして運用を図る。ホームページを通じ、社会福祉協議会や地域福祉団体の情報を積極的に発信する（社会福祉協議会ホームページでのボランティア等の情報発信）。
③福祉関係団体が行う情報発信の支援 【新規】	各福祉関係団体が行う広報紙の発行支援やホームページの作成支援を行い、地域福祉団体の情報を積極的に支援する。
④SNSを活用した情報発信の推進【新規】	SNSの活用など新たな情報伝達手段を検討し、幅広い年齢層への情報発信に努める。

(2) 福祉教育の充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① キャップハンディ体験の実施	「キャップハンディ体験」とは、「ハンディキャップ（不利な条件）」の前後を入れ替えて作られた言葉で、障がいのある状態を疑似体験することで、その方々の置かれている状況や、環境、障がいに対する理解を深めること、また障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域環境を考えるきっかけづくりを目的としている。
② 各種実習生受け入れ事業の推進	各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行っている。 福祉分野で活躍することを目指す人の支援ができるよう、今後も継続的に実習の受け入れを行う。
③ 福祉学習・ボランティア体験の推進【新規】	長期休暇を活用したボランティア体験や、世代間交流など、子どもから大人まで、すべての人に対し、福祉への興味関心を育てる学習「見て・聞いて・感じられる」体験プログラムを開発し、学校（地域活動コーディネーター等）や関係団体と連携し、学習活動を推進する。

(3) 地域交流の場の充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①地区福祉委員会への支援の強化	<p>名取市内8地区（増田・増田西・名取が丘・閑上・下増田・館腰・愛島・高館）にある地区福祉委員会が地域の実情に即した地域福祉活動を行えるよう、以下の方法での支援を検討する。</p> <p>【支援方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討し、地域の状況把握や地区福祉委員会の活動に関する相談対応、運営支援を行う。 ・地区福祉委員会の活動が継続的に行われるよう、活動費の助成を行う。
②福祉関係団体の活動支援	<p>名取市老人クラブ連合会や名取市ボランティア連絡会、民生委員児童委員協議会の事務局として、団体の運営支援や広報活動の支援を行う。</p> <p>また、共同募金委員会の事務局として、赤い羽根共同募金運動を行い、福祉教育や災害に備える活動の財源確保、活動の推進を図る。</p>
③サロン等活動助成金制度の検討【新規】	<p>地域で行われている住民主体のサロン活動や支え合い活動が継続的に行われるよう、また、新たに活動を開始する人の支えとなるよう、活動資金の支援を目的に助成金制度の創設を検討する。</p> <p>助成金制度の運用を行いながら、各活動の情報収集や活動上の課題に関する相談、情報交換の場の実施など、今後の活動をより活発にするための方策を検討する。</p>

基本方針 2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

■具体的な取り組み



(1) ボランティアの育成

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① ボランティアセンターの充実強化	<p>ボランティアセンター機能の充実を図り、現在活動しているボランティアの支援を行うとともに、活動を希望する方の支援、ボランティアに関する啓発事業の開催など、市内のボランティア活動がより活発になるよう事業を展開する。</p> <p>【ボランティアセンターの主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに関する啓発事業の開催 ・ ボランティア活動団体への支援 (活動支援、助成金制度、アドバイザー等) ・ ボランティアコーディネーターの育成 ・ おでって登録システムの運営 名取市社会福祉協議会で運営するボランティア登録システム。「おでって」とは、方言で「お手伝いする」ことで、一人ひとりの「何かしたい!」「何かできることがあるはず」といった想いを形にし、活動へつなげるためのしくみである。 ・ おれんじ一番星隊の運営 「おれんじ一番星隊」とは、名取市社会福祉協議会が実施した認知症サポーター養成講座を受講し、そこで得た知識を自分や周りの人、地域のために役立てたいとサポーター登録をしてくれた人のことで、みんなが個性を活かし、つながり、活躍できるしくみになるよう運営している。 ・ ボランティア保険の受付 ・ ボランティアとボランティア依頼者とのマッチング（結びつけ）

(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討【新規】	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討する。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める役割を担う。
②地域福祉活動に関する啓発事業の開催【新規】	住民対象の講座の精査や企画・検討を行い、新たな地域活動者の発掘や助け合いのしくみづくりに取り組む。 【新たな講座企画の一例】 ・身近な地域における助け合い活動に関する講座 ・50代、60代向け地域活動デビュー準備講座

■基本目標Ⅰの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
社協だよりの発行回数	年2回毎戸配布	年3回毎戸配布
名取市社会福祉協議会ホームページのアクセス数	月平均1,300件	月平均3,000件
SNSの活用	未実施	実施
キャップハンディ体験の実施回数	年14回	年20回
キャップハンディ体験プログラムの種類	3種類	6種類
各種実習生の受入延べ人数	約延べ300人	現状維持
福祉体験・ボランティア体験講座の実施	未実施	実施
ボランティアに関する啓発事業の実施	未実施	実施
おでって登録者人数	81人	200人
おれんじ一番星隊登録人数	54人	100人
ボランティアコーディネーターの育成・配置	未実施	実施
地域福祉に関する啓発事業の開催	未実施	年2回

基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

基本方針1 地域活動への支援

■具体的な取り組み



(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討【新規】（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討する。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める役割を担う。
②サロン等活動助成金制度の検討【新規】（再掲）	地域で行われている住民主体のサロン活動や支え合い活動が継続的に行われるよう、また、新たに活動を開始する方々の支えとなるよう、活動資金の支援を目的に助成金制度の創設を検討する。 助成金制度の運用を行いながら、各活動の情報収集や活動上の課題に関する相談、情報交換の場の実施など、今後の活動をより活発にするための方策を検討する。
③地域資源マップの作成【新規】	支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、様々なサービスや地域活動等の支援の情報を集めた地域資源マップを作成する。

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① 社会福祉協議会会費の募集方法及び・活用方法の検討【新規】	社会福祉協議会会費の募集を通し、福祉意識の醸成や福祉のまちづくりについて考える。 地域福祉活動を促進するための新たな活用法についても検討を行う。 会費の使途の明確化とわかりやすい情報公開・地域福祉財源による課題解決への有効活用のしくみづくりを行う。
② 社会福祉協議会の基盤強化の推進	経営理念に基づく方針や戦略の明確化を行い、組織体制を強化する。 迅速な問題解決を図るための意思決定体制及び役割分担、権限の明確化を図る。 事業成果の見える化に向けた検討と見直しを図る。 職員能力の向上（人財育成）のしくみづくりを図る。
③ ボランティアセンターの充実強化（再掲）	ボランティアセンター機能の充実を図り、現在活動しているボランティアの支援を行うとともに、活動を希望する方の支援、ボランティアに関する啓発事業の開催など、市内のボランティア活動がより活発になるよう事業を展開する。
④ 担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討【新規】（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討する。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める役割を担う。
⑤ 寄付・善意銀行の啓発活動の推進	善意銀行とは、市民や団体等から寄付・寄贈された金銭や物品を預かり、市内の支援を必要とする人や福祉施設等へ届け、社会福祉活動として役立てる活動である。寄付・寄贈の活動を通し、福祉課題の解決につなげられるよう、事業を展開する。
⑥ 子ども家庭福祉に関する調査研究【新規】	子どもや子育て家庭に対する地域福祉事業の整備状況についての把握を目的とした実態調査を行い、今後の充実を図る。

(3) ボランティア・NPO団体等への支援

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① ボランティアセンターの充実	ボランティア・NPO活動を促進させる支援策の充実を図る。 相互の活動を認識し尊重し合うなかで特性を活かした協働のあり方(活動拠点、人材養成、情報の収集・提供、活動資金)を検討する。
② 担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討【新規】(再掲)	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を検討する。 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める役割を担う。

基本方針 2 情報提供の充実

■具体的な取り組み



(1) 情報提供の充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①社協だよりの充実 (再掲)	現在取り組んでいる事業の報告やイベントの案内など、名取市社会福祉協議会の旬な話題を伝える広報紙として、年2回(3月、10月)発行している。社協だよりの発行を通じ、社会福祉協議会や地域福祉団体の情報を積極的に発信するため、発行回数の増加や掲載内容の充実を図る。また、誰もがわかりやすく親しみのある広報紙の作成に努める。
②社会福祉協議会ホームページの充実 (再掲)	名取市社会福祉協議会のホームページについて、市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとして運用を図る。ホームページを通じ、社会福祉協議会や地域福祉団体の情報を積極的に発信する(社会福祉協議会ホームページでのボランティア等の情報発信)。
③新しい情報発信方法の検討【新規】	従来方法である広報紙やホームページだけにとどまらず、新たな情報発信方法について検討する。 【新たな情報発信方法の一例】 ・事業ごとの紹介チラシの作成 ・地域に職員が出向き、社会福祉協議会の事業について説明する
④SNSを活用した情報発信の推進【新規】 (再掲)	SNSの活用など新たな情報伝達手段を検討し、幅広い年齢層への情報発信に努める。

基本方針 3 相談支援の充実

■具体的な取り組み



(1) 相談支援の充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①各種相談事業の実施	<p>各種相談事業の運営を行い、生活課題や複数の福祉課題を抱える人を支援するため、専門家や関係機関等と連携した相談支援体制の充実を図る。</p> <p>【各種相談事業の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 ・生活福祉資金貸付制度（※）に関する相談 ・生活安定資金貸付制度（※）に関する相談 ・日常生活自立支援事業の利用に関する相談 ・相談支援事業における総合相談、障がい福祉サービス利用に関する相談 ・居宅介護支援事業における介護サービス利用に関する相談
②相談体制構築の検討 【新規】	<p>現行の各種相談事業、相談支援事業の実績を活かし、取り組みを一層強化する。「伴走型支援」として「関わり続ける」相談支援体制を目指す。</p> <p>市民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援やそのしくみづくりを行う。</p> <p>地域にある情報資源の把握に努める。</p>
③各種専門相談に関する情報提供の充実 【新規】	<p>それぞれが抱える多種多様な悩みに応じた各種相談窓口の紹介・案内を行う。</p> <p>【各種相談窓口の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談、就職相談、内職相談 ・健康相談、栄養相談、心の相談 ・ひきこもり・思春期こころの相談 ・アルコール・薬物関連相談
④制度の狭間にある相談体制整備（コミュニティソーシャルワーカーの配置の検討） 【新規】	<p>制度の狭間となる方たちの個々の課題を地域の課題として共有し、支援につながる役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討する。</p>

基本方針4 見守り支援の充実

■具体的な取り組み



(1) 日常的な見守り支援の構築

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①配食サービスの運用	ひとり暮らし高齢者等へのお弁当配達を通じて、地域の中での見守りネットワークを構築する。
②地域における身近な支援者との連携強化【新規】	民生委員・児童委員や区長、町内会等と連携し、乳幼児から高齢者まで、安心して生活できるよう、地域における日常的な見守り体制の強化を図る。

(2) 生活困窮者等への支援

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①生活困窮者等からの相談対応	現行の各種相談事業、相談支援事業の実績を活かし、取り組みを一層強化する。「伴走型支援」として「関わり続ける」相談支援体制を目指す。
②生活困窮者等を支援するための仕組みづくりの検討【新規】	市民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やそのしくみづくりを行う。 地域にある情報資源の把握に努める。 生活困窮世帯や低所得者世帯などに対して、生活再建のために必要な資金の貸し付けや相談援助を行う。
③相談体制構築の検討【新規】（再掲）	低所得者世帯などに対して、資金の貸付け等を行い、経済的な支援と自立を助長する。 名取市や民生委員・児童委員、関係機関との連携により、利用者の自立した生活の支援に努める。
④子ども食堂・子どもサロンの支援【新規】	子ども食堂や子どもサロンの運営を支援する。 【新たな生活困窮者支援の一例】 ・フードバンク（※）の運営 ・支援活動者のサポート ・市内関係機関による情報交換等の場づくり ・関係機関、支援者との連携強化

(3) 経済的支援の推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①生活困窮者等からの相談対応（再掲）	<p>現行の各種相談事業、相談支援事業の実績を活かし、取り組みを一層強化する。「伴走型支援」として「関わり続ける」相談支援体制を目指す。</p> <p>市民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やそのしくみづくりを行う。</p>
②生活困窮者等を支援するための仕組みづくりの検討【新規】（再掲）	<p>地域にある情報資源の把握に努める。</p> <p>生活困窮世帯や低所得者世帯などに対して、生活再建のために必要な資金の貸し付けや相談援助を行う。</p> <p>低所得者世帯などに対して、資金の貸付け等を行い、経済的な支援と自立を助長する。</p>
③相談体制構築の検討【新規】（再掲）	<p>名取市や民生委員・児童委員、関係機関との連携により、利用者の自立した生活の支援に努める。</p> <p>子ども食堂や子どもサロンの運営を支援する。</p> <p>【新たな生活困窮者支援の一例】</p>
④子ども食堂・子どもサロンの支援【新規】（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクの運営 ・支援活動者のサポート ・市内関係機関による情報交換等の場づくり ・関係機関、支援者との連携強化

(4) ひきこもりや閉じこもりの対応策

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①当事者・家族等からの相談対応	<p>当事者家族等への支援を行う際には、本人と家族の気持ちを尊重しつつ、「社会的なつながりが十分持てず、生活上困っている」という視点に立ち、社会福祉協議会が持つ関係者の連携を図る機能を活かし、関係機関との支援ネットワークの一翼を担う。</p>
②当事者・家族等を支援するための仕組みづくりの検討【新規】	<p>【新たな支援事業の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催
③当事者・家族等支援事業の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査 ・交流会の開催

(5) 再犯防止対策の推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①名取市更生保護女性会への支援の検討 【新規】	更生保護とは、非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として立ち直るのを助けようとする制度である。 更生保護の普及啓発や、立ち直りの支援、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援に取り組む名取市更生保護女性会に対して支援を検討する。

(6) 権利擁護の利用促進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の充実	日常生活自立支援事業の啓発、利用促進を図る。 権利擁護に関する相談、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携のあり方を検討する。
②成年後見制度との連携のあり方の検討 【新規】	成年後見制度利用促進法で期待される社会福祉協議会の役割について検討する。

(7) 成年後見制度の利用促進（名取市成年後見制度利用促進基本計画）

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の充実（再掲）	日常生活自立支援事業の啓発、利用促進を図る。 権利擁護に関する相談、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携のあり方を検討する。
②成年後見制度との連携のあり方の検討 【新規】（再掲）	成年後見制度利用促進法で期待される社会福祉協議会の役割について検討する。

■基本目標Ⅱの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	未配置	配置
サロン等活動助成金制度の実施	未実施	実施
地域資源マップの作成	未作成	作成
日常生活自立支援事業利用者数	21人	30人
配食サービスの利用登録者数	32人	60人
フードバンクの運営	未実施	実施
地域生活に課題を抱える方を支援する関係機関等による 情報交換の場づくり	未実施	実施
ひきこもりについて学べる講座の開催	未実施	年1回
ひきこもりの方に関する状況把握を目的とした実態調査	未実施	実施
ひきこもりの方やその家族の交流会の開催	未実施	年2回

基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した

協働・連携によるまちづくり

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 具体的な取り組み



(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討【新規】（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討する。 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める役割を担う。

基本方針 2 福祉サービスの適切な利用促進

■具体的な取り組み



(1) 福祉サービスの充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①ほっとなとりの各種事業	福祉サービス利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じ、利用者選択に基づき、適切な福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう事業を実施する。 介護保険法、障害者総合支援法（※）に基づき、福祉サービスの展開を図る。
②福祉サービスに関する情報提供の充実	（介護保険）居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入販売、通所介護 （障がい福祉）相談支援、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、移動支援、訪問入浴、就労移行支援、就労継続支援B型

(2) サービス事業者への支援

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①市内事業所との連携	情報交換会を開催し、市内のサービス事業所との連携の強化を図る。
②災害時を想定した事業所間連携【新規】	災害発生時においても、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けられることができるよう、情報交換の場を設けるなど、事業所間の連携の強化を図る。

(3) 福祉人材の養成支援

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
①各種実習生受け入れ事業の推進（再掲）	各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行っている。 福祉分野で活躍することを目指す人の支援ができるよう、今後も継続的に実習の受け入れを行う。
②ヘルパー等の初任者のための研修の実施【新規】	地域福祉に関心を持ち、介護に関する基本的な知識や技術を身につけ、意欲を持って働くことができるよう、初任者のための研修を実施する。
③ボランティア養成講座【新規】	ボランティア活動に興味を持ち、必要な知識や技術を身につけられるよう、「介護講座」や「認知症サポーター養成講座」など各種講座を開催する。

基本方針3 安全・安心の環境づくり

■具体的な取り組み



(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① キャップハンディ体験の実施（再掲）	「キャップハンディ体験」とは、「ハンディキャップ（不利な条件）」の前後を入れ替えて作られた言葉で、障がいのある状態を疑似体験することで、その方々の置かれている状況や、環境、障がいに対する理解を深めること、また障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域環境を考えるきっかけづくりを目的としている。
② バリアフリーマップの作成【新規】	車いすの人や高齢者、ベビーカーを利用している赤ちゃん連れの人などが移動・外出しやすくなるよう、市内の各種施設において、多目的トイレ、エレベーター、その他の設備について利用にあたっての配慮がされているか等、バリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成する。
③ ホームページの改修【新規】	名取市社会福祉協議会のホームページに音声読み上げ機能や文字の大きさ調節機能、色反転などの機能を追加するなど、Webアクセシビリティ（※）の向上を図る。

(2) 災害時における支援体制の充実

【社会福祉協議会の主な取り組み・今後の方向性】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況、今後の方向性
① 災害ボランティアセンターの運営	大規模災害が発生した場合、災害ボランティアセンターを開設し、被災者の支援を行う。 また、平時から相互支援協定等に基づき、名取市や近隣市町村社会福祉協議会との連携を密にし、災害発生時に迅速な対応ができるよう準備を行う。
② 災害時を想定した事業所間連携の検討【新規】	【具体的な取り組みの一例】 ・ 災害時相互支援協定 ・ 防災減災教育の実施 ・ 民生委員・児童委員と連携した安否確認のしくみづくり

■基本目標Ⅲの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
市内にある福祉サービス事業所との情報交換会の実施	未実施	実施
災害時を想定した事業所間連携	未実施	実施
ヘルパー等の初任者のための研修実施	未実施	年1回
ボランティア養成講座の開催	未実施	年3回
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置(再掲)	未配置	配置
バリアフリーマップの作成	未作成	作成

第6章 計画の推進と進行管理

1. 多様な協働による計画の推進

地域福祉を構成する主役は、市民の方全員です。

行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは十分ではなく、市民自身が自分たちの住む地域を知り、生活課題に気づき、助け合い、支え合いに対応していく自発的な活動や協力が不可欠です。

それに加えて、多様な福祉ニーズに柔軟かつ包括的に対応していくためには、民生委員・児童委員のほか、地域の各種活動団体やボランティア・NPO 団体、サービス事業者など、地域を支えるあらゆる担い手との協働・連携が必要です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域福祉のすべての担い手が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが大切です。

(1) 市民の役割

市民の一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域を支える重要な一員であるとの気づきを持つことが大切です。

自分たちの住む地域の現状を知り、抱えている課題を克服していくための方策を地域で話し合い、地域福祉活動の担い手として、町内会・自治会活動やボランティア活動などに積極的に参加することが期待されます。

(2) 地域の役割

地域福祉を推進するためには、市民の連帯を強め、地域一体となって取り組むことが大切であることから、民生委員・児童委員等地域で活躍する方をはじめ、様々な地域の活動団体と連携・協働して福祉活動を推進する人が必要です。

(3) サービス事業者の役割

サービス事業者は、専門的な福祉や介護のサービスの提供者として、利用者の視点に立った質の高いサービスの提供に取り組んでいく必要があります。

今後、さらなる多様化が見込まれる福祉ニーズに対応していくためにも、既存事業の充実や新たなサービスへの対応、市民が地域福祉に参画できるようになるための支援などに取り組むことが期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う団体として、法に基づき制度化されている福祉サービスの提供にとどまらない、市民の視点に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉活動を担う多様な主体の中心となって連携を図り、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな地域福祉活動を進めていく、調整役としての役割を担います。

(5) 本市の役割

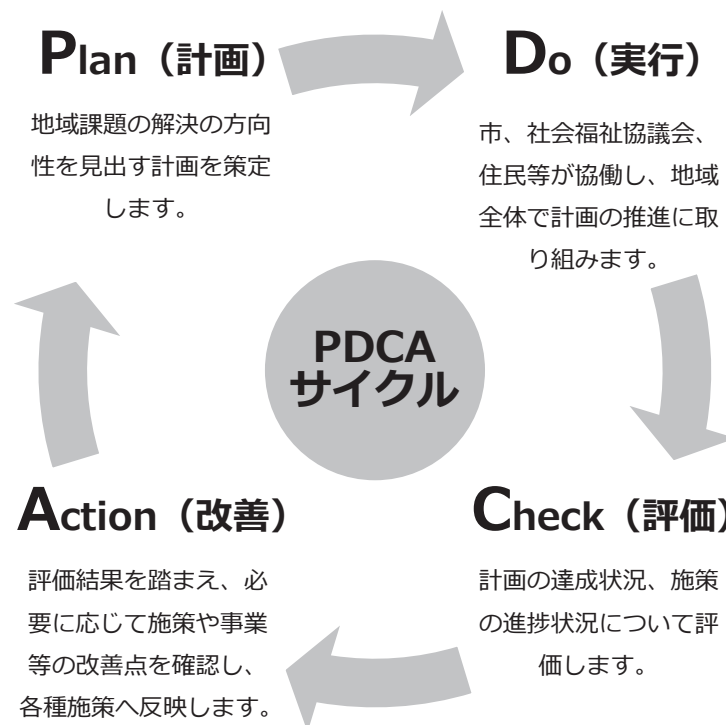
行政には、地域福祉の向上を目指し、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。その責務を果たすため、町内会・自治会等の住民組織や福祉や介護サービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協働を図るとともに、市民や地域福祉の担い手となる多様な主体のニーズの把握に努め、地域の特性に配慮した施策を推進します。

地域共生社会の実現を目指して、地域福祉を推進していくには全庁的な取り組みが必要となるため、庁内関係各課が一体となって施策の推進に努めます。

2. 計画の評価と見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、関連計画の担当課との連携を図りながら、PDCAの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

計画の進行管理と評価については、住民関係団体等や福祉関係団体等の代表、行政や学識経験者などにより構成される「(仮称)名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において、必要な事項の評価や見直しを図ります。



3. 計画の普及・啓発

本計画が目指す地域福祉の方向性や取り組みについては、本市や社会福祉協議会のみならず、市民、ボランティア・NPO団体、サービス事業者等の関係するすべての方が共通理解を持ち、地域に参画し、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要であり、そのためには本計画について、繰り返し普及・啓発を図ることが重要です。

広報紙やホームページへの地域福祉に関する情報の掲載、学校教育の場や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催、本計画書の公共施設等への設置等、様々な媒体や機会を活用し、地域に広く計画並びに地域福祉の考えについての周知を図ります。

資料編

1. 名取市地域福祉計画策定委員会

(1) 名取市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する名取市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について幅広い意見を聴取するため、名取市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療、福祉等関係者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 名取市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	区分	推薦機関等	氏名	備考
1	1号 学識経験者	尚綱学院大学	兔澤 聖	
2	2号 保健医療、福祉等関係者	公益社団法人 名取市シルバー人材センター	太田 佳孝	
3		医療法人仁泉会	橋口 英樹	
4		社会福祉法人宮城福祉会	白地 晃	
5		社会福祉法人みのり会	今野 幸信	委員長
6		特定非営利活動法人 名取メンタルヘルス協会	奈尾 隆平	
7		3号 地域住民の組織に所属する者	名取市民生委員児童委員協議会	川村 米子
8	名取市区長会連合会		武田 昭夫	
9	名取市ボランティア連絡会		庄司 佳子	
10	下増田ふれあいの会		洞口 ひろみ	
11	青少年健全育成 名取市民会議		阿部 文男	
12	4号 その他市長が必要と認める者	名取市老人クラブ連合会	田端 幸男	
13		こども支援課	佐々木 幸夫	
14		名取市手をつなぐ育成会	榊井 裕	
15		名取岩沼地区保護司会	山田 光夫	副委員長

2. 名取市地域福祉計画策定連絡会議

(1) 名取市地域福祉計画策定連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき名取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、名取市地域福祉計画策定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、健康福祉部長の職にある者を、副会長は、委員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

健康福祉部長	政策企画課長	男女共同・市民参画推進室長	防災安全課長	社会福祉課長
こども支援課長	介護長寿課長	保健センター所長	商工観光課長	クリーン対策課長
都市計画課長	生涯学習課長			

(2) 名取市地域福祉計画策定連絡会議委員名簿

No.	部 課	氏 名	備 考
1	健康福祉部長	小林 喜幸	会長
2	政策企画課長兼男女共同・市民参画推進室長	小平 英俊	
3	防災安全課長	五十嵐 竹美	
4	社会福祉課長	早坂 浩輝	副会長
5	こども支援課長	加藤 公一	
6	介護長寿課長	宇田 孝康	
7	保健センター所長	芳賀 和明	
8	商工観光課長	小久保 眞由美	
9	クリーン対策課長	米本 博喜	
10	都市計画課長	馬場 浩一	
11	生涯学習課長	大久保 啓二	

3. 計画の策定経過

開催日	協議内容
令和元（2019）年 5月30日（木）	第1回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画等の策定について （2）現状報告等について （3）計画策定に向けたスケジュールについて （4）その他
令和元（2019）年 7月5日（金）	第1回名取市地域福祉計画策定委員会 （委嘱状の交付） （1）地域福祉計画等の策定について （2）現状報告等について ・各種統計 ・アンケート調査報告 （3）今後のスケジュールについて （4）その他
令和元（2019）年 7月30日（火）	第2回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について （2）その他
令和元（2019）年 8月30日（金）	第2回 名取市地域福祉計画策定委員会 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和元（2019）年 10月29日（火）	第3回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案の中間報告）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和元（2019）年 11月20日（水）	第4回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和元（2019）年 12月24日（火）	第5回 名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和2（2020）年 1月17日（金）	第3回 名取市地域福祉計画策定委員会 （1）名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和2（2020）年 1月30日（木）～ 2月19日（水）	パブリックコメントの実施 意見提出0名

4. 用語集

【あ 行】

- Webアクセシビリティ** 高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
- SNS** ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。
- NPO** ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人 (NPO 法人) という。介護保険制度下のサービスを提供している NPO 法人もある。

【か 行】

- 介護予防** 介護保険制度に導入された概念。高齢者が、寝たきり等の要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすることを意味する。
- 基幹相談支援センター** 障害者自立支援法 (現・障害者総合支援法) の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 (2012) 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
- 義務教育学校** 9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示とあわせて平成 28 (2018) 年 4 月 1 日に施行された。この制度改正によって、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取り組みが容易になるなど、すべての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取り組みを継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。
- 緊急通報システム** 急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すと緊急通報受信施設へ通報できるシステムのこと。事前に自宅の電話回線を利用した緊急通報装置を設置する。本体と、自宅内の各部屋へ移動しても利用できるように、ペンダント型の装置を貸与している。

ケアプラン	要介護者等が介護サービスの適切な利用をすることができるよう、心身の状況、その置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容等を定める事項を書面で計画したもの。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護保険制度による各種介護サービスを利用するにあたって、それぞれの状況に応じた適切なサービス利用のための個別計画を作成したり、サービス提供事業者との調整などを行う。
ゲートキーパー	保健・医療・福祉・教育・経済・労働など様々な分野に関する問題を抱えて悩んでいる方に“気づき”、“声をかけ”、“話を聞いて”、“必要な支援につなぎ”、“見守る”役割を担う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。
後見人	適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための成年後見人の二つがある。
高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。国連では7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と定義している。
コミュニティソーシャル ワーカー（CSW）	日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体とのネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める人のこと。

【さ 行】

社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づき設置された社会福祉法人で民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。 市民の協力や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の1つである。

障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法に代わって、平成 25 (2013) 年 4 月 1 日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人 (15 歳未満は、その保護者) の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級がある。
生活安定資金貸付制度	本市に引続き 1 年以上居住する低所得世帯であって資金の貸付により生活の安定が図られると認められる世帯を対象に一世帯 7 万円以内 (ただし特に必要と認められる場合は一世帯 7 万円以内) を貸付する制度で実施主体は社会福祉協議会。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の方が、自立した生活を送れるよう支援するための法律。 名取市役所では、生活困窮者自立相談支援員が、就労や住まいなど自立に向けた相談を受け付けている。
生活支援コーディネーター	第 1 層生活支援コーディネーターは、名取市社会福祉協議会職員 4 名とチームを組み、地域にはどんなつながりや支え合い (地域のお宝) があるのか、日々、住民の方に教えていただく活動をしている。また、地域のお宝が果たす効果を住民の方と発見し、それを多くの方々に伝えていく役割を担う。
生活習慣病	長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねでおきる病気の総称で、高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症等が挙げられる。
生活福祉資金貸付制度	低所得者世帯 (市町村民税非課税程度)、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とするもので、実施主体は社会福祉協議会。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級がある。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な者が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。また、福祉制度としての地域福祉権利擁護事業との関連を尊重することになっている。

【た 行】

地域型保育事業

平成 27 (2015) 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、家庭的保育（利用定員 5 人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）を市による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けている。教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費とあわせて地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるしくみとすることになっている。

地域共生社会

「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会を目指す」という考え方。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供するしくみをいう。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域（中学校区等おおむね 30 分以内で必要なサービスを提供できる圏域）で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が平成 17 (2005) 年の改正介護保険法に盛り込まれた。また平成 23 (2011) 年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われた。

地域包括支援センター

平成 18 (2006) 年 4 月の介護保険法の改正に伴い導入された「包括的支援事業」を行う機関。高齢者への総合的な相談窓口としての機能等、多様な機能もあわせ持つ。

【な 行】

日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
窓口業務等を名取市社会福祉協議会でやっている。(愛称「まもりーぶ」)

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。

認知症

認知症とは脳や身体の疾患が原因で、物事を記憶したり判断する機能が低下する病気で、老化による「物忘れ」とは異なる。なお、従来の「痴呆」という言葉には誤解や偏見を生みやすいという指摘が以前からなされており、平成 16 (2004) 年 12 月 24 日、厚生労働省内検討委員会において「認知症」へと名称を改めることが決定された。関係法令については平成 17 (2005) 年 1 月以降、標記を変更し、国民への一般的な普及を図るとされている。

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成 17 (2005) 年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100 万人キャラバン」によるもの。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、平成 18 (2006) 年に制度化された。就学前の児童に幼児教育または保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準(平成 24 (2012) 年 4 月からは、都道府県条例で定める基準)を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は 行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。
バリアフリー法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	地域において、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業。
フードバンク	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。
福祉避難所	災害時に、必要に応じて開設される二次的避難所であり、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や要介護等認定者、障がい者、妊婦など、災害時に特別な配慮が必要な人たち（要支援者）に配慮した市指定の避難施設をいう。福祉避難所は耐震やバリアフリーの構造を備え、介助員を置くことなどが条件にあり、高齢者や障がい者の福祉施設が指定されることが多い。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正により、小学6年生までの対象拡大、基準の明確化がなされた。市では就労支援等のためすべての放課後児童クラブの実施時間を19時まで延ばし、事業の拡大・充実を図っている。
保護司	保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

ボランティア

市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

【ま 行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、介護が必要な状態であることの認定を受けた者。訪問調査に基づくコンピュータ判定、主治医の意見等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（改正介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。

要支援（者）

要介護状態まではいかないものの、6か月にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態（要介護状態となるおそれがある状態）で要支援1・2に判定が分かれる。

幼保連携型認定こども園

認定こども園のうち、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

【ら 行】

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和2年3月

名取市 健康福祉部 社会福祉課
〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
電話：022-724-7106
FAX：022-384-2101

社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
〒981-1224 名取市増田 5 丁目 13 番 35 号
電話：022-384-6669
FAX：022-384-6844

